

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年9月30日

【発行者名】 B N Y Mellon ・ インターナショナル ・ マネジメント ・ リミテッド  
( BNY Mellon International Management Limited )

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット ・ レノン  
( Scott Lennon, Director )

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9008、グランド ・ ケイマン、ジョージ ・ タウン、  
エルジン ・ アベニュー190、ウォーカーズ ・ コーポレート ・ リミテッド  
( Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town,  
Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands )

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森 ・ 濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
同 廣 本 文 晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森 ・ 濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 ( 6212 ) 8316

【届出の対象とした募集 ( 売出 ) 外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ニッポン ・ オフショア ・ ファンズ -  
GW セレクト ・ ファンド 安定型  
GW セレクト ・ ファンド 積極型  
( Nippon Offshore Funds -  
GW SELECT FUND MODERATE TYPE  
GW SELECT FUND AGGRESSIVE TYPE )

【届出の対象とした募集 ( 売出 ) 外国投資信託受益証券の金額】  
GW セレクト ・ ファンド 安定型  
クラスA受益証券 1兆円を上限とする。  
クラスB受益証券 1兆円を上限とする。  
GW セレクト ・ ファンド 積極型  
クラスA受益証券 1兆円を上限とする。  
クラスB受益証券 1兆円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ニッポン・オフショア・ファン - GW セレクト・ファンド 安定型  
ズ

GW セレクト・ファンド 積極型

(Nippon Offshore Funds - GW SELECT FUND MODERATE TYPE  
GW SELECT FUND AGGRESSIVE TYPE)

(注1) GW セレクト・ファンド 安定型、およびGW セレクト・ファンド 積極型（以下、個別にまたは総称して「ファンド」または「シリーズ・トラスト」という。）は、アンブレラ・ファンドであるニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。別途定められる場合を除き、異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

(注2) 日本において、ファンドの名称について「ニッポン・オフショア・ファンズ」を省略することがある。また、愛称として「ベストナイン」または「ベスト<sup>ナイン</sup>」等を使用することがある。

(注3) ニッポン・オフショア・ファンズ - GW セレクト・ファンド 安定型およびニッポン・オフショア・ファンズ - GW セレクト・ファンド 積極型を、愛称として、それぞれベストナイン 安定型またはベスト<sup>ナイン</sup> 安定型等およびベストナイン 積極型またはベスト<sup>ナイン</sup> 積極型等と称することがある。

(注4) 用語の定義については、本書別紙A「定義」を参照のこと。

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、GW セレクト・ファンド 安定型円建クラスA受益証券（以下「安定型クラスA受益証券」という。）、GW セレクト・ファンド 積極型円建クラスA受益証券（以下「積極型クラスA受益証券」といい、安定型クラスA受益証券と併せて「クラスA受益証券」あるいは「クラスA」と総称する。）、GW セレクト・ファンド 安定型円建クラスB受益証券（以下「安定型クラスB受益証券」という。）、およびGW セレクト・ファンド 積極型円建クラスB受益証券（以下「積極型クラスB受益証券」といい、安定型クラスB受益証券と併せて「クラスB受益証券」あるいは「クラスB」と総称する。）から成る。（以下「ファンド証券」または「受益証券」と総称する。）

ファンド証券は追加型である。

ファンド証券について、B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

安定型クラスA受益証券 1兆円を上限とする。

安定型クラスB受益証券 1兆円を上限とする。

積極型クラスA受益証券 1兆円を上限とする。

積極型クラスB受益証券 1兆円を上限とする。

(注1) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、円建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行う。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

### （４）【発行（売出）価格】

関連する取引日における各クラス受益証券1口当たり純資産価格

（注1）「取引日」とは、各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。

「営業日」とは、ニューヨーク、ルクセンブルグ、ダブリンおよび東京において銀行が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。

（注2）ファンドの1口当たり純資産価格は原則として1万口当たりで公表される。

（注3）受益証券1口当たり純資産価格に関する照会先は、後記「（8）申込取扱場所」に照会のこと。

## （5）【申込手数料】

安定型および積極型クラスA受益証券の日本国内における申込みについては、以下の申込手数料が上記発行価格に加算される。

申込口数	申込手数料
1億口以上 10億口未満	1.65%（税抜1.50%）
10億口以上 20億口未満	0.55%（税抜0.50%）
20億口以上	なし

（注）管理会社および日本における販売会社（以下に定義される。）が契約により申込手数料について別途合意する場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

なお、申込手数料に関する照会先は、後記「（8）申込取扱場所」に同じ。

安定型および積極型クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。但し、安定型および積極型クラスB受益証券については購入後の経過年数に応じて条件付後払申込手数料（以下「CDSC」または「買戻手数料」ということがある。）が発生する。（CDSCについては、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（2）買戻し手数料」を参照のこと。）本書の日付現在、日本の消費税および地方消費税（以下「日本の消費税」という。）はCDSCに対し課せられない。

受益証券の購入後の経過年数（ <u>    </u> ）	条件付後払申込手数料（CDSC）
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.50%
2年以上3年未満	3.00%
3年以上4年未満	2.25%
4年以上5年未満	1.50%
5年以上6年未満	0.55%
6年以上7年未満	0.20%
7年以上	なし

（ ）上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含む。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が2024年10月1日であり国内における買戻約定日が2027年9月30日であった場合、当該買戻しについては3.00%の条件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が2024年10月1日であり国内における買戻約定日が2027年10月1日であった場合、当該買戻しについては2.25%の条件付後払申込手数料が課せられる。

（注1）投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定される。

（注2）条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない安定型および積極型クラスB受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

（注3）安定型および積極型クラスB受益証券の1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。

（注4）条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続きを行う日本における販売会社を通じて精算される。

## （6）【申込単位】

安定型および積極型クラスA受益証券：1億口以上1万口単位

安定型および積極型クラスB受益証券：50万口以上1万口単位

（注）管理会社および日本における販売会社が契約により別途合意する場合には当該合意に従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

**(7) 【申込期間】**

2024年10月1日（火曜日）から2025年9月30日（火曜日）まで

- (注1) 日本における申込受付時間は、原則として、午後4時（東京時間）までとする。上記時刻以降の申込みは、翌営業日の申込みとして取り扱われる。
- (注2) ファンドは、米国の市民、居住者もしくは法人、またはケイマン諸島の居住者もしくは法人等に該当しない者に限り、申込みを行うことができる。（本書別紙A「定義」『適格投資家』参照）
- (注3) 日本における販売会社は、その独自の判断により、過度の売買を行った経験を有する申込者からの受益証券買付注文を拒絶するため、合理的な努力を払うことに合意している。但し、受益証券の短期売買すべてを防止できる保証はない。
- (注4) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

**(8) 【申込取扱場所】**

S M B C 日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111（受付時間：日本における営業日の8：40～17：10）

（以下「日本における販売会社」という。）

- (注) 上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

**(9) 【払込期日】**

各取引日後4営業日以内（以下「支払日」という。）

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「買付約定日」という。）

- （通常、取引日の日本における翌営業日）から起算して日本における4営業日目（以下「受渡日」という。）までに、販売取扱会社（以下に定義される。）に対して、申込金額を支払う。

**(10) 【払込取扱場所】**

前記「(8) 申込取扱場所」に同じ。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

該当事項なし。

**(12) 【その他】**

(イ) 申込証拠金はない。

**(ロ) 引受等の概要**

日本における販売会社は、管理会社との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2006年3月14日付契約（改訂済）に基づき、受益証券の募集を行う。

管理会社は、S M B C日興証券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社へ送付する等の業務を行う協会員をいう。

日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻し取扱会社（以下「販売取扱会社」という。なお、日本における販売会社が直接日本の受益者に販売する場合については、日本における販売会社をも含むものとする。）を通じて間接に受けたファンド証券の販売・買戻し・転換請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注) 販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関等をいう。

**(ハ) 申込みの方法**

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出する。また、申込金額および申込手数料（適用ある場合）は、円貨で支払うものとする。原則として、申込みをした者は、受渡日までに、販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料（適用ある場合）を支払う。

申込金額は、日本における販売会社によって、各支払日に、保管会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンド口座に円貨で払い込まれる。

**(ニ) 日本以外の地域における発行**

各ファンドの受益証券は、日本における募集と並行して、日本国外において受益証券1口当たり純資産価格で同時に募集されることがある。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

GW セレクト・ファンド 安定型（以下「安定型ファンド」という。）、およびGW セレクト・ファンド 積極型（以下「積極型ファンド」といい、安定型ファンドと併せて「ファンド」または「シリーズ・トラスト」と総称する。）は、アンブレラ・ファンドであるニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成され、異なるシリーズ・トラスト間のクラスの乗換えはできない。

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（改訂済）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

ファンドの投資目的は、主にファンドなどへの投資を通じて9つの異なる資産（日本株式、海外株式、エマージング株式、世界債券、エマージング債券、ハイイールド債券、リアルアセット、ヘッジファンド（マルチストラテジー）およびDH（Designated Holdings））に国際的に投資することによって、安定型ファンドにおいてはリスクをコントロールしつつトータル・リターンを達成することを目指すこと、また、積極型ファンドにおいては比較的高いリスクをとりつつ、トータル・リターンを達成することを目指すことである。

DHには、（a）運用実績および運用手法を考慮して投資運用会社が適切と考える、絶対収益を目指す集团的投資スキームか、または（b）投資運用会社が地域面、産業面または運用手法などから見て魅力的な投資機会と判断するその他集团的投資スキームが含まれる。但し、ファンド・オブ・ヘッジファンズを除く。

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「投資運用会社」という。）は上記の資産に対するファンドの資産の最適な配分に関して助言を得るために日興グローバルラップ株式会社（以下「日興GW」という。）<sup>(注)</sup>を投資助言会社に任命している。資産配分は市場環境の変化に応じて適宜変更することができる。

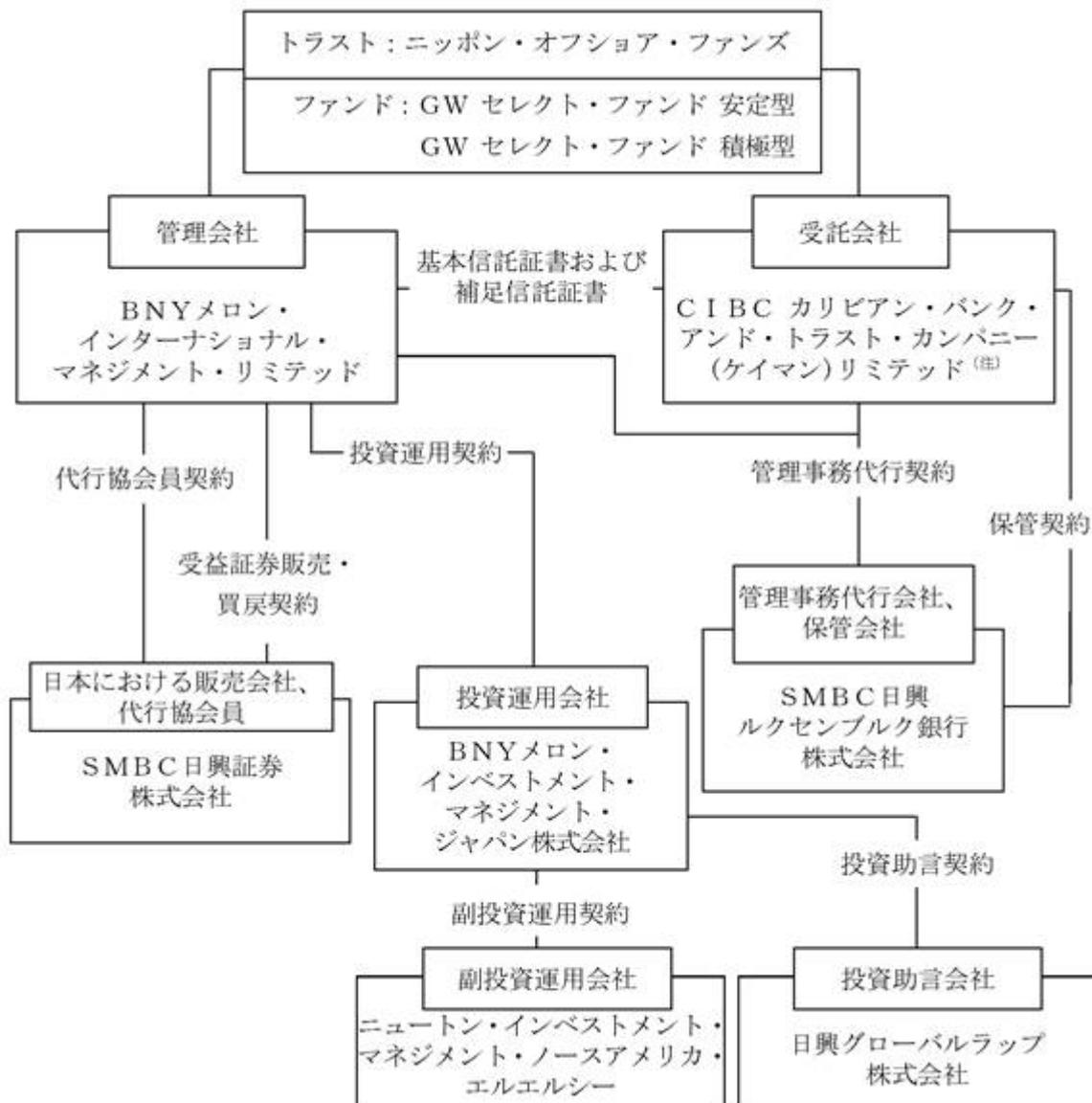
(注) 日興グローバルラップ株式会社は、2024年10月1日付で商号をSMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社に変更する予定である。以下同じ。

**（２）【ファンドの沿革】**

1979年12月21日	管理会社の設立
2003年10月14日	基本信託証書締結
2004年6月30日	トラストに係る補足信託証書締結
2006年3月9日	ファンドに係る補足信託証書締結
2006年4月3日	日本におけるファンドの募集開始
2006年4月28日	運用開始（設定日）
2012年11月20日	ファンドに係る第2補足信託証書の締結および効力発生
2015年7月31日	ファンドに係る第3補足信託証書締結
2016年7月25日	トラストに係る補足信託証書締結
2016年7月25日	トラストの名称変更

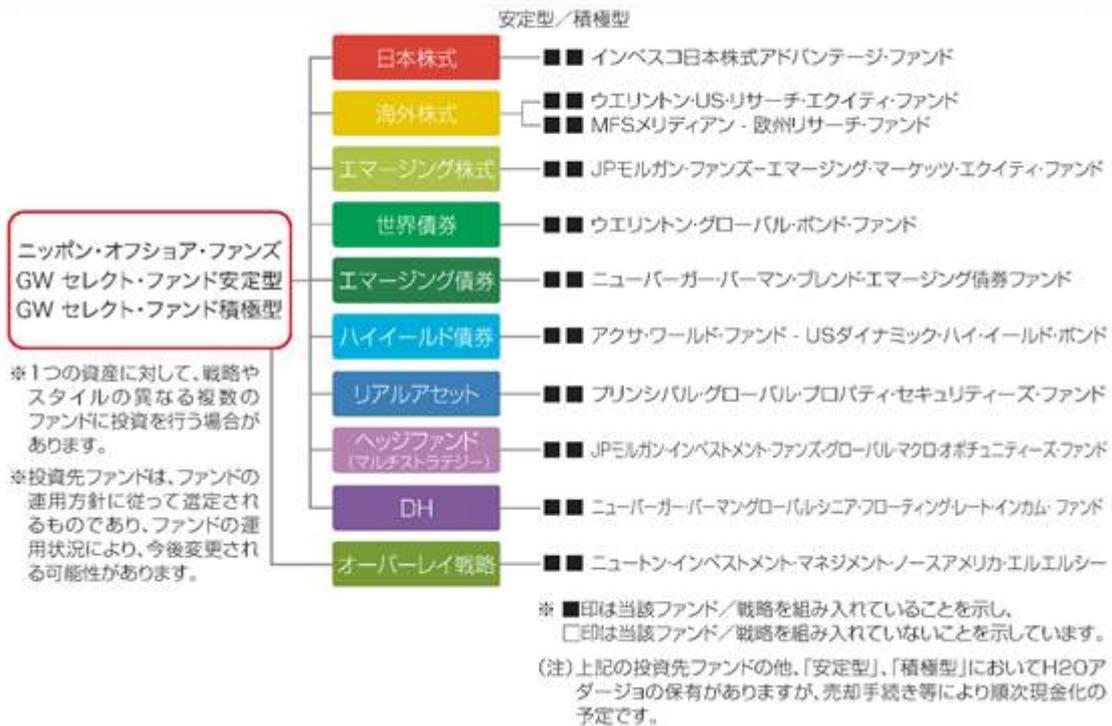
## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



(注) 2024年8月13日付で、ファンドの受託会社であるファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、その商号をCIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドに変更した。以下同じ。

## 投資先ファンドの一覧（2024年7月末日現在）



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	信託証書（以下に定義される。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定している。
C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	信託証書（以下に定義される。）を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定している。
S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2006年3月30日付で管理事務代行契約（注 <sup>1</sup> ）（改訂済）を管理会社および受託会社と締結。ファンドの管理事務代行業務について規定している。また、2006年3月30日付で受託会社との間で保管契約（注 <sup>2</sup> ）（改訂済）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定している。
B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2006年4月27日付で管理会社との間で投資運用契約（改訂済）（注 <sup>3</sup> ）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定している。
日興グローバルラップ株式会社	投資助言会社 （日興GW）	2006年4月27日付で投資運用会社との間で投資助言契約（日興GW）（注 <sup>4</sup> ）を締結。
ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー	副投資運用会社	2006年4月27日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（改訂済）（注 <sup>5</sup> ）を締結。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2006年3月14日付で管理会社との間で代行協会員契約（改訂済）（注 <sup>6</sup> ）および受益証券販売・買戻し契約（改訂済）（注 <sup>7</sup> ）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定している。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が純資産価格の計算および資産の評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約である。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約である。

（注4）投資助言契約（日興GW）とは、投資助言会社（日興GW）が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資及び再投資に関して助言を提供することを約する契約である。

（注5）副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の一部につき再委任を受けて、かかる再委任に基づく業務を提供することを約する契約である。

- (注6) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社へ送付する等代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注7) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約である。

## 管理会社の概況

### ( ) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社である。

### ( ) 事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含む。

### ( ) 資本金の額

2023年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株、純資産の額は約96億円である。

定款およびケイマン諸島の会社法（改正済）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がない。

### ( ) 会社の沿革

1979年12月21日 設立

2008年10月1日 社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

### ( ) 大株主の状況

(2024年6月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
エムビーシー・インベストメンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国、デラウェア州、ウィルミントン、ベルビューパークウェイ301	2,000株 <sup>(注)</sup>	100%

(注) 内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。

## (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された基本信託証書（改訂済）（以下「基本信託証書」という。）により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されている。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

受託会社および管理会社は、基本信託証書および2006年3月9日に受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書（改訂および補足済）（以下「補足信託証書」という。）（以下、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づきGW セレクト・ファンド 安定型およびGW セレクト・ファンド 積極型をファンドとして設定および設立している。

信託証書はケイマン諸島法に準拠する。GW セレクト・ファンド 安定型およびGW セレクト・ファンド 積極型の受益証券の保有者（以下「受益者」という。）は信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされる。

## 準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」という。）が適用される。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）の規制も受ける。

## 準拠法の内容

### 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託としてケイマン諸島に登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除く。）受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

### ミューチュアル・ファンド法

後記「（6）監督官庁の概要」の記載を参照のこと。

### リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（改正済）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（改正済）（以下「ジャパン・レギュレーション」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ジャパン・レギュレーションは、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はジャパン・レギュレーションに従って事業を行わなければならない。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）の第5（2）（a）条にしたがって指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）またはC I M Aが承認したその他の法域において規制されている保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、C I M A、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはC I M Aが承認したその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、C I M A、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、C I M Aに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

## （5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

### （a）C I M Aへの開示

トラストの出資者持分に関して目論見書が発行されなければならない、かかる目論見書には、出資者持分に関するあらゆる重要な内容が記載され、ジャパン・レギュレーションに規定される内容およびトラストに対する潜在的投資者が出資者持分を引受けもしくは購入するか否かについて十分な情報を得た上で決定をなすうるために必要なその他の情報が網羅されていなければならない。目論見書はC I M Aに提出されなければならない。

トラストは、C I M Aの承認を受けた監査人をして、自らの財務書類を毎年監査させ、また、トラストの各会計期間に関する監査済みの財務書類を、当該会計期間終了後6か月以内またはC I M Aが許可する延長期間内にC I M Aに提出しなければならない。トラストの監査人は、トラストの財務書類を監査する過程において、トラストにつき、以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、C I M Aに直ちにその旨および理由を書面で通知する。

- ・その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- ・投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合。
- ・会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（改正済）、マナー・ロンダリング防止規則（改正済）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

トラストは、その会計年度の終了後6か月以内または当該目論見書に記載されているそれよりも早い日に、ジャパン・レギュレーションに従い作成されたトラストの財務書類の写しが盛込まれて

いる年次営業報告書を作成しまたは作成させ、かつ、出資者にこれを交付しまたは交付させなければならない。

当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M Aに提出しなければならない。C I M Aは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M Aにより承認された監査人を通じてC I M Aに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をC I M Aに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

管理事務代行会社は、（ a ） Trustの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（ b ） 受託会社または管理会社が設立文書または目論見書に定める規定に従ってTrustの業務または投資活動を実施していないことに気付いた場合、できる限り速やかに（ ） 受託会社に書面で報告し、（ ） その書面のコピーおよびその書面に適用される証拠をC I M Aに提出しなければならない。さらに、その書面または相当の概要がTrustの次回年次報告書および、次回半期または定期報告書の配布が次回年次報告書の前に要求される場合にはその半期または定期報告書に含まなければならない。

管理事務代行会社は、（ a ） Trustの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および（ b ） Trustを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内に、Trustの事業を記載した報告書をC I M Aに提出するか、またはこれを指示しなければならない、当該報告書にはTrustに関する以下の内容が含まなければならない。

- （ a ） Trustの名称（過去の名称を含む。）
- （ b ） 投資者により保有される各証券の純資産価額
- （ c ） 前回の報告期間からの純資産価額および各証券の変更比率
- （ d ） 純資産価額
- （ e ） 関連する報告期間における新規申込の口数および価額
- （ f ） 関連する報告期間における償還または買戻しの口数および価額
- （ g ） 報告期間末日現在の証券の総発行済口数

さらに受託会社は、（ a ） 受託会社が知る限り、Trustの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（ b ） Trustが投資者の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、C I M Aに提出するか、またはこれを指示しなければならない。

管理事務代行会社を変更する場合、Trustは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（管理事務代行会社を除く。）に通知しなければならない。

保管会社を変更する場合、Trustは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

管理会社を変更する場合、Trustは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

#### （ b ） 受益者に対する開示

監査年次報告書は、ルクセンブルグにおいて一般的に認められる会計基準に従い作成され、一般的に、各会計年度終了後4か月以内に受益者に送付される。未監査半期報告書は、半期終了時から2か月以内に受益者に送付される。

受益証券の直近の購入価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができる。

## 日本における開示

### ( a ) 監督官庁に対する開示

#### ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができる。

販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

#### ( ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

### ( b ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会であるS M B C日興証券株式会社のホームページにおいて提供される。

直近の受益証券の1口当たり純資産価格（通常、1万口当たりで表示される。）は、請求により、販売取扱会社の営業所で無料で入手することができる。

## ( 6 ) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されている。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年C I M Aに提出しなければならない。規制された投資信託として、C I M Aは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができる。

る。C I M Aの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、C I M Aは、裁判所にトラストの清算を申し立てることもある。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができる。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 投資目的と投資方針

ファンドの投資目的は、主にファンドなどへの投資を通じて9つの異なる資産（日本株式、海外株式、エマージング株式、世界債券、エマージング債券、ハイイールド債券、リアルアセット、ヘッジファンド（マルチストラテジー）およびDH）に国際的に投資することによって、安定型ファンドにおいてはリスクをコントロールしつつトータル・リターンを達成することを目指すこと、また、積極型ファンドにおいては比較的高いリスクをとりつつ、トータル・リターンを達成することを目指すことである。

DHには、（a）運用実績および運用手法を考慮して投資運用会社が適切と考える、絶対収益を目指す集团的投資スキームか、または（b）投資運用会社が地域面、産業面または運用手法などから見て魅力的な投資機会と判断するその他集团的投資スキームが含まれる。但し、ファンド・オブ・ヘッジファンズを除く。

投資運用会社は上記の資産クラスに対するファンドの資産の最適な配分に関して助言を得るために日興GWを投資助言会社に任命している。資産配分は市場環境の変化に応じて適宜変更することができる。

9つの異なる資産間におけるファンドの資産配分は、以下の原則に従って日興GWが考案する。

- ・積極型についてはリスク許容度が相対的に高い投資ポートフォリオおよび安定型についてはリスク許容度が相対的に低い投資ポートフォリオを構築すること。
- ・効率的で、長期的に分散化された投資機会を提供すること。
- ・世界中の投資機会を利用すること。

上記の原則を念頭に置いて、日興GWがファンドの資産を9つの資産に配分する際には以下の3つの手順を踏む。

- （a）資産クラスの選択。ポートフォリオの投資分散効果、有能な資産運用会社の存在および集团的投資スキームのリスク/リターン特性を検討して、ファンドが投資する資産クラスを見つけ出す。
- （b）基本ポートフォリオの構築。長期的な投資見通しと株価、利回り、企業業績などのファンダメンタルズ分析に基づいて基本となるポートフォリオを構築する。それによってリスクとリターンのバランスの点で効率的な資産配分を行う。それぞれの資産クラス内のその他の集团的投資スキームへの配分は、投資スタイルなどの基準を検討して決定する。長期的なリスク/リターン特性に変化があった場合には、基本ポートフォリオの見直しを行い、変更する。
- （c）推奨ポートフォリオの構築。基本ポートフォリオ内の資産配分は超過収益の獲得を目指すために調整を行う。調整は中期的（1年から1年半程度）な市況見通しおよび定量データと定性データの総合的検討に基づく。中期的な市況見通しに変化があった場合には推奨ポートフォリオを変更する。

投資運用会社は、ファンドの資産の一部または全部を、他の集团的投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション傘下の運用会社が運用する集团的投資スキームを含む。）を通じて、上記のいずれかの資産に投資することができる。また、投資運用会社はファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の管理を、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社の資産運用会社を含めたその他の資産運用会社に委託することができる。

投資運用会社はファンドが投資するその他の集团的投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション傘下の運用会社が運用するファンドを除く。）の選定に関して投資運用会社に助言を行うために日興GWを任命している。日興GWのファンドアナリストは過去のパフォーマンスに基づく定量分析と、個々の投資マネジャーからのアンケートまたは投資マネジャーへのヒアリングによる定性分析を行う。集团的投資スキームを選定する際に日興GWが評価する基準はパフォーマンスの安定性、投資スタイルの一貫性、投資戦略と投資プロセスを厳守する能力などで、定量分析と定性分析を組み合わせる集团的投資スキームを評価する。定量分析はリスク/リターンのバランス、投資環境への依存度などの要素に焦点を当てる。定性分析は投資チームの質、投資プロセスを厳守する能力、調査チームの自立性と独立性、情報開示の質と量および投資先企業の経営を評価する。

まず日興GWは定量分析の母集団を作成するために、設定時からの期間、純資産価額などの基準に基づいて集团的投資スキームをふるいにかける。次に、母集団に含まれる集团的投資スキームを定量的に分析して数を絞り込み、定性分析の母集団を決定する。この時点で残った集团的投資スキームのマネジャーにはアンケートを送付し、回答を元に母集団を更に絞り込む。その後、残った集团的投資スキームのマネジャーにヒアリング調査し、適格ファンドの最終的リストを作成する。日興GWのファンドアナリストは選抜された集团的投資スキームのパフォーマンス、投資額および投資チームを継続的に監視し、妥当と判断する場合、適格ファンドのリストを修正する。

ファンドはまた、グローバル・タクティカル・アセット・アロケーション（G T A A）オーバーレイ戦略により追加的な収益を目指すことができる。

ファンドが円以外の通貨で表示された投資対象に直接的または間接的に投資する場合、ファンドは為替レートの変動リスクにさらされる。投資運用会社では、ファンドに代わって上記の投資に伴うリスクを調整することを目指す。

ファンドの投資目的が達成できるという保証はない。

## &lt;投資先ファンド&gt;

特段の記載がない限り、以下の投資先ファンドは安定型および/または積極型に組み入れられているファンドである。

(注) 投資先ファンドについては、追加・交替する可能性がある。

ファンド名称	インベスコ日本株式アドバンテージ・ファンド
運用会社の名称	インベスコ・マネジメント・エスエー
運用の基本方針・ 主要な投資対象	主に日本籍の企業またはほとんどの経済活動を日本で展開する企業の株式に投資することで、円建てによる長期的なキャピタルゲインを目指す。

ファンド名称	ウエリントン・US・リサーチ・エクイティ・ファンド
運用会社の名称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
運用の基本方針・ 主要な投資対象	S&P500指数を参考指数とし、主に米国の株式・株式関連証券に投資することにより、長期的に高いトータルリターンを獲得を目指す。 直接または間接的に米国における法人あるいは主に米国で経済活動を行う企業が発行する普通株式、配当請求権証券、ワラント等に投資を行う。

ファンド名称	MFSメリディアン - 欧州リサーチ・ファンド
運用会社の名称	MFS インベストメント・マネージメント・カンパニー
運用の基本方針・ 主要な投資対象	当ファンドは主に、平均を上回る成長性が期待でき、魅力的なバリュエーション水準にある欧州株式へ投資することを通じて信託財産の成長を目指す。MFSのリサーチ・アナリスト・チームが、確信度の高いポートフォリオを構築するためにボトムアップで企業ファンダメンタルズをリサーチし、アクティブに運用する。

ファンド名称	J Pモルガン・ファンズ - エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド
運用会社の名称	J Pモルガン・アセット・マネージメント(UK)リミテッド
運用の基本方針・ 主要な投資対象	主にエマージング株式に投資を行い、長期にわたる投資元本の成長を目指す。 国および通貨の分析を行うマクロ・アナリストからの情報を活用しながら、それぞれの担当に特化して現地に密着した調査を行うアナリストによる情報をもとにした銘柄選択によりポートフォリオを構築する。

ファンド名称	ウエリントン・グローバル・ボンド・ファンド
運用会社の名称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

運用の基本方針・ 主要な投資対象	<p>リスクを抑えながらグローバル債券に投資することにより、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合指数を上回るリターンを達成することを旨とする。</p> <p>投資アプローチにはトップダウンのマクロ経済調査、国別調査とボトムアップのクレジット調査や定量分析を組み合わせしており、ファンドは国別、イールド・カーブ、デュレーション、クレジット、通貨といった投資戦略により、分散されている。</p>
---------------------	---

ファンド名称	ニューバーガー・バーマン・ブレンド・エマージング債券ファンド
運用会社の名称	ニューバーガー・バーマン・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
運用の基本方針・ 主要な投資対象	<p>当ファンドでは、主にエマージング諸国の発行体が発行するハードカレンシー建てまたは現地通貨建ての国債及び社債を投資対象とし、保有資産の価格上昇及び保有資産から発生するインカム収益の確保を通じて、信託財産の成長を目指す。</p>

ファンド名称	アクサ・ワールド・ファンド - USダイナミック・ハイ・イールド・ボンド
運用会社の名称	アクサ・インベストメント・マネージャーズUS・インク(米国、グリニッチ)
運用の基本方針・ 主要な投資対象	<p>当ファンドは、長期的に米国ハイイールド債券に投資することにより、高いインカムゲインの獲得とキャピタルの成長を目指す。</p> <p>当ファンドは、利回りの高い米国債券およびクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)による収益獲得を目的にアクティブに運用を行う。包括的なマクロおよびミクロ分析を通じて、発行体選択、セクター・アロケーション、クレジット・カーブ・ポジショニングを決定する。</p>

ファンド名称	プリンシパル・グローバル・プロパティ・セキュリティーズ・ファンド
運用会社の名称	プリンシパル・グローバル・インベスターズ・エルエルシー
運用の基本方針・ 主要な投資対象	<p>主として世界の取引所で取引される不動産証券に投資することにより、トータル・リターンの向上を目指す。</p> <p>米国の不動産投資証券(REIT)と不動産事業会社の株式(REOC)および世界の他の国におけるREITあるいはREOCと同等の仕組みを有する証券を主要な投資対象とする。</p>

ファンド名称	JPモルガン・インベストメント・ファンズ - グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド
運用会社の名称	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

運用の基本方針・ 主要な投資対象	主に国内外の有価証券に投資し、必要に応じてデリバティブ取引を用いることにより、ベンチマーク(キャッシュ)を上回る収益を獲得することを目指す。主に株式等の資本性の有価証券や商品指数、転換権の付された有価証券及び債券等の債務を表章する有価証券、為替、キャッシュ及びキャッシュ同等物に対して、直接又はデリバティブ取引を通じて投資する。グローバルな投資テーマや投資機会を特定するため、マクロ経済調査に基づく投資手法を活用する。
---------------------	---

ファンド名称	ニューバーガー・パーマン・グローバル・シニア・フローティング・レート・インカム・ファンド
運用会社の名称	ニューバーガー・パーマン・ヨーロッパ・リミテッド
運用の基本方針・ 主要な投資対象	インカム収益の確保と信託財産の成長を目指した運用を行う。 主として、北米及び欧州企業が発行する、米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建ての優先担保付バンクローンに投資を行う。

注：上記の投資先ファンドの他、H20アダージョの保有があるが、売却手続き等により順次現金化の予定である。

(2024年7月末日現在)

## ファンドの特徴

### 1 世界中の魅力的な9つの資産に、最適な資産配分で分散投資を行います。

株式や債券といった伝統的資産のみならず、オルタナティブを含む世界中の魅力的な9つの資産に日興グローバルラップ株式会社(以下「日興GW」といいます。)が最適と考える配分で分散投資を行います。また、絶対収益確保<sup>\*1</sup>のためのオーバーレイ戦略<sup>\*2</sup>を加えることで、中長期的な信託財産の成長を目指します。

※1 絶対収益確保とは、市場の動向にかかわらず、投資元本に対して超過収益の獲得を目標とすることを指し、絶対に収益が上がるという意味ではありません。

※2 オーバーレイ戦略とは、ポートフォリオの現資産部分から分離したポジションで、専任のマネージャーが株式、債券、及び通貨の先物などを用いて運用管理することをいいます。

### 2 運用ニーズに合わせて2種類の資産配分からお選びいただけます。

リスクを抑え、安定した収益の獲得を目指す「安定型」と、積極的に収益機会を追求する「積極型」の2種類から、お客様の運用ニーズやリスク許容度に合わせてお選びいただけます。資産配分は、日興GWの助言をもとに決定されます。

### 3 スペシャリストによって資産ごとに厳選されたファンドに投資します。

日興GWの助言をもとに、資産ごとに厳選されたファンドに投資を行います。また、投資対象のファンドは継続的にモニタリングを行い、必要な場合にはファンドの入替えを行います。

## 9つの資産への分散投資に、オーバーレイ戦略を加えたファンド

グローバルな株式や債券といった伝統的資産に、それらと異なる値動きをするといわれるオルタナティブを加えた9つの資産に分散投資。また、絶対収益確保<sup>\*</sup>のためのオーバーレイ戦略を加えることで、さらなる収益の獲得を目指します。

### 9つの資産に分散投資



世界中の株式や債券といった伝統的資産に加え、コモディティやヘッジファンドなどにも分散投資

●日興GWの助言により最適な資産配分をBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が決定。

※お客様の運用ニーズに合わせて「安定型」と「積極型」からお選びいただけます。

※資産配分は、経済環境や市況等の変化に応じ、適宜見直しを行います。

●日興GWの助言をもとに、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が資産ごとに厳選されたファンドに投資。

※ファンド選定においては、継続的にモニタリングを行い、必要な場合にはファンドの入替えを行います。

+

### オーバーレイ戦略



世界各国の株式や債券および通貨のロング・ショート運用

●ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー独自の定量モデルに基づく運用。

### GW セレクト・ファンド

ベスト9ナイン

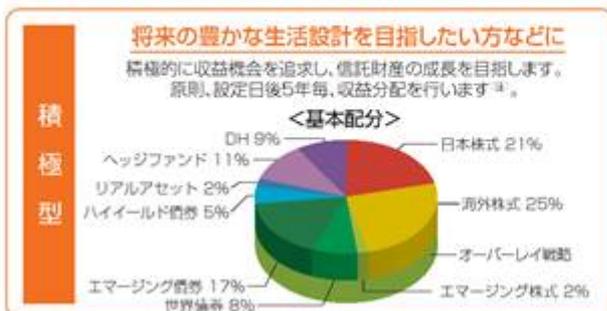
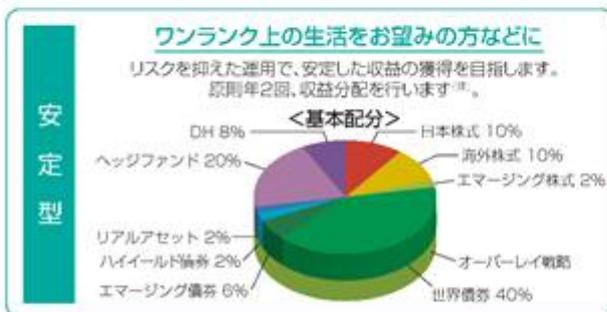


オルタナティブを含む9つの資産に分散投資することで効率的に収益の獲得を狙う一方、市場に左右されない絶対収益確保<sup>\*</sup>を目指すオーバーレイ戦略を加えることで、さらなる収益の獲得を目指します。

※絶対収益確保について、詳しくは後述の「絶対収益確保のためのオーバーレイ戦略」をご覧ください。

## 運用ニーズにあわせた「安定型」と「積極型」の2種類をご用意

運用する目的・理由はおお客様ごとにさまざまです。そこで、リスク水準の異なる2種類の資産配分をご用意しました。また、いつお客様の投資に対するお考えが変わっても対応できるよう、「安定型」と「積極型」については、転換手数料なしで同一クラス間（例えば、安定型クラスB→積極型クラスB）のスイッチングを行っていただくことも可能です。



### 日興グローバルラップ

基本配分については、日興GWが助言します。  
資産配分は「グローバルラップ投資政策委員会」にて多角的な視点から策定。経済環境・市況等の変化に応じて基本配分をもとに調整が加えられます。

長期国際分散投資の観点から、リスク許容度に応じた基本配分を策定。

経済環境・市況等の変化に応じた中長期的な見通しにより、基本配分をもとに調整。

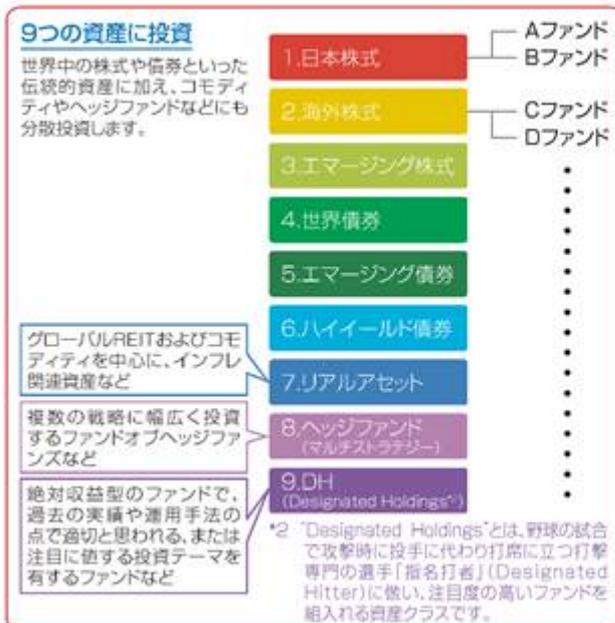
アナリストが、ポートフォリオ全体の運用状況をモニターし、より良いパフォーマンスを追求。

※通貨配分は、資産配分とは別に一部調整が行われることがあります。

(注)受益証券1口当たり純資産価格の水準等を勘案し、分配が行われないこともあります。  
※左の図は2024年7月末日時点の基本配分であり、実際の運用においては、各資産の比率は相場環境に応じて変動します。  
※基本配分の額は、小数点以下を四捨五入しており、端数処理の影響で、必ずしも合計額が100%にならないことがあります。

## ファンドアナリスト<sup>\*1</sup>によって厳選されたファンドに投資

ファンド選定の専門家であるファンドアナリストが資産ごとにファンドを厳選します。資産ごとに選定されるファンドは1本とは限らず、バリュー/グロース、大型/小型など戦略やスタイルの異なる複数のファンドに投資することもあります。

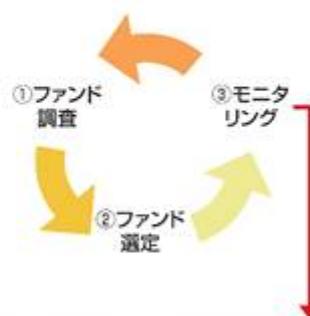


※1つの資産に対して、戦略やスタイルの異なる複数のファンドに投資する場合があります。

※投資先ファンドは、ファンドの運用方針に従って選定されるものであり、ファンドの運用状況により、今後変更される可能性があります。

### 日興グローバルラップ

ファンドの評価・選定・モニタリングについては、日興GWのファンドアナリストが行います。

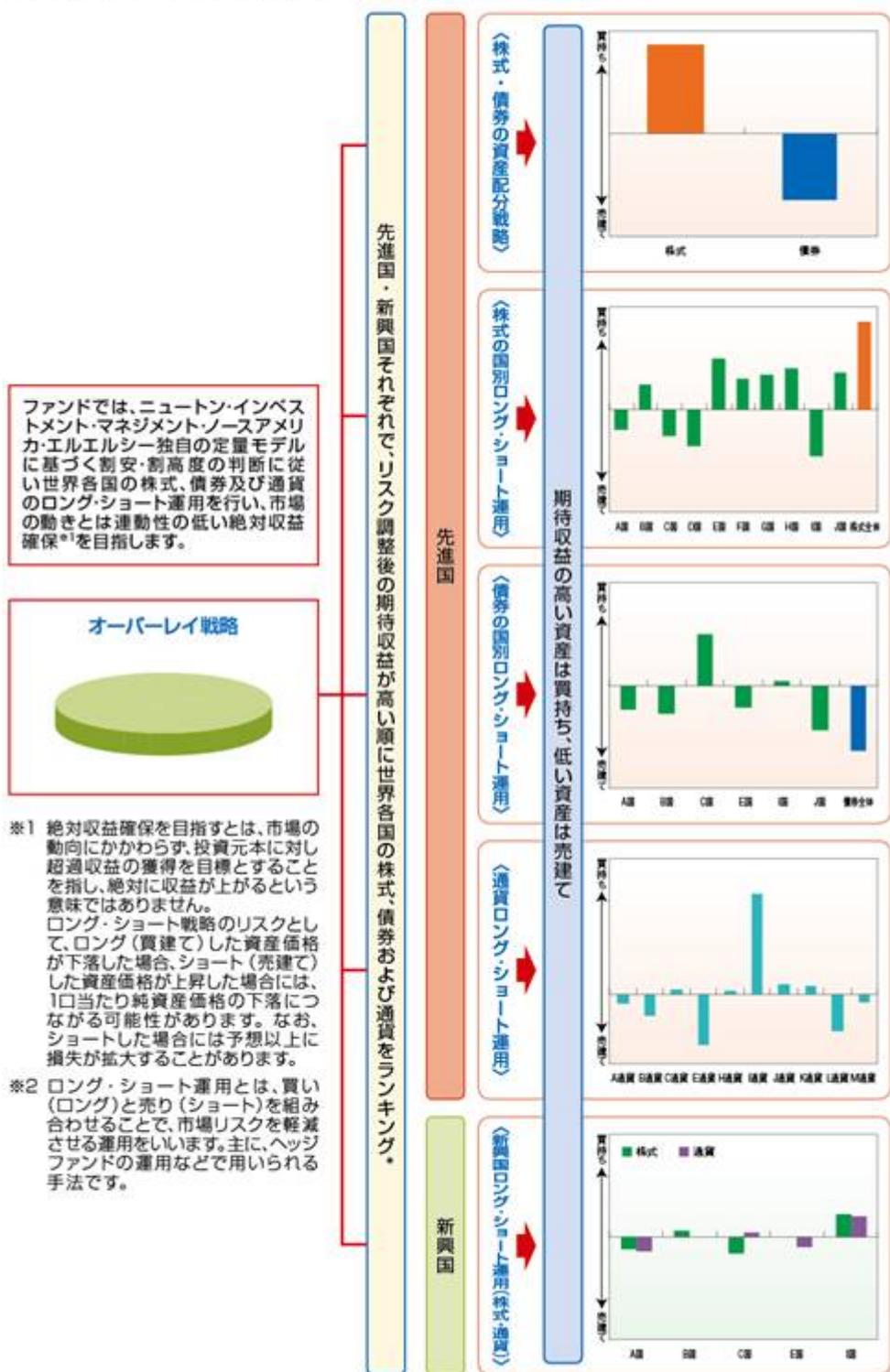


運用方針に沿った運用が行われているかなど、ファンドの運用状況を監視(モニタリング)。モニタリングによって投資ファンドに懸念材料が見つかった場合、投資ファンドの入替を検討。

\*1 ファンド選定の専門家。ファンドの評価・選定、運用会社のモニタリング、投資ファンドに関する情報提供といった業務を行います。

## 絶対収益確保<sup>※1</sup>のためのオーバーレイ戦略

資産を分散して効率的なリターンを狙う一方、オーバーレイ戦略による株式・債券・通貨のロング・ショート運用<sup>※2</sup>を行うことで、絶対収益確保<sup>※1</sup>を目指します。



\*新興国については株式と通貨に投資します。グラフはあくまでもイメージです。

### （２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

### （３）【運用体制】

#### 投資運用会社

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資の運用に関する業務を、B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

同社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であり、金融商品取引法に基づく登録を受けた投資運用業者である。

## 運用組織

管理会社はファンドの投資および再投資の運用に関する業務をB N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託した。投資運用会社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社で、金商法に基づく登録を受けた投資運用業者であり、金融庁による規制に服する。投資運用会社または投資運用会社の従業員、関連会社もしくは関連会社の従業員の過失、故意の不履行または詐欺に起因しない限り、管理会社は、いずれかの者がファンドの資産の一部を構成する投資対象（現金を含む。）に対する権利を主張した結果、または投資運用会社が投資運用契約に違反した結果、もしくは投資運用契約に従って投資運用会社が適切に講じた措置を原因として、投資運用会社が合理的な理由で負担したすべてのコスト、損失、請求および費用について、ファンドの資産から投資運用会社を補償する。投資運用会社は3か月前に管理会社に書面の通知をして、または投資運用契約に定めるその他の状況下において、投資運用契約を終了させることができる。

投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の運用に関する業務を他の資産運用会社（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社である資産運用会社を含む。）に委託することができる。

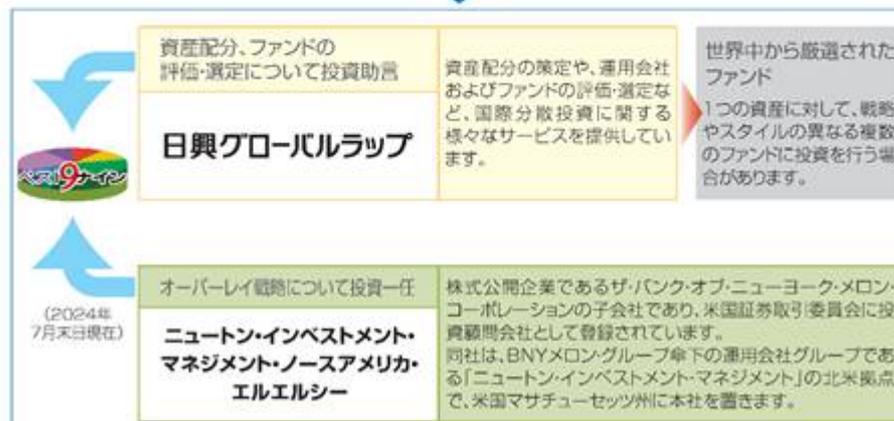
### 運用体制の全体像

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資の運用に関する業務を、B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

同社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であり、金融商品取引法に基づく登録を受けた投資運用業者です。

投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の運用に関する業務を他の資産運用会社（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社である資産運用会社を含みます。）に委託することができます。

運用の統括 > B N Y | INVESTMENTS B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社



#### （４）【配分方針】

受託会社は管理会社の指示に従って、各分配期間（以下「現分配期間」という。）に関して、次の分配期間中における分配日に、クラスA受益証券またはクラスB受益証券の受益者に、管理会社が決定した金額を分配するものとする。分配金は関係する受益証券のクラスに帰属するファンドの純利益、実現/未実現のキャピタル収益および管理会社が適当と決定する分配可能資金の中から支払われる。現分配期間に関する分配は、現分配期間の終了日である分配基準日において受益者名簿にその者の名前で関係するクラスの受益証券が登録されている受益者に対して支払われ、またすべての分配は1円未満の端数を切り捨てる。なお、安定型受益証券の分配基準日は3月および9月の最終営業日であり、積極型受益証券の分配基準日は設定日以後5年毎の3月の最終営業日である。

分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価額の値上がり小さかった場合も同様である。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

#### （５）【投資制限】

##### 投資制限

ファンドに適用される投資制限は、以下のとおりである。

- （a）投資の結果として、ファンドが純資産価額の100%を超える価値を有する証券または一発行体が発行した純資産価額の10%を超える価値を有する証券を交付する義務を負うことになる場合、ファンドは現物証券を空売りすることはできない。
- （b）ファンドが保有するいずれかの企業が発行した同一種類の証券の総数が、管理会社が運用するその他の投資ファンドが保有する同一種類の証券の数と合算した場合に、当該企業が発行した同一種類の証券の総数の50%を超えることはできない。但し、当該制限は、その他の集団的投資スキームへの投資には適用されない。
- （c）投資の結果として、ファンドが保有するいずれかの企業の株式の総数が当該企業の発行済み株式総数の50%を超えることになる場合、ファンドはかかる企業の株式を取得することはできない。
- （d）証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない私募形式で販売された有価証券に投資することはできない。但し、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（適宜改正または代替される。）に定める価格の透明性を確保するために適切な措置が講じられている場合はこの限りではない。
- （e）ファンドは、土地建物に投資することはできない。但し、不動産会社の株式または不動産投資信託の持分はこの限りではない。
- （f）ファンドは、融資を行うことはできない。但し、投資対象の取得または預金の預入が融資を構成する場合はこの限りではない。
- （g）借入金に関するいずれかの者の債務または負債を引き受け、保証し、裏書きし、またはその他の方法で直接的もしくは偶発的な債務を負うことはできない。
- （h）投資の結果として、ファンドの資産価値の50%以上が日本の金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、ファンドはいかなる投資対象も購入または追加することはできない。
- （i）ファンドは、現物商品に投資することはできない。
- （j）法律上または経営上の支配権を行使する目的で企業に投資することはできない。但し、投資運用会社はファンドのために、ファンドが取得した有価証券に関するすべての権利を行使することができる。

上記の制限に加えて、投資運用会社はファンドの勘定で、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行うことはできない。

ファンドの投資対象の価格の変動、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは受益証券の買戻しなどの結果としてファンドに適用される制限に違反した場合、投資運用会社は直ちに投資対象を売却する義務はない。但し、投資運用会社は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される制限を遵守するために、ファンドの受益者の利益に配慮した合理的に可能な措置を講じるものとする。

#### 借入制限

投資運用会社はファンドの投資目的および投資方針を実行し、諸費用を支払い、または受益証券の買戻資金を調達するために望ましいと判断する場合、ファンドの勘定で資金を借り入れることができる。但し、その時点のファンドの借入総額の元本金額が純資産価額の10%を超えないことを条件とする。投資運用会社は、借入金、借入金の利息および費用の支払いを担保するためにファンドの資産の一部または全部に担保権を設定することができる。

### 3【投資リスク】

#### リスク要因

投資者は受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要がある。ファンドへの投資には大きなリスクが伴う。投資運用会社はファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で潜在的損失を最小限に抑えるために組み立てられた戦略を実行する予定であるが、こうした戦略が実行できること、また実行できたとしても成功を収めることは保証できない。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いと見られるため、受益者は保有する受益証券を管理会社による買戻しに限りて処分することができる。投資者はファンドに対する投資のすべてまたは大部分を失う可能性がある。従って、各投資者はファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討すべきである。リスク要因に関する以下の記述はファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。

ファンドに投資するリスクは下記を含む。

#### 政治および/または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政府の政策の変化、税制の変更、外国投資および通貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受ける。また投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般的な投資者保護または投資者への情報提供が行われない可能性がある。

#### ポートフォリオ管理のリスク

投資運用会社および/またはその委託先は、効率的なポートフォリオ管理のためにデリバティブを利用して、ファンドに代わって様々なポートフォリオ戦略を取ることができる。投資運用会社は、ファンドの投資戦略を実行するにあたり、その裁量において、様々なデリバティブ取引（先物、オプション、スワップ、スワップションを含むが、これらに限られない。）において適切なポジションを持つことが出来る。

#### 新興国市場のリスク

ファンドは直接的または間接的に新興国市場の企業の株式に投資することができる。このような株式には大きなリスクが伴い、投機的とみなすべきである。こうしたリスクには（a）接收、没収課税、国有化および社会、経済、政治不安のリスクが大きいこと、（b）現時点において新興国市場の発行体の証券市場の規模が小さく、取引が少なく、または取引がないため、流動性に欠け、価格変動性が大きいこと、（c）国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または業種への投資制限など、投資機会が制限される場合があること、および（d）民間投資、外国投資および私有財産に適用される法的枠組みが十分に発達していないことなどがある。

#### 保管リスク

ファンドは直接的または間接的に保管制度および/または決済制度が十分に発達していない市場に投資する場合がある。このような市場で取引され、また副保管人に委託されたファンドの資産は副保管人の使用が必要となる状況下ではある種のリスクにさらされる。かかるリスクには、物理的市場で代金決済と引換えに現物の引渡しが行われない結果として偽造された有価証券が出回っていること、企業行為に関する情報が乏しいこと、登録手続が有価証券の供給に影響を与えていること、適当な法律/税務に関する助言が不足していること、中央預託機関に賠償制度/リスク基金がないことなどを含む。

## 債券

ファンドは直接的または間接的に格付の低い債券に投資することができる。格付の低い債券とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）の格付がBaa未満、S & Pグローバル・レーティング（以下「S & P」という。）の格付がBBB未満の債券をいう。ファンドが保有する債券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは経済状況もしくはその両方が悪化し、または金利が予想外に上昇した場合、元本と利息を支払う発行体の能力が損なわれる可能性が高くなる。こうした債券には大きなデフォルト・リスクが伴い、投資対象の資産価値に影響を及ぼすことがある。

発行体が遅滞なく元本と利息を支払うことができない場合（または支払うことができないと思われる場合）、債券の価値は下落する。債券の流動性のある取引市場がない場合、かかる債券の適正価格が設定できないことがある。

ムーディーズまたはS & Pが債券に付与した格付に、債券の市場価格の変動性またはかかる債券投資の流動性の評価は織り込まれていない。債券の格付が購入時点の格付よりも下がった場合は、売却できなくなる可能性がある。

## 不動産証券

ファンドは直接的または間接的に証券取引所に上場されている不動産証券（北米のREIT（不動産投資信託）、オーストラリアのLPT（上場不動産投資信託）およびヨーロッパとアジアの不動産証券会社とREIT型投資対象を組み合わせた商品を含む。）に投資することができる。不動産市場に影響する要因の多くがこうした証券にも影響を及ぼす。このような要因には、対象となる不動産の質、所在地、（事務所、ショッピングセンター、工業用などの）ある種の不動産の需給要因、所有する不動産の賃貸特性、賃貸収入の水準などを含む。

## 派生商品の空売り

投資運用会社および/またはその委託先はファンドの勘定で先物契約、店頭為替先渡契約およびオプションの空売りを行うことができる。空売りによってファンドは更なるリスクにさらされることがある。

## 先物

先物の価格は変動性が大きく、先物やオプション取引に必要な証拠金は通常、少額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっている。その結果として、先物の小さな値動きによって投資者が大きな損失を被ることがある。先物取引の結果、当該取引の投資額を超える損失を被る可能性がある。

先物取引は流動性に欠けることがある。一部の取引所は特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が所定の制限を超える取引を許可していないため、投資運用会社および/またはその委託先は不利なポジションを迅速に売却できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがある。また一部の法域の取引所および規制機関では個人またはグループが保有し、または支配できる特定の先物ポジションの数に投機的ポジションの制限を課している。投機的ポジション制限の遵守を判定する際には、ファンドの先物ポジションを投資運用会社もしくはその委託先またはそれらの親会社が所有し、または支配するすべての先物ポジションと合計しなければならない。その結果、投資運用会社および/またはその委託先は特定の先物のポジションを取ることができず、またファンドの勘定で特定の先物のポジションを処分せざるを得なくなる可能性がある。

## 投資ポートフォリオの流動性

流動性はファンドの勘定で迅速に投資対象を売却する投資運用会社および/またはその委託先の能力に関係する。比較的流動性が低い有価証券の市場は流動性が高い有価証券の市場に比べて変動性が大きい傾向がある。比較的流動性が低い有価証券にファンドの資産を投資した場合、投資運用会社は希望する価格で、希望する時にファンドの投資対象を処分できないことがある。前述のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が「一日の値幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合がある。個々の先物の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を執行する用意がない限り、先物のポジションを取ることも解消することもできなくなる。それと同様の事態が生じた場合、投資運用会社は不利なポジションを迅速に売却できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがある。更に、取引所が特定の契約の取引を中止し、直ちに清算および決済を命じたり、特定の契約の取引は決済目的に限定する命令を下す可能性がある。流動性不足のリスクは店頭市場でも発生する。先物契約の規制された市場はなく、買い呼び値と売り呼び値を建てるのは先物の取扱業者だけである。非市場性証券への投資には流動性リスクがあり、評価が難しいほか、発行体に規制された市場の投資者保護に関する規則は適用されない。

### 為替市場とヘッジ

ファンドが円以外の通貨建ての債務証券に投資する場合、為替レートの変動リスクにさらされる。投資運用会社では、ファンドに代わって上記の投資に伴うリスクを調整することを目指す。為替取引を実行する市場は変動性が大きく、極めて専門的である。こうした市場では流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短期間に、しばしば数分の間に発生する。為替取引のリスクには、為替レートのリスク、金利のリスク、現地の為替市場、外国投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性などを含むが、上記に限定されない。

投資運用会社はこうした為替リスクをヘッジするために為替先渡契約、オプション、先物およびスワップなどの金融商品を利用することができる。ポートフォリオのポジションの価値が下落するリスクをヘッジしてもポジションの価値の変動を抑え、損失をなくすことはできないが、同じ出来事から利益を上げるように組み立てられた別のポジションを設けることで、ヘッジしたポジションの価値の下落は緩和される。ヘッジ取引ではポートフォリオのポジションの価値が上昇した場合に利益を上げる機会も制限される。

ファンドのヘッジ取引が成功するか否かは為替と金利の方向性の動きにかかっている。ヘッジ戦略に使用する金融商品の値動きとヘッジするポートフォリオのポジションの値動きとの相関性の度合いは変化することがある。投資運用会社はヘッジ戦略に使用される金融商品とヘッジするポートフォリオの保有資産との間に完全な相関性の確立を求めることはできない。こうした不完全な相関性によりファンドは意図するヘッジを達成することができないか、または、損失のリスクにさらされる可能性がある。

### 派生商品

派生商品には価値がひとつ以上の原証券、金融指数またはベンチマークにリンクした商品および契約等がある。派生商品によって投資者は原資産に投資するコストのほんの一部で特定の証券、金融指数またはベンチマークの値動きをヘッジし、またはかかる値動きに投機的な取引をすることができる。派生商品の価値は原資産の価格変動に大いに依存している。したがって原資産の取引に関連するリスクは派生商品取引にも当てはまるが、それ以外にも派生商品取引には数多くのリスクがある。一例として、派生商品では取引を実行する際に支払い、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小さな値動きによって投資した全額を失うばかりでなく、ファンドが当該取引の当初の投資金額を上回る損失を被る危険性がある。更に、投資運用会社および/またはその委託先がファンドの勘定で取得を希望する派生商品を特定時点で満足できる条件で入手できるという保証はない。

### レバレッジ、利息およびマージン

投資運用会社および/またはその委託先はファンドに代わって、投資に利用する資金の額を増やすために、証券会社、銀行およびその他の金融機関から資金を借り入れることができる。その結果として、投資運用会社が借入を行う利息の水準がファンドの運用実績に影響を及ぼす。また、投資運用会社および/またはその委託先は先物、店頭為替先渡契約、オプションおよびその他の派生商品取引などの商品を使って投資リターンを引き上げる（レバレッジをかける）ことができる。投資運用会社がファンドの勘定で借入を利用する結果として追加的リスクが発生する。例えば、ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証拠金の価値が目減りした場合、ファンドには「追い証」が発生し、ブローカーに追加の資金を預け入れる必要があり、さもなければ目減り分を補填するために強制的に証拠金を取り崩されることになる。ファンドの資産価値が急落した場合、投資運用会社および/またはその委託先はファンドの証拠金債務を支払う十分な資産を迅速に処分できないかも知れない。またレバレッジによって投資者が被る損失が増大することがある。先物市場では預け入れる証拠金が少額である場合が多い。預け入れる証拠金が少額であるということは、先物の比較的小さな値動きでも直ちに多額の損失を被る危険性があるということである。例えば、購入の時点で先物契約の10%を証拠金として預けた場合、先物契約の価格が10%下落し、その時点で取引を手仕舞う場合、結果的に仲介手数料を差し引く前に証拠金をすべて失うことになる。

### 買戻しの影響

大量の受益証券の買戻しが行われる場合、投資運用会社および/またはその委託先は買戻しに必要な資金を調達するために望ましいペースよりも早くファンドの投資対象を処分せざるを得なくなる可能性がある。

## 決済リスク

ファンドは投資運用会社および/またはその委託先がファンドのために取引を行う相手方当事者の信用リスクにさらされるほか、決済不履行のリスクを負う。決済の問題はファンドの純資産価格および流動性に影響を及ぼす。

## 金利の変動

金利の変動は、発行体のファンダメンタルズに対する見通しおよびその他の投資者の意思決定に影響するため、ファンドが投資した債務証券の価値に影響を及ぼす。更に、金利の変動は投資運用会社および/またはその委託先がファンドの勘定で売買する派生商品の価値および価格設定にも影響を与える。

## 株式

株式への投資に伴うリスクには、市場価格の変動、特定の発行分に悪影響を及ぼす事象および株式が支払いを受ける優先権の点で債務証券などのその他の社債に劣後することなどがある。

## 経済状況

その他の経済状況（例として、インフレ率、業界の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法等の無数の要因を含む。）はファンドの利回りに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。こうした状況はいずれも投資運用会社の支配が及ばない。ファンドが直接または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性はファンドの投資および再投資を管理する投資運用会社および/またはその委託先の能力を損ない、ファンドは損失のリスクにさらされる。

## 為替先渡契約と為替取引

投資運用会社および/またはその委託先はファンドの勘定で、ヘッジまたは投機の目的で、様々な国の通貨と国際的通貨との間で店頭為替先渡契約および通貨または為替先渡契約のオプションを取引することができる。店頭為替先渡契約については、ある指定された通貨を将来の指定された日に、契約開始時に定められた価格で買い、または売って別の通貨と交換する契約上の合意に基づいて実行される場合が多い。

投資運用会社が店頭為替先渡契約を行う場合、契約の満期時に対象通貨を引き渡し、または引渡しを受ける取引相手に依存することになる。為替先渡契約または店頭為替先渡契約の日々の値動きに制限はなく、取扱業者はこうした取引のマーケット・メイクを継続する義務を負わない。これまでも店頭為替先渡契約の取扱業者が取引の値段を付けることを拒絶したり、買い呼び値と売り呼び値の間に異常に広い格差がある値段を付けた期間があった。取引相手は常にこうした取引の値段を付けることを拒絶することができる。投資運用会社および/またはその委託先はファンドの勘定で店頭為替先渡契約を取引する際に取扱業者の信用破綻または取引に関する取扱業者の履行不能もしくは履行拒絶のリスクにさらされる。取引相手が履行を怠った場合、取引の予想される利益を失う結果となる。

## 店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

投資運用会社および/またはその委託先はファンドの勘定で店頭取引を行う。一般論として店頭市場は組織化された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていない。更に一部の組織化された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられない。このためファンドは信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引の相手方が取引を決済しないリスクにさらされる。更に投資運用会社が取引のある取引の相手方に集中させることに関して制限はないため、投資運用会社および/またはその委託先がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べてファンドはデフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになる。

ファンドは支払不能、破産、政府による禁止等の原因により取引の相手方が取引を履行できないリスクにさらされ、ファンドに多額の損失が発生する危険性がある。こうしたリスクを軽減するため、投資運用会社および/またはその委託先はファンドの取引を信用力が高いと思われる取引の相手方だけに限る予定である。

## 将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。更に米国の証券取引委員会や証券取引所は市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。証券および派生商品の規制は米国内外において急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大な悪影響となる可能性がある。

## FATCA

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）により、ファンドがFATCAに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはFATCAに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があり、これにより、ファンドの純資産価額が減少することになる。

販売会社においてFATCAに関連する法令、規制またはガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性がある。

## リスクに対する管理体制

リスク管理について、投資運用会社においては、運用部門やコンプライアンス部門など複数の担当部署により、全般的なリスクの監視や管理を行っている。

また、それらの状況は定期的開催されるリスク管理に関する委員会等へ報告され、必要に応じて改善策を審議している。

また、副投資運用会社及び投資助言会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、投資運用会社に定期的に報告する。

ファンドは、日本証券業協会および一般社団法人投資信託協会の規則に従い、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資運用会社が定めた合理的かつ適切な方法に反することとなる取引を行わない。

投資運用会社は、一の者に係るエクスポージャーの純資産価額に対する比率がエクスポージャーの区分（以下に定義する。）ごとにそれぞれ10%、合計で20%（以下「基準比率」という。）を超えることのないように運用することを決定している。投資運用会社は、基準比率を超えることとなった場合、定

められた比率を超えることが判明した日から1か月以内に基準比率以内となるよう調整を行い、通常に対応で1か月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、出来る限り速やかに基準比率以内に調整を行う。ただし、投資信託の設定当初、買戻し及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合は、このような調整を行わないことができる。

上記において、エクスポージャーの区分とは、以下を意味する。

- ( ) 株式及び投資信託証券の保有により生じるエクスポージャー(株式等エクスポージャー)
- ( ) 有価証券( ( ) に定めるものを除く。)、金銭債権( ( ) に該当するものを除く。)及び匿名組合出資持分の保有により生じるエクスポージャー(債券等エクスポージャー)
- ( ) デリバティブ取引その他の取引により生じるエクスポージャー(デリバティブ等エクスポージャー)

金融商品取引法第2条第20項に定める取引(以下「デリバティブ取引」という。)については、ヘッジ目的に限定されない取引を行うことができる。日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)の定めに従い、デリバティブ取引等(新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含む。)の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(VaR方式)の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%以内とする。

## リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1万口当たり純資産価格の推移

#### 安定型クラスA

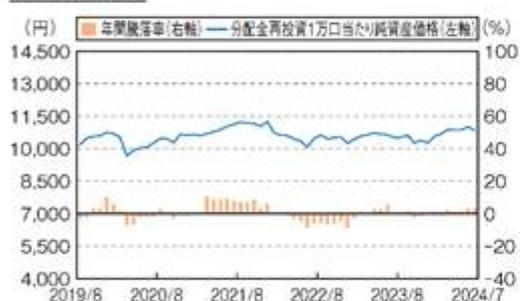


### ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



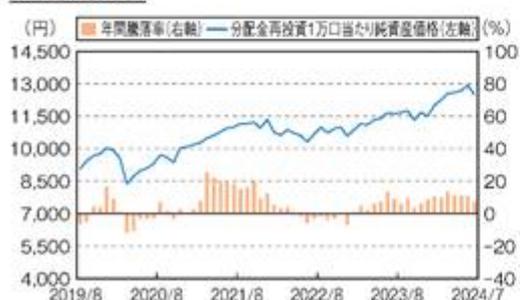
#### 安定型クラスB



#### 積極型クラスA



#### 積極型クラスB



\*分配金再投資1万口当たり純資産価格は分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格と異なる場合があります。  
\*年間騰落率は2019年8月から2024年7月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。  
\*積極型クラスA/Bについては分配の実績はないため、分配金再投資1万口当たり純資産価格は1万口当たり純資産価格と等しくなります。

\*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
\*2019年8月から2024年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラス（円ベース）について表示したものです。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)  
株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)が算出・公表している、日本の株式を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。
- 先進国株・・・MSCI Kokusai (World ex Japan) Index (配当込み、円ベース)  
MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。
- 新興国株・・・MSCI EM (Emerging Markets) Index (配当込み、円ベース)  
MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債  
野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が算出・公表している、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
- 先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)  
FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。
- 新興国債・・・THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index (円ベース)  
J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JPXに帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

クラスA受益証券 最大4.0%

クラスB受益証券 なし

日本国内における申込手数料

クラスA受益証券の申込みについては、以下の申込手数料が課せられる。

申込口数	申込手数料
1億口以上 10億口未満	1.65%（税抜1.50%）
10億口以上 20億口未満	0.55%（税抜0.50%）
20億口以上	なし

（注）管理会社および日本における販売会社が契約により申込手数料について別途合意する場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

申込手数料は、申込時に支払われるもので、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価となる。

クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。但し、クラスB受益証券については条件付後払申込手数料（以下「C D S C」という。）が発生する。本書の日付現在、日本の消費税はC D S Cに対し課せられない。

## (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

クラスA受益証券については買戻し手数料は発生しない。

クラスB受益証券については、当該受益証券の購入時点における1口当たり純資産価格に基づき条件付後払申込手数料（C D S C）が以下のとおり買戻金額に課せられる。

C D S Cは、換金（買戻し）時に支払われるもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務等を含む。）の対価となる。

本書の日付現在では、日本の消費税はC D S Cに対し課せられない。

受益証券の購入後の経過年数（ ）	条件付後払申込手数料（C D S C）
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.50%
2年以上3年未満	3.00%
3年以上4年未満	2.25%
4年以上5年未満	1.50%
5年以上6年未満	0.55%
6年以上7年未満	0.20%
7年以上	なし

（ ）上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含む。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が2024年10月1日であり国内における買戻約定日が2027年9月30日であった場合、当該買戻しについては3.00%の条

件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が2024年10月1日であり国内における買付約定日が2027年10月1日であった場合、当該買戻しについては2.25%の条件付後払申込手数料が課せられる。

- (注1) 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定される。
- (注2) 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。
- (注3) クラスB受益証券の1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。
- (注4) 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続きを行う日本における販売会社を通じて精算される。

### (3) 【管理報酬等】

#### (a) 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産の中から、各評価日に計算した純資産価額に対して、安定型ファンド、積極型ファンドとも、年率0.890%を上限とする管理報酬を受け取る権利を有し、毎月後払いされるものとする。当該料率は純資産価額が500億円以下の部分については0.890%、500億円超1,000億円以下の部分については0.738%、1,000億円超の部分については0.625%とする。

また管理会社はファンドの資産の中から、各評価日に計算したクラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.640%の販売管理報酬を受け取る権利を有し、毎月後払いされるものとする。さらに管理会社はファンドの資産の中から、日本におけるファンドの登録、受益証券の販売または受益証券に対する持分に関連して管理会社が負担した費用の弁済を受ける権利を有する。

管理会社は自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社はまた、投資運用にかかるさらなる受任者および他の関係法人の報酬を支払う責任を負う。

管理報酬および販売管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務等を含む。）の対価として管理会社に支払われる。

更に、管理会社は受益証券の各クラスおよび各算定期間（以下に定義する。）に関してファンドの資産の中から以下の金額に相当する実績報酬（以下「実績報酬」という。）を受領する権利を有する。

- イ) ( ) 算定期間が終了した時点における関係する受益証券のクラスに関する受益証券1口当たりの総純資産価格（以下に定義する。）が、( ) 当該クラス受益証券にかかるハードル・バリュウー、つまり直前の算定期間が終了した時点の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格（最初の算定期間については、受益証券1口当たり1円の当初購入価格）にハードル・レート（以下に定義する。）に1を加えた数字を乗じた積、を超過した金額の20%に、
- ロ) 当該算定期間中の各評価日に発行されている当該クラスの受益証券の口数を乗じた金額。

実績報酬は評価日ごとに計算し、計上され、3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する3か月間（以下「算定期間」という。）に関して後払いされる。但し、

- イ) 最初の算定期間は受益証券を最初に発行した日から始まり、2006年6月の最終評価日に終了する期間とする。
- ロ) ある算定期間（以下「前算定期間」という。）に関して実績報酬が支払われていない場合、次の算定期間は前算定期間から始まり、それに続く3月、6月、9月または12月の最終評価日に終了する期間とする。結果として、ひとつの算定期間が3か月間以上に及ぶ場合がある。
- ハ) ある算定期間の最終日以外において受益証券の買戻しが行われる場合、当該買戻受益証券に関する実績報酬は、かかる買戻の日が関連の算定期間の最終日であるとみなされ、当該算定期間の最終日に計算され、管理会社に対し支払われる。

ニ) 算定期間中にいずれかのクラスの受益証券に関して分配金が支払われる場合、1口当たりの分配額が1口当たり純資産価格から控除された日に、当該算定期間に関して支払われる実績報酬の計算のために、1口当たりの当該分配金額は、受益証券の当該クラスの関連するハードル・バリューから控除される。

ホ) 管理会社が算定期間の末日以外の日々に退任し、または解任された場合、管理会社は当該算定期間が退任または解任の日々に終了したものととして前述した実績報酬を受領する権利を有するものとする。

実績報酬を計算する上で、受益証券のあるクラスに関する「1口当たり総純資産価格」とは、当該クラスおよび関係する算定期間に関して計上され、または支払うべき実績報酬を足し戻し、また、支払われた分配金を控除した当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格をいう。

いずれかの算定期間に関する「ハードル・レート」は、実績報酬の支払の有無にかかわらず、各算定期間の最初の営業日のルクセンブルグ時間午後2時に管理事務代行会社にて取得可能な（ブルームバーグのTORF3Mページに掲載された）3か月TORF直近レートに等しい。

管理会社は、実績報酬の一部を販売会社へ支払うことができる。

投資者は、実績報酬の計算方法においては、1口当たり純資産価格の値上り益の20%以上が実績報酬として管理会社へ支払われる可能性があることに留意すべきである。

実績報酬は、運用実績が定められた一定の目標を上回った場合に、投資運用業務に対する対価として管理会社へ支払われる。

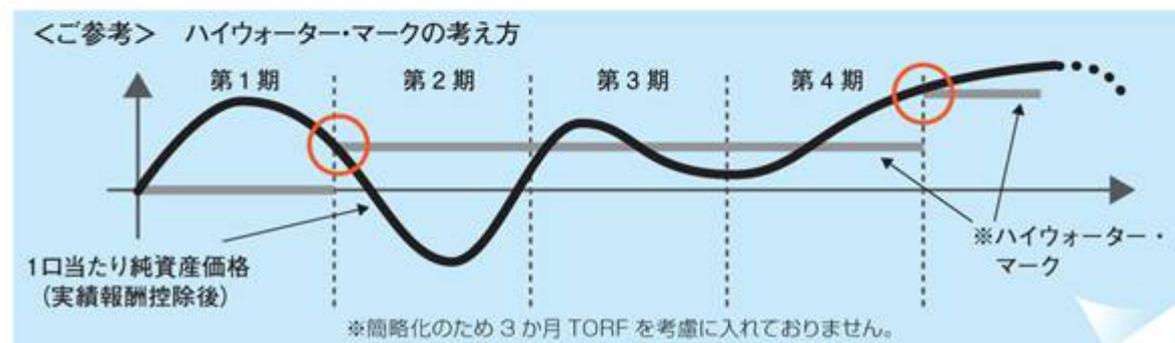
### 実績報酬について

管理会社は、運用実績が一定の水準（ハイウォーター・マーク）を上回った場合、ファンドの資産の中から実績報酬をいただきます。

$$\text{実績報酬} = \left[ \text{1口当たり総純資産価格 (実績報酬控除前)} - \text{ハイウォーター・マーク} \right] \times 20\%$$

- 実績報酬の算定にはハイウォーター・マーク方式（高水位基準）を採用します。
- ハイウォーター・マークとは、設定日から四半期毎の計算期間の期末時点における1口当たり純資産価格（実績報酬控除後）に3か月TORF（前実績報酬徴収日または設定日からの年換算利回りの日割計算）に1を加えた数字を乗じた積のうち最も高いものを指します。
- 分配金が出た場合、ハイウォーター・マークを引き下げます。
- ハイウォーター・マークの算出に適用する3か月TORFは毎計算期間の第1営業日のルクセンブルグ時間の午後2時に管理事務代行会社にて取得可能な直近レートとし、実績報酬の受領に関わらず、期末ごとに見直します。

$$\text{1口当たり純資産価格} = \text{1口当たり総純資産価格 (実績報酬控除前)} - \text{当該営業日分の実績報酬}$$



### (b) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.060%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

(c) 保管報酬

保管会社はファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.040%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、手数料および諸費用とともに、毎月後払いされる。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として、保管会社に支払われる。

(d) 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%（但し、最大年間報酬額は7,500米ドル）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、四半期毎に後払いされる。

受託報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われる。

(e) 販売報酬

日本における販売会社は、日本における受益証券の販売会社としての資格において、ファンドの資産から、クラスA受益証券に帰属する純資産価額に関し、クラスA受益証券に帰属する純資産価額が500億円以下の部分については年率0.600%、500億円超1,000億円以下の部分については、0.752%、1,000億円超の部分については0.865%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。また、クラスB受益証券に関しては、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に関し、クラスB受益証券に帰属する純資産価額が500億円以下の部分については年率0.400%、500億円超1,000億円以下の部分については0.552%、1,000億円超の部分については0.665%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

販売報酬は、ファンド証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として日本における販売会社に支払われる。

(f) 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.100%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

代行協会員報酬は、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われる。

(4) 【その他の手数料等】

(a) その他の手数料等

ファンドは、さらに、(a) ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに(b) ( ) 法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、( ) 仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税され得る発行または譲渡税、( ) 副保管会社の報酬および費用、( ) 政府および政府機関に支払うべきすべての税金および企業費用、( ) 借入利息、( ) 投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、( ) 保険料（もしあれば）、( ) 訴訟および補償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、および( ) ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含め、ファンドの管理にかかるすべての経費および費用を負担する。当該経費および費用が直接特定のファ

ンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産価額に応じて当該経費および費用を負担する。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。

(注) 弁護士費用は、ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。監査費用は、ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われる。

#### (b) 投資先ファンドの報酬および費用

ファンドは、投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用（組入投資信託の管理会社・投資顧問会社報酬等を含む。）（上限年率1.500%<sup>(注)</sup>）を間接的に負担する。この他にも投資先ファンドには比率に割り戻すことができない報酬・費用等が課されているものがある。（なお、各組入投資信託がさらに投資するファンドにおいても管理報酬等が発生する。しかし、これら投資先ファンドは、これら管理報酬等について開示していない。このため、その管理報酬等を事前に計算することができないので、その額や計算方法を記載していない。）

(注) 上限年率は2024年7月末日現在の情報に基づくものである。

上記手数料等の合計額については、投資家がファンドを保有される期間等に応じて異なるので、表示することができない。

### (5) 【課税上の取扱い】

#### (A) 日本

2024年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（受益者の請求による転換の場合および7年経過によるクラスB受益証券からクラスA受益証券への転換の場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。但し、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

#### (B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課さない。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督より受領している。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されない。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(資産別および地域別の投資状況)

( ) 安定型

本表は、ファンドの安定型クラスA受益証券およびクラスB受益証券の資産を合計して表示したものである。

(2024年7月末日現在)

資産の種類	国名 (発行地)	時価合計 (円)	投資比率 <sup>(注1)</sup> (%)
投資信託	ルクセンブルグ	2,844,679,336	48.11
	アイルランド	2,331,730,505	39.43
	フランス	5,715,858	0.10
先物取引 <sup>(注2)</sup>	アメリカ合衆国	9,813,206	0.17
	オーストラリア	1,814,609	0.03
	スペイン	975,619	0.02
	イタリア	624,559	0.01
	シンガポール	3,000	0.00
	フランス	- 29,595	0.00
	香港	- 2,426,455	- 0.04
	イギリス	- 6,238,408	- 0.11
	日本	- 12,471,250	- 0.21
	カナダ	- 17,179,435	- 0.29
	ドイツ	- 32,076,268	- 0.54
小 計		5,124,935,281	86.67
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		787,997,934	13.33
合 計 (純資産価額)		5,912,933,215	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 先物取引については、対象証券の評価損益で評価されている。以下同じ。

## （ ）積極型

本表は、ファンドの積極型クラスA受益証券およびクラスB受益証券の資産を合計して表示したものである。

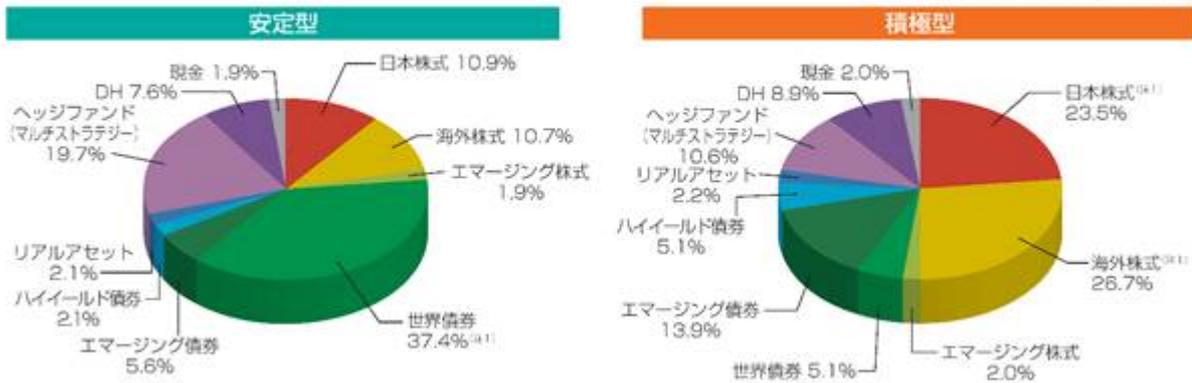
(2024年7月末日現在)

資産の種類	国名 (発行地)	時価合計 (円)	投資比率 <sup>(注1)</sup> (%)
投資信託	ルクセンブルグ	3,240,839,375	57.58
	アイルランド	1,683,646,542	29.91
	フランス	2,328,509	0.04
先物取引 <sup>(注2)</sup>	アメリカ合衆国	8,526,710	0.15
	オーストラリア	2,206,951	0.04
	スペイン	1,010,723	0.02
	イタリア	555,164	0.01
	スイス	450,512	0.01
	スウェーデン	- 28,221	0.00
	フランス	- 547,204	- 0.01
	香港	- 2,426,455	- 0.04
	日本	- 2,853,751	- 0.05
	イギリス	- 5,673,521	- 0.10
	カナダ	- 15,435,242	- 0.27
	ドイツ	- 31,628,053	- 0.56
小計		4,880,972,039	86.72
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		747,765,249	13.28
合計 (純資産価額)		5,628,737,288	100.00

&lt; 参考情報 &gt;

## 投資状況

(2024年7月末日現在)



(注1) 上記各円グラフには、各投資先ファンドの他、現金および先物ポジション(安定型については世界債券部分、ならびに積極型については日本株式部分および海外株式部分)が含まれています。

(注) 上記円グラフの数値は小数点第2位を四捨五入しており、足し合わせても100%にならないことがあります。

## ( 2 ) 【投資資産】

## 上位30銘柄

( ) 安定型

&lt; 投資信託 &gt;

( 2024年 7 月末日現在 )

順位	銘柄名	国・地域名	種類	数量 (口数または 株数)	取得価額 (円)		時価 (円)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	WMF (IRL) - WEL GBL BD FD JPY S DIS H	アイルランド	投資信託	171,563.04	8,991.09	1,542,539,541	7,974.00	1,368,043,650	23.14
2	JPMORG INV FDS-GL MAC OP I JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	114,081.56	12,274.43	1,400,286,277	10,798.00	1,231,852,684	20.83
3	INVECO JAPAN EQTY ADV FD C JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	81,532.88	7,222.17	588,844,727	8,413.00	685,936,102	11.60
4	WMF (LUX) - WELL US RES EQ USD S ACC	ルクセンブルグ	投資信託	17,757.98	16,047.93	284,978,834	28,313.86	502,796,899	8.50
5	NB IF (2) GLB SE FL RT- USD I A ACC	アイルランド	投資信託	208,746.86	1,162.90	242,751,654	2,289.61	477,948,960	8.08
6	NB IF EMG MK DB BLND I ACC	アイルランド	投資信託	210,078.51	1,247.29	262,029,359	1,688.91	354,803,336	6.00
7	MFS MERIDIAN EUR RES 11 EUR FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	2,974.24	40,166.59	119,465,087	57,105.11	169,844,310	2.87
8	AXA WF-US DYNAM HIGH YIELD BD I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	4,686.54	15,665.27	73,415,895	28,690.33	134,458,378	2.27
9	PRINCIPAL GIF GL PROP SEC USD I ACC	アイルランド	投資信託	27,008.64	3,342.99	90,289,697	4,847.88	130,934,559	2.21
10	JPMORG FDS-EMERG MRKTS EQUITY X	ルクセンブルグ	投資信託	17,613.96	3,852.16	67,851,735	6,800.91	119,790,963	2.03
11	H2O ADAGIO SIDE POCKET- HJPY I ACC	フランス	投資信託	153,322.39	956.25	146,614,194	37.28	5,715,858	0.10

2024年7月末日時点において、H2Oアダージョの保有があるが、売却手続き等により順次現金化の予定である。以下同じ。

## &lt; 先物取引 &gt;

（2024年7月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	種類	償還期限	数量	取引通貨の種類	契約額 (円)	評価損益 (円)	投資比率 (%)
1	US T-NOTES 10YR.CBT.SEP24	アメリカ合衆国	金利先物	2024年9月19日	32	米ドル	538,820,619	9,848,549	0.17
2	AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE.SEP24.120191	オーストラリア	金利先物	2024年9月16日	44	オーストラリアドル	419,849,756	6,417,058	0.11
3	DAX INDEX.EUREX.SEP24	ドイツ	株価指数先物	2024年9月20日	3	ユーロ	227,217,432	1,653,247	0.03
4	IBEX 35.MEFF.AUG24	スペイン	株価指数先物	2024年8月16日	15	ユーロ	275,688,199	975,619	0.02
5	FTSE/MIB INDEX.MLN.SEP24	イタリア	株価指数先物	2024年9月20日	(注 - 4 2)	ユーロ	111,751,364	624,559	0.01
6	JGB MINI.SGX.SEP24	シンガポール	金利先物	2024年9月11日	(注 - 1 2)	日本円	14,277,000	3,000	0.00
7	CAC 40.EOP.MONEP.AUG24	フランス	株価指数先物	2024年8月16日	1	ユーロ	12,316,489	- 29,595	0.00
8	E-MINI S&P500.1MM.SEP24	アメリカ合衆国	株価指数先物	2024年9月20日	3	米ドル	123,894,783	- 35,343	0.00
9	GILT.ICE.SEP24	イギリス	金利先物	2024年9月26日	(注 - 3 2)	英ポンド	57,502,335	- 38,759	0.00
10	HANG SENG INDEX.HK.AUG24	香港	株価指数先物	2024年8月29日	9	香港ドル	150,823,704	- 2,426,455	- 0.04
11	SPI 200.SFE.SEP24	オーストラリア	株価指数先物	2024年9月19日	(注 - 16 2)	オーストラリアドル	316,547,499	- 4,602,449	- 0.08
12	TOPIX.OSE.SEP24	日本	株価指数先物	2024年9月12日	9	日本円	251,730,000	- 5,906,250	- 0.10
13	FTSE INDEX 100.ICE.SEP24	イギリス	株価指数先物	2024年9月20日	(注 - 29 2)	英ポンド	466,613,248	- 6,199,649	- 0.10
14	JAPAN 10YR JGB.OSE.SEP24	日本	金利先物	2024年9月12日	13	日本円	1,855,360,000	- 6,565,000	- 0.11
15	S+P/TSE60 INDEX.ME.SEP24	カナダ	株価指数先物	2024年9月19日	(注 - 17 2)	カナダドル	507,803,721	- 7,719,803	- 0.13
16	CANADA GOV BOND.ME.SEP24	カナダ	金利先物	2024年9月18日	(注 - 33 2)	カナダドル	441,943,991	- 9,459,632	- 0.16
17	EURO BUND.EURX.SEP24	ドイツ	金利先物	2024年9月6日	(注 - 54 2)	ユーロ	1,176,318,637	- 33,729,515	- 0.57

（注1）「（2）投資資産」における先物取引についての契約額はファンドの表示通貨で記載されている。以下同じ。

（注2）先物取引は買い手に資産（ロング・ポジション：正数）購入、または売り手に資産（ショート・ポジション：負数）売却の義務のある金融契約である。以下同じ。

（注3）ルクセンブルグの会計基準に基づき、先物取引の契約額は絶対値で表示されている。以下同じ。

( ) 積極型

&lt; 投資信託 &gt;

(2024年7月末日現在)

順位	銘柄名	国・地域名	種類	数量 (口数または 株数)	取得価額 (円)		時価 (円)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	INVESCO JAPAN EQTY ADV FD C JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	122,984.28	7,387.83	908,587,250	8,413.00	1,034,666,702	18.38
2	WMF (LUX) - WELL US RES EQ USD S ACC	ルクセンブルグ	投資信託	32,365.32	19,308.29	624,919,065	28,313.86	916,387,127	16.28
3	NB IF EMG MK DB BLND I ACC	アイルランド	投資信託	460,748.79	1,450.76	668,438,145	1,688.91	778,162,460	13.82
4	JPMORG INV FDS-GL MAC OP I JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	55,008.31	12,063.22	663,577,221	10,798.00	593,979,688	10.55
5	NB IF (2) GLB SE FL RT- USD I A ACC	アイルランド	投資信託	217,313.03	1,097.57	238,517,130	2,289.61	497,562,148	8.84
6	MFS MERIDIAN EUR RES I1 EUR FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	5,213.81	41,806.62	217,971,795	57,105.21	297,735,707	5.29
7	AXA WF-US DYNAM HIGH YIELD BD I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	9,910.83	16,995.52	168,439,740	28,690.31	284,344,798	5.05
8	WMF (IRL) - WEL GBL BD FD JPY S DIS H	アイルランド	投資信託	35,611.55	8,313.57	296,059,066	7,974.00	283,966,459	5.04
9	PRINCIPAL GIF GL PROP SEC USD I ACC	アイルランド	投資信託	25,569.03	3,552.95	90,845,375	4,847.88	123,955,475	2.20
10	JPMORG FDS-EMERG MRKTS EQUITY X	ルクセンブルグ	投資信託	16,722.07	4,080.56	68,235,412	6,800.91	113,725,353	2.02
11	H20 ADAGIO SIDE POCKET- HJPY I ACC	フランス	投資信託	62,460.03	956.33	59,732,621	37.28	2,328,509	0.04

&lt; 先物取引 &gt;

(2024年7月末日現在)

順位	銘柄名	発行地	種類	償還期限	数量	取引通貨の 種類	契約額 (円)	評価損益 (円)	投資比率 (%)
1	US T-NOTES 10YR.CBT.SEP24	アメリカ合衆国	金利先物	2024年9月19日	31	米ドル	521,982,474	9,467,685	0.17
2	AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE.SEP24.130191	オーストラリア	金利先物	2024年9月16日	42	豪ドル	400,788,396	6,151,031	0.11
3	IBEX 35.MEFF.AUG24	スペイン	株価指数先物	2024年8月16日	15	ユーロ	275,688,198	1,010,723	0.02
4	DAX INDEX.EUREX.SEP24	ドイツ	株価指数先物	2024年9月20日	2	ユーロ	151,478,288	963,374	0.02
5	FTSE/MIB INDEX.MLN.SEP24	イタリア	株価指数先物	2024年9月20日	(注 -4 2)	ユーロ	111,751,364	555,164	0.01
6	SWISS MARKET INDEX.EUREX.SEP24	スイス	株価指数先物	2024年9月20日	1	スイスフラン	21,148,369	450,512	0.01
7	TOPIX.OSE.SEP24	日本	株価指数先物	2024年9月12日	19	日本円	531,430,000	176,249	0.00
8	OMXS30.OMX.AUG24	スウェーデン	株価指数先物	2024年8月16日	2	スウェーデン・ クローナ	7,350,957	-28,221	0.00
9	GILT.ICE.SEP24	イギリス	金利先物	2024年9月26日	(注 -3 2)	英ポンド	57,502,335	-38,759	0.00
10	EURO STOXX 50 INDEX.EURX.SEP24	ドイツ	株価指数先物	2024年9月20日	2	ユーロ	15,907,098	-164,916	0.00
11	CAC 40.EOP.MONEP.AUG24	フランス	株価指数先物	2024年8月16日	3	ユーロ	36,949,468	-547,204	-0.01
12	E-MINI S&P500.IMM.SEP24	アメリカ合衆国	株価指数先物	2024年9月20日	7	米ドル	289,087,827	-940,975	-0.02
13	HANG SENG INDEX.HK.AUG24	香港	株価指数先物	2024年8月29日	9	香港ドル	150,823,704	-2,426,455	-0.04
14	JAPAN 10YR JGB.OSE.SEP24	日本	金利先物	2024年9月12日	6	日本円	856,320,000	-3,030,000	-0.05
15	SPI 200.SFE.SEP24	オーストラリア	株価指数先物	2024年9月19日	(注 -15 2)	豪ドル	296,763,281	-3,944,080	-0.07
16	FTSE INDEX 100.ICE.SEP24	イギリス	株価指数先物	2024年9月20日	(注 -26 2)	英ポンド	418,342,912	-5,634,762	-0.10
17	S+P/TSE60 INDEX.ME.SEP24	カナダ	株価指数先物	2024年9月19日	(注 -15 2)	カナダドル	448,062,107	-6,086,850	-0.11

18	CANADA GOV BOND.ME.SEP24	カナダ	金利先物	2024年9月18日	(注 - 32 2 )	カナダドル	428,551,749	- 9,348,392	- 0.17
19	EURO BUND.EURX.SEP24	ドイツ	金利先物	2024年9月6日	(注 - 52 2 )	ユーロ	1,132,751,280	- 32,426,511	- 0.58

&lt; 参考情報 &gt;

**投資有価証券の主要銘柄****上位10銘柄**

(2024年7月末日現在)

**(i) 安定型 〈投資信託〉**

順位	銘柄名	投資比率 (%)
1	WMF (IRL)-WEL GBL BD FD JPY S DIS H	23.14
2	JPMORG INV FDS-GL MAC OP I JPY ACC	20.83
3	INVESCO JAPAN EQTY ADV FD C JPY ACC	11.60
4	WMF (LUX)- WELL US RES EQ USD S ACC	8.50
5	NB IF (2) GLB SE FL RT-USD I A ACC	8.08
6	NB IF EMG MK DB BLND I ACC	6.00
7	MFS MERIDIAN EUR RES II EUR FD ACC	2.87
8	AXA WF-US DYNAM HIGH YIELD BD I ACC	2.27
9	PRINCIPAL GIF GL PROP SEC USD I ACC	2.21
10	JPMORG FDS-EMERG MRKTS EQUITY X	2.03

**(ii) 積極型 〈投資信託〉**

順位	銘柄名	投資比率 (%)
1	INVESCO JAPAN EQTY ADV FD C JPY ACC	18.38
2	WMF (LUX)- WELL US RES EQ USD S ACC	16.28
3	NB IF EMG MK DB BLND I ACC	13.82
4	JPMORG INV FDS-GL MAC OP I JPY ACC	10.55
5	NB IF (2) GLB SE FL RT-USD I A ACC	8.84
6	MFS MERIDIAN EUR RES II EUR FD ACC	5.29
7	AXA WF-US DYNAM HIGH YIELD BD I ACC	5.05
8	WMF (IRL)-WEL GBL BD FD JPY S DIS H	5.04
9	PRINCIPAL GIF GL PROP SEC USD I ACC	2.20
10	JPMORG FDS-EMERG MRKTS EQUITY X	2.02

(注)投資比率とは、安定型および積極型の各ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記会計年度末および2024年7月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

## ( ) 安定型 クラスA 受益証券

	純資産価額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第9会計年度末 (2015年3月末日)	13,802,678,114	1.0686
第10会計年度末 (2016年3月末日)	10,387,365,642	0.9666
第11会計年度末 (2017年3月末日)	8,829,267,838	0.9592
第12会計年度末 (2018年3月末日)	7,672,581,945	0.9335
第13会計年度末 (2019年3月末日)	6,901,811,358	0.9183
第14会計年度末 (2020年3月末日)	5,645,538,650	0.8471
第15会計年度末 (2021年3月末日)	5,628,990,419	0.9307
第16会計年度末 (2022年3月末日)	5,188,768,614	0.9179
第17会計年度末 (2023年3月末日)	4,896,992,655	0.9144
第18会計年度末 (2024年3月末日)	4,536,565,602	0.9285
2023年8月末日	4,584,405,092	0.9016
9月末日	4,598,839,039	0.9089
10月末日	4,388,447,968	0.8743
11月末日	4,429,671,843	0.8849
12月末日	4,356,030,658	0.8746
2024年1月末日	4,462,974,434	0.9017
2月末日	4,479,901,627	0.9117
3月末日	4,536,565,602	0.9285
4月末日	4,491,560,926	0.9224
5月末日	4,457,175,108	0.9225
6月末日	4,522,052,633	0.9367
7月末日	4,355,481,019	0.9213

## ( ) 安定型 クラスB 受益証券

	純資産価額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第9会計年度末 (2015年3月末日)	6,146,021,583	1.0333
第10会計年度末 (2016年3月末日)	4,278,738,365	0.9304
第11会計年度末 (2017年3月末日)	3,742,525,581	0.9189
第12会計年度末 (2018年3月末日)	3,208,876,151	0.8899
第13会計年度末 (2019年3月末日)	2,876,767,180	0.8711
第14会計年度末 (2020年3月末日)	2,273,250,866	0.7995
第15会計年度末 (2021年3月末日)	2,266,789,464	0.8740
第16会計年度末 (2022年3月末日)	2,003,203,104	0.8576
第17会計年度末 (2023年3月末日)	1,789,413,045	0.8500
第18会計年度末 (2024年3月末日)	1,632,251,219	0.8586
2023年8月末日	1,664,095,780	0.8361
9月末日	1,672,409,335	0.8426
10月末日	1,606,456,964	0.8099
11月末日	1,603,078,877	0.8194
12月末日	1,555,510,058	0.8096
2024年1月末日	1,598,973,756	0.8344
2月末日	1,603,977,805	0.8433
3月末日	1,632,251,219	0.8586
4月末日	1,616,231,839	0.8522
5月末日	1,573,579,049	0.8520
6月末日	1,589,713,657	0.8648
7月末日	1,557,452,196	0.8502

## ( ) 積極型 クラスA 受益証券

	純資産価額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第9会計年度末 (2015年3月末日)	12,989,625,266	1.0912
第10会計年度末 (2016年3月末日)	8,853,466,458	0.9377
第11会計年度末 (2017年3月末日)	7,831,681,083	0.9859
第12会計年度末 (2018年3月末日)	6,421,068,031	1.0074
第13会計年度末 (2019年3月末日)	5,746,094,273	0.9996
第14会計年度末 (2020年3月末日)	4,479,288,463	0.8889
第15会計年度末 (2021年3月末日)	4,877,051,914	1.1187
第16会計年度末 (2022年3月末日)	4,631,509,739	1.1503
第17会計年度末 (2023年3月末日)	4,531,093,827	1.1798
第18会計年度末 (2024年3月末日)	4,480,156,744	1.3370
2023年8月末日	4,361,288,688	1.2408
9月末日	4,344,088,439	1.2490
10月末日	4,177,417,876	1.2046
11月末日	4,294,186,886	1.2410
12月末日	4,190,638,071	1.2240
2024年1月末日	4,348,720,987	1.2785
2月末日	4,398,127,496	1.3041
3月末日	4,480,156,744	1.3370
4月末日	4,446,920,995	1.3418
5月末日	4,472,431,923	1.3515
6月末日	4,489,267,965	1.3778
7月末日	4,319,607,730	1.3316

## ( ) 積極型 クラスB 受益証券

	純資産価額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第9会計年度末 (2015年3月末日)	5,515,862,256	1.0502
第10会計年度末 (2016年3月末日)	3,590,719,786	0.8986
第11会計年度末 (2017年3月末日)	3,232,993,212	0.9406
第12会計年度末 (2018年3月末日)	2,683,148,666	0.9569
第13会計年度末 (2019年3月末日)	2,389,667,162	0.9453
第14会計年度末 (2020年3月末日)	1,786,284,774	0.8368
第15会計年度末 (2021年3月末日)	1,870,187,342	1.0486
第16会計年度末 (2022年3月末日)	1,510,054,060	1.0872
第17会計年度末 (2023年3月末日)	1,412,948,307	1.1102
第18会計年度末 (2024年3月末日)	1,348,415,791	1.2551
2023年8月末日	1,357,396,455	1.1671
9月末日	1,334,958,640	1.1745
10月末日	1,276,433,482	1.1323
11月末日	1,291,146,955	1.1662
12月末日	1,260,328,925	1.1497
2024年1月末日	1,315,148,715	1.2009
2月末日	1,336,669,919	1.2245
3月末日	1,348,415,791	1.2551
4月末日	1,335,871,219	1.2592
5月末日	1,334,084,005	1.2679
6月末日	1,357,370,127	1.2922
7月末日	1,309,129,558	1.2484

&lt; 参考情報 &gt;

## 純資産価額および1万口当たり純資産価格の推移

(2006年4月28日(設定日)～2024年7月末日)



ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

## 【分配の推移】

( ) 安定型

会計年度	基準日 (分配落ち日)	海外における支払日 (日本における支払日)	1口当たり分配金
第9会計年度	2014年3月31日 (2014年4月1日)	2014年4月4日 (2014年4月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2014年9月30日 (2014年10月1日)	2014年10月6日 (2014年10月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第10会計年度	2015年3月31日 (2015年4月1日)	2015年4月8日 (2015年4月10日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2015年9月30日 (2015年10月1日)	2015年10月6日 (2015年10月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第11会計年度	2016年3月31日 (2016年4月1日)	2016年4月6日 (2016年4月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2016年9月30日 (2016年10月3日)	2016年10月6日 (2016年10月11日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第12会計年度	2017年3月31日 (2017年4月3日)	2017年4月6日 (2017年4月10日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2017年9月29日 (2017年10月2日)	2017年10月5日 (2017年10月10日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第13会計年度	2018年3月29日 (2018年4月3日)	2018年4月6日 (2018年4月10日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2018年9月28日 (2018年10月1日)	2018年10月4日 (2018年10月9日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第14会計年度	2019年3月29日 (2019年4月1日)	2019年4月4日 (2019年4月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2019年9月30日 (2019年10月1日)	2019年10月4日 (2019年10月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第15会計年度	2020年3月31日 (2020年4月1日)	2020年4月6日 (2020年4月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2020年9月30日 (2020年10月1日)	2020年10月6日 (2020年10月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第16会計年度	2021年3月31日 (2021年4月1日)	2021年4月8日 (2021年4月12日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2021年9月30日 (2021年10月1日)	2021年10月6日 (2021年10月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第17会計年度	2022年3月31日 (2022年4月1日)	2022年4月6日 (2022年4月8日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2022年9月30日 (2022年10月3日)	2022年10月6日 (2022年10月11日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
第18会計年度	2023年3月31日 (2023年4月3日)	2023年4月6日 (2023年4月10日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円
	2023年9月29日 (2023年10月2日)	2023年10月5日 (2023年10月10日)	A : 0.0050円
			B : 0.0050円

(注1) 2024年3月28日を基準日(分配落ち日は2024年4月2日)として、クラスA受益証券およびクラスB受益証券とも1口当たり0.0050円の分配金が、2024年4月5日(日本における支払日は2024年4月9日)に支払われている。

(注2) 上記においてA、Bとは、それぞれクラスA受益証券、クラスB受益証券をいう。以下同じ。

( ) 積極型

会計年度	1口当たり分配金
第9会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第10会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第11会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第12会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第13会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第14会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第15会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第16会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第17会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。
第18会計年度	当該会計年度については、分配は行われていない。

< 参考情報 >

## 分配の推移

(i) 安定型 クラスA / B

< 分配金実績 (税引き前・1万口当たり) (分配基準日ベース) >

第9会計年度		第10会計年度		第11会計年度		第12会計年度		第13会計年度		第14会計年度	
2014年3月	2014年9月	2015年3月	2015年9月	2016年3月	2016年9月	2017年3月	2017年9月	2018年3月	2018年9月	2019年3月	2019年9月
50円											
第15会計年度		第16会計年度		第17会計年度		第18会計年度		第19会計年度		設定来累計	
2020年3月	2020年9月	2021年3月	2021年9月	2022年3月	2022年9月	2023年3月	2023年9月	2024年3月			
50円		2,050円									

(ii) 積極型 クラスA / B

設定来第18会計年度まで分配は行われていません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

## 【収益率の推移】

## ( ) 安定型

会計年度	収益率（注）
第9会計年度	A： 22.08%
	B： 22.44%
第10会計年度	A： - 8.61%
	B： - 8.99%
第11会計年度	A： 0.27%
	B： - 0.16%
第12会計年度	A： - 1.64%
	B： - 2.07%
第13会計年度	A： - 0.56%
	B： - 0.99%
第14会計年度	A： - 6.66%
	B： - 7.07%
第15会計年度	A： 11.05%
	B： 10.57%
第16会計年度	A： - 0.30%
	B： - 0.73%
第17会計年度	A： 0.71%
	B： 0.28%
第18会計年度	A： 2.64%
	B： 2.19%

## ( ) 積極型

会計年度	収益率（注）
第9会計年度	A： 29.21%
	B： 28.65%
第10会計年度	A： - 14.07%
	B： - 14.44%
第11会計年度	A： 5.14%
	B： 4.67%
第12会計年度	A： 2.18%
	B： 1.73%
第13会計年度	A： - 0.77%
	B： - 1.21%
第14会計年度	A： - 11.07%
	B： - 11.48%
第15会計年度	A： 25.85%
	B： 25.31%
第16会計年度	A： 2.82%
	B： 3.68%
第17会計年度	A： 2.56%
	B： 2.12%
第18会計年度	A： 13.32%
	B： 13.05%

（注）収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格

## &lt; 参考情報 &gt;

## 収益率の推移

## (i) 安定型



## (ii) 積極型

(注) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$ 

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格 (当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格 (分配落ちの額)

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は以下のとおりである。

## ( ) 安定型 クラスA 受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第9会計年度	530,237,913 (530,237,913)	2,038,377,411 (2,038,377,411)	12,916,236,666 (12,916,236,666)
第10会計年度	62,922,597 (62,922,597)	2,232,398,358 (2,232,398,358)	10,746,760,905 (10,746,760,905)
第11会計年度	21,498,992 (21,498,992)	1,563,876,787 (1,563,876,787)	9,204,383,110 (9,204,383,110)
第12会計年度	946,028 (946,028)	985,745,484 (985,745,484)	8,219,583,654 (8,219,583,654)
第13会計年度	0 (0)	703,498,680 (703,498,680)	7,516,084,974 (7,516,084,974)
第14会計年度	0 (0)	851,433,266 (851,433,266)	6,664,651,708 (6,664,651,708)
第15会計年度	0 (0)	616,702,630 (616,702,630)	6,047,949,078 (6,047,949,078)
第16会計年度	16,630,538 (16,630,538)	411,879,069 (411,879,069)	5,652,700,547 (5,652,700,547)
第17会計年度	1,862,076 (1,862,076)	299,220,116 (299,220,116)	5,355,342,507 (5,355,342,507)
第18会計年度	0 (0)	469,673,691 (469,673,691)	4,885,668,816 (4,885,668,816)

(注) ( ) 内の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

## ( ) 安定型 クラスB 受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第9会計年度	122,506,391 (122,506,391)	2,506,498,118 (2,506,498,118)	5,947,745,533 (5,947,745,533)
第10会計年度	92,529,443 (92,529,443)	1,441,534,580 (1,441,534,580)	4,598,740,396 (4,598,740,396)
第11会計年度	15,760,711 (15,760,711)	541,769,122 (541,769,122)	4,072,731,985 (4,072,731,985)
第12会計年度	5,050,680 (5,050,680)	471,763,906 (471,763,906)	3,606,018,759 (3,606,018,759)
第13会計年度	0 (0)	303,518,139 (303,518,139)	3,302,500,620 (3,302,500,620)
第14会計年度	0 (0)	459,314,000 (459,314,000)	2,843,186,620 (2,843,186,620)
第15会計年度	0 (0)	249,727,185 (249,727,185)	2,593,459,435 (2,593,459,435)
第16会計年度	0 (0)	257,744,000 (257,744,000)	2,335,715,435 (2,335,715,435)
第17会計年度	0 (0)	230,400,000 (230,400,000)	2,105,315,435 (2,105,315,435)
第18会計年度	0 (0)	204,205,000 (204,205,000)	1,901,110,435 (1,901,110,435)

## ( ) 積極型 クラスA 受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第9会計年度	526,452,868 (526,452,868)	3,035,618,633 (3,035,618,633)	11,904,269,429 (11,904,269,429)
第10会計年度	44,016,934 (44,016,934)	2,506,935,231 (2,506,935,231)	9,441,351,132 (9,441,351,132)
第11会計年度	10,265,298 (10,265,298)	1,508,159,906 (1,508,159,906)	7,943,456,524 (7,943,456,524)
第12会計年度	4,922,977 (4,922,977)	1,574,527,801 (1,574,527,801)	6,373,851,700 (6,373,851,700)
第13会計年度	6,562,207 (6,562,207)	632,100,445 (632,100,445)	5,748,313,462 (5,748,313,462)
第14会計年度	434,274 (434,274)	709,334,901 (709,334,901)	5,039,412,835 (5,039,412,835)
第15会計年度	2,567,803 (2,567,803)	682,255,121 (682,255,121)	4,359,725,517 (4,359,725,517)
第16会計年度	0 (0)	333,415,021 (333,415,021)	4,026,310,496 (4,026,310,496)
第17会計年度	19,840,606 (19,840,606)	205,628,911 (205,628,911)	3,840,522,191 (3,840,522,191)
第18会計年度	4,034,232 (4,034,232)	493,691,000 (493,691,000)	3,350,865,423 (3,350,865,423)

## ( ) 積極型 クラスB 受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第9会計年度	46,914,346 (46,914,346)	2,697,279,479 (2,697,279,479)	5,252,173,861 (5,252,173,861)
第10会計年度	151,172,033 (151,172,033)	1,407,243,782 (1,407,243,782)	3,996,102,112 (3,996,102,112)
第11会計年度	0 (0)	558,841,087 (558,841,087)	3,437,261,025 (3,437,261,025)
第12会計年度	500,000 (500,000)	633,632,131 (633,632,131)	2,804,128,894 (2,804,128,894)
第13会計年度	500,000 (500,000)	276,650,646 (276,650,646)	2,527,978,248 (2,527,978,248)
第14会計年度	0 (0)	393,409,569 (393,409,569)	2,134,568,679 (2,134,568,679)
第15会計年度	0 (0)	351,099,458 (351,099,458)	1,783,469,221 (1,783,469,221)
第16会計年度	0 (0)	394,523,086 (394,523,086)	1,388,946,135 (1,388,946,135)
第17会計年度	0 (0)	116,273,305 (116,273,305)	1,272,672,830 (1,272,672,830)
第18会計年度	2,138,842 (2,138,842)	200,433,049 (200,433,049)	1,074,378,623 (1,074,378,623)

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）海外における販売手続等

##### 申込み

受益証券は、以下に定める場合を除き、各取引日に受益証券1口当たり純資産価格で申込みことができる。受益証券1口当たり純資産価格は、取引日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。

##### 手続き

受益証券の申込者および受益証券の追加分の申込みを希望する受益者は、必要事項をすべて記入した買付申込書（必要に応じて申込者の身元を証明する裏付け資料を添付する。）を取引日の午後4時（東京時間）までに販売会社に送付するとともに、精算用資金を取引日後4営業日以内（すなわちT+4）に、ファンドの口座に入金しなければならない。販売会社は記入された買付申込書を、受領して2時間以内に管理事務代行会社へ送付する。送付されなかった場合、申込みは買付申込書と申込代金を受領した直後の取引日まで持ち越され、その場合、受益証券はかかる取引日の購入価格で発行されるものとする。

投資者が管理事務代行会社とその他の通貨で支払いを行う取決めをしていない限り、支払いは円貨で行わねばならない。自由に転換可能なその他の通貨による支払いは円に転換し、転換した資金を（転換費用を差し引いた後）申込代金の支払いに充当するものとする。通貨の転換には遅れが伴う場合があり、また、投資者が費用を負担する。

受益証券の端数は発行されない。

管理会社は、独自の裁量により受益証券の申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保し、その場合、申込みに際して支払われた金額またはその残額（場合による。）は申込者がリスクと費用を負担して、できる限り速やかに返金されるものとする。

必要事項を記入した申込書を一旦管理事務代行会社が受領した場合、申込みを取り消すことはできない。管理事務代行会社は買付申込書の原本および必要な場合は申込者の身元を確認するために管理事務代行会社が請求したすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を交付する。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社はその旨を申込者に書面で通知し、必要な情報を請求するものとする。

疑いを避けるため、管理事務代行会社の裁量により、申込者の身元を確認するために請求したすべての情報および書類と一緒に申込代金が全額精算された旨の通知を受け取るまで、受益証券の申込みを処理せず、受益証券を発行しない場合がある。管理事務代行会社が取引日から1か月以内に上記の情報および書類を受領しなかった場合、管理事務代行会社は申込書を申込者に返送するとともに、申込者が支払ったすべての申込代金を申込者がリスクと費用を負担して支払銀行に返金する。上記の規定を前提として、受益証券は取引日に発行されたとみなされる。

### 最低投資額と追加申込額

各取引日について、申込者1人当たりの最低申込口数は、クラスA受益証券の場合は1億口、クラスB受益証券の場合は50万口で、それ以上は受益証券1万口の整数倍とする。但し、管理会社と販売会社が異なる合意をした場合はこの限りではない。

### 不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、申込書の中で、特に関係法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負う。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被らずに済むはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできない。

受益証券の申込者は、申込書の中で、特にファンドに投資するリスクを評価するために金融に関する知識と経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および/または取引する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければならない。

ファンドは、受益証券の申込みを拒絶する権利を有する。短期又は過度の受益証券の買付けまたは買戻し取引は、特にかかる取引が多額に上る場合、ポートフォリオ管理戦略を阻害し、費用を増加させることにより、ファンドの運用成績を阻害する可能性がある。従って、受益証券の申込みが短期または過度の取引に当たり、ファンドに悪影響を与えると管理会社において判断されるとき、ファンドは、かかるマーケットタイミング取引を行う者またはその他の投資者による受益証券の申込みを、拒絶することが出来る。この目的において、管理会社は、投資者のファンドまたは販売会社によって販売された他のファンドにおける取引履歴を考慮することが出来る。しかし、管理会社は、特定の取引が短期または過度の取引に該当するものであり、ファンドに悪影響を与えるものであるか否か、特にそれが複数の口座を通じて行われた場合には、必ずしも判断できるものではなく、かかる取引が全て拒絶されることを表明するものではない。

日本における販売会社は、その独自の判断により、過度の売買を行った経験を有する申込者からの受益証券買付注文を拒絶するため、合理的な努力を払うことに合意している。但し、受益証券の短期売買すべてを防止できる保証はない。

### 受益証券の形式

すべての受益証券は記名式受益証券である。受益証券の券面は、受益者が請求した場合の他、発行されない。受益証券は1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は保有する受益証券の一部または全部の譲渡または買戻しに関連して、管理事務代行会社に対していずれかの共同保有者の書面の指示だけに基づいて行動することを許可する義務を負う。受益者は管理事務代行会社の事務所で通常の営業時間中に受益者名簿のコピーを閲覧することができる。

### 停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、本書に記載する「受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止」と題する項に定める状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができる。停止の期間中は受益証券は発行されない。

### マネー・ロンダリング防止規定

適用ある法域のマネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するため、ファンドの管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の手続きを取り入れ、維持することが求められる。また、申込者にその身元および資金源を確認するための証拠の提出を求めることができる。管理事務代行会社は、許可された場合、一定の条件の下で、（デュー・デリジェンス情報の取得を含む）マネー・ロンダリング防止手続きの維持を適格者に委託することもできる。

ケイマン諸島に所在する者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合で、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は（ ）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合には犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、（ ）テロ行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法（改正済）に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとする。

投資者は、受託会社にEメール（Maylyn.Phillips@cibcfib.com）で照会することにより、ファンドの現在のマネー・ロンダリング防止コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーおよび副マネー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーの詳細（連絡先を含む。）を取得することができる。

## （2）日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の営業日に、受益証券の募集が行われる。

販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出する。

適格投資家<sup>（注）</sup>は、取引日の午後4時（東京時間）までに販売取扱会社に申込みを行い、日本における販売会社は2時間以内に管理事務代行会社に送付する。

（注）用語の定義については、本書別紙A「定義」を参照のこと。

受益証券は、以下に定める場合を除き、各取引日に受益証券1口当たり純資産価格（日本においては、通常、申込みの翌営業日に1万口当たりで公表される。）で申込みことができる。

受益証券1口当たり純資産価格は、取引日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。

日本における買付約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（以下「買付約定日」という。通常、取引日の日本における翌営業日）であり、日本の投資者と販売取扱会社との受渡しは、買付約定日から起算して日本における4営業日目である。

クラスA受益証券については、1億口以上10億口未満の申込みの場合、申込金額の1.65%（税抜1.50%）、10億口以上20億口未満の申込みの場合、申込金額の0.55%（税抜0.50%）の申込手数料が申込金額に加算され、20億口以上の申込みの場合、申込手数料は加算されない。

（注）管理会社および日本における販売会社が契約により申込手数料について別途合意する場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料が加算されない。但し、クラスB受益証券については買戻し時に条件付後払申込手数料（C D S C）が発生する。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、販売取扱会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領する。この場合、買付代金の支払いは、円貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

ファンドは、受益証券の申込みを拒絶する権利を有する。短期または過度の受益証券の買付けまたは買戻し取引は、特にかかる取引が多額に上る場合、ポートフォリオ管理戦略を阻害し、費用を増加させることにより、ファンドの運用成績を阻害する可能性がある。従って、受益証券の申込みが短期または過度の取引に当たり、ファンドに悪影響を与えると管理会社において判断されるとき、ファンドは、かかるマーケットタイミング取引を行う者またはその他の投資者による受益証券の申込みを、拒絶することが出来る。この目的において、管理会社は、投資者のファンドまたは販売会社によって販売された他のファンドにおける取引履歴を考慮することが出来る。しかし、管理会社は、特定の取引が短期または過度の取引に該当するものであり、ファンドに悪影響を与えるものであるか否か、特にそれが複数の口座を通じて行われた場合には、必ずしも判断できるものではなく、かかる取引が全て拒絶されることを表明するものではない。

日本における販売会社は、その独自の判断により、過度の売買を行った経験を有する申込者からの受益証券買付注文を拒絶するため、合理的な努力を払うことに合意している。但し、受益証券の短期売買すべてを防止できる保証はない。

前記「（１）海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

## 2【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し手続等

受益証券は受益者の選択に応じて、各買戻日に買い戻すことができる。買戻日とは各週の木曜日（営業日でない場合は直後の営業日）をいう。

受益者は必要事項を記入した買戻請求書を買戻日の午後4時（東京時間）までに販売会社に送達すべきであり、販売会社は受領後2時間以内または管理事務代行会社が個々のケースごとに決定したその他の時まで管理事務代行会社へ送付する。送付されなかった場合、買戻請求は次の買戻日まで持ち越され、受益証券は次の買戻日の買戻価格で買い戻されるものとする。

買戻請求書を一旦提出した場合、取り消すことはできない。

### 買戻価格

受益証券1口当たり買戻価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。受益証券の買戻価格を計算する際に、管理事務代行会社は投資運用会社と協議した上で、受益証券1口当たり純資産価格から、買戻請求を履行する資金をまかなうために資産を換金し、またはポジションを解消した際にファンドの勘定で負担した金融諸費用を反映した適当な引当と管理事務代行会社が判断する金額を差し引くことができる。

### 決 済

本書に定める規定に従って、買戻代金は可能な限り、買戻日後4営業日以内（すなわちT+4）に、またはそれ以降のできる限り早い日に支払うものとする。支払いは受益者がリスクと費用を負担して、買戻しを行う受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って円貨で直接送金されるものとする。受益証券の買戻しは（受益証券の買戻しを請求した受益者の許可を得ることを条件として）管理会社の判断に従って、買戻価格に相当する価値を有するファンドの資産を使用することによって正貨で実施することができる。かかる資産の使用は継続受益者の利益を大幅に損なわないように実施するものとする。

### 買戻しの最低口数

受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数は1口で、それ以上は受益証券1口の整数倍とする。

### 買戻しの繰越し

いずれかの買戻日に関して受け取った買戻請求がいずれかのクラスの受益証券の総数の20%を超える場合、管理会社は買戻しの資金をまかなうためにファンドが保有する十分な投資対象を処分するまで、受益証券の買戻しを延期することができる。その際、かかる受益証券は、投資対象の売却代金を受領後の純資産価額を、受益証券の口数で除した金額に相当する買戻価格で買い戻されるものとする。

### 停 止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、本書に記載する「受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止」と題する項に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができる。停止の期間中は受益証券の買戻しは行われない。

### 強制的買戻

受益証券が適格投資家でない者が、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、

もしくは法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または受託会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社はかかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができ、それを怠った場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができる。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した関係するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に、買戻しの資金をまかなうために換金するファンド投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加えまたは減じた金額に相当する受益証券1口当たり純資産価格とする。

## (2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができる。買戻し請求は、販売取扱会社に対して行われる。

買戻し請求は、買戻日の午後4時（東京時間）までに販売取扱会社に送付し、日本における販売会社は受領後2時間以内に管理事務代行会社に送付する。買戻代金の支払いは、円貨により、販売取扱会社によって口座約款に従って受益者に対してなされる。

買戻し価格は、買戻日における各クラス受益証券1口当たり純資産価格（日本においては、通常、買戻日の翌営業日に1万口当たりで公表される。）である。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とする。

クラスA受益証券については買戻手数料は発生しない。クラスB受益証券については、本書の該当条項に従って当該受益証券の購入時点における1口当たり純資産価格に基づき条件付後払申込手数料（C D S C）が課せられる。

受益証券の購入後の経過年数 <sup>( )</sup>	条件付後払申込手数料（C D S C）
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.50%
2年以上3年未満	3.00%
3年以上4年未満	2.25%
4年以上5年未満	1.50%
5年以上6年未満	0.55%
6年以上7年未満	0.20%
7年以上	なし

( ) 上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含む。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が2024年10月1日であり国内における買戻約定日が2027年9月30日であった場合、当該買戻しについては3.00%の条件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が2024年10月1日であり国内における買戻約定日が2027年10月1日であった場合、当該買戻しについては2.25%の条件付後払申込手数料が課せられる。

(注1) 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定される。

(注2) 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

(注3) クラスB受益証券の1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。

(注4) 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続を行う日本における販売会社を通じて精算される。

日本における買戻約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（以下「買戻約定日」という。通常、買戻日の日本における翌営業日）であり、日本における買戻代金の支払いは、買戻約定日から起算して日本における4営業日目に行われる。

前記「(1) 海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

### 3【転換（スイッチング）手続等】

#### （1）海外における転換（スイッチング）手続等

積極型クラスA受益証券から安定型クラスA受益証券へ、安定型クラスA受益証券から積極型クラスA受益証券へ、積極型クラスB受益証券から安定型クラスB受益証券へ、または安定型クラスB受益証券から積極型クラスB受益証券へ、各転換日において受益者の選択に応じて、転換手数料なしで転換を行うことができる。条件付後払申込手数料は、当初の購入日について適用され、転換により影響を受けない。

受益証券は、受益者の選択に応じて、以下に定める要領で、各転換日である各週の木曜日（ファンドの営業日でない場合は直後のファンドの営業日）に転換を行うことができる。受益者は必要事項を記入した転換通知を関係する転換日の午後4時（東京時間）までに、販売会社が受領できるように送付する必要がある。販売会社はそれを受領した後2時間以内に、または管理事務代行会社が個々のケースで決定したその他の時まで管理事務代行会社へ送付する。上記の期限までに受領しなかった転換通知書は次の転換日まで繰り越され、受益証券は次の転換日に転換されるものとする。

一旦提出した転換通知は取消し不能とする。

#### 転換算式

以下の算式に従って（またはほぼ従って）、安定型ファンドまたは積極型ファンドのいずれか一方の受益証券（以下「現受益証券」という。）を転換日（以下「関係する転換日」という。）に、他方のファンドの同じクラスの受益証券（以下「新受益証券」という。）に転換することができる。

$$N = \frac{E \times R}{S}$$

Nは発行する新受益証券の口数とする。但し、新受益証券1口未満の口数は原則として四捨五入されるものとする。かかる処理によって利益または負担が発生した場合、新クラスの受益証券保有者がこれを享受し、または負う。

Eは転換する現受益証券の口数とする。

Rは関係する転換日における現受益証券の1口当たりの買戻価格とする。

Sは関係する転換日に該当する取引日における新受益証券の1口当たりの購入価格とする。

安定型クラスA受益証券から積極型クラスB受益証券への転換や、安定型クラスB受益証券から積極型クラスA受益証券への転換、またはその逆の転換は行われない。

転換前のファンドの純資産価額の算定および/または転換先のファンドの純資産価額の算定が中止されている期間および特定のクラスの受益証券の買戻しが制限され、そのためかかるクラス受益証券を転換先のファンドのクラス受益証券に転換することが制限されている期間中は、受益証券の転換は行われない。

#### クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換（スイッチング）手続等

積極型クラスA受益証券または安定型クラスA受益証券は、積極型クラスB受益証券または安定型クラスB受益証券に転換することはできない。積極型クラスB受益証券または安定型クラスB受益証券は、各受益証券の購入日から7年間の経過するまで積極型クラスA受益証券または安定型クラスA受益証券に転換することはできない。すべての積極型クラスB受益証券は積極型クラスA受益証券に、また、すべての安定型クラスB受益証券は安定型クラスA受益証券に、購入日の7年経過後の応当日また

はその直後の転換日である各営業日に転換される。但し、クラスB受益証券の保有者が事前に管理事務代行会社に書面の通知をして異なる決定を下した場合はこの限りではない。ここで、「各受益証券の購入日から7年が経過」および「購入日の7年経過後」とは、該当する各受益証券が日本において購入された日から、当該受益証券が転換される日本の取引日の前日までの期間を意味する。1口当たり純資産価格の算定が中止されている期間および特定のクラスの受益証券の買戻しが前記「2 買戻し手続等（1）海外における買戻し手続等 買戻しの繰越し」と題する項に定める要領で延期され、そのため、かかるクラスの受益証券を別のクラスの受益証券に転換することが延期されている期間中は、受益証券の転換は行われない。

## （2）日本における転換（スイッチング）手続等

日本においては、積極型クラスA受益証券から安定型クラスA受益証券へ、安定型クラスA受益証券から積極型クラスA受益証券へ、積極型クラスB受益証券から安定型クラスB受益証券へ、または安定型クラスB受益証券から積極型クラスB受益証券へ各転換日において受益者の選択に応じて、転換手数料なしで転換を行うことができる。条件付後払申込手数料は、当初の購入日について適用され、転換により影響を受けない。

受益証券は、受益者の選択に応じて、以下に定める要領で、各転換日である各週の木曜日（ファンドの営業日でない場合は直後のファンドの営業日）に転換を行うことができる。受益者は関係する転換日の午後4時（東京時間）までに、販売取扱会社（但し、取扱わない場合もある。）に対し、転換の申込みを行う必要がある。日本における販売会社はそれを受領した後2時間以内に、または管理事務代行会社が個々のケースで決定したその他の時までに管理事務代行会社へ送付する。上記の期限までに受領しなかった転換申込みは次の転換日まで繰り越され、受益証券は次の転換日に転換されるものとする。

## 転換算式

前記「（１）海外における転換（スイッチング）手続等」を参照のこと。

転換に際し、手数料は発生しない。

なお、転換に際し、譲渡益について課税がある場合には、当該金額が転換に係る金額から控除されることがある。

日本においては、上記転換にかかる最小転換口数は1万口以上1口単位とする。転換後の受益証券1口未満の口数は、小数点以下四捨五入される。

代行協会が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。

安定型クラスA受益証券から積極型クラスB受益証券への転換や、安定型クラスB受益証券から積極型クラスA受益証券への転換、またはその逆の転換は行われない。

転換前のファンドの純資産価額の算定および/または転換先のファンドの純資産価額の算定が中止されている期間および特定のクラスの受益証券の買戻しが制限され、そのためかかるクラス受益証券を転換先のファンドのクラス受益証券に転換することが制限されている期間中は、受益証券の転換は行われない。

## クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換（スイッチング）手続等

積極型クラスA受益証券または安定型クラスA受益証券は、積極型クラスB受益証券または安定型クラスB受益証券に転換することはできない。積極型クラスB受益証券または安定型クラスB受益証券は、各受益証券の日本における買付約定日から7年間の経過するまで積極型クラスA受益証券または安定型クラスA受益証券に転換することはできない。すべての積極型クラスB受益証券は積極型クラスA受益証券に、また、すべての安定型クラスB受益証券は安定型クラスA受益証券に、受益者の反対の意思表示が日本における販売会社に対してなされない限り、日本における買付約定日の7年経過後の応当日またはその直後の転換日である各営業日に転換される。1口当たり純資産価格の算定が中止されている期間および特定のクラスの受益証券の買戻しが前記「2 買戻し手続等（１）海外における買戻し手続等 買戻しの繰越し」と題する項に定める要領で延期され、そのため、かかるクラスの受益証券を別のクラスの受益証券に転換することが延期されている期間中は、受益証券の転換は行われない。転換に際し、手数料は発生しない。

#### 4【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### 純資産価額の計算

管理事務代行会社は評価日毎に、信託証書に従って純資産価額を計算する。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後4時（ルクセンブルグ時間）とする。円建の純資産価額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算する。純資産価額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分する。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算する。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算される。

- (a) 下記(e)および(h)の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。（A）（ ）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（B）（場合に応じ）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (b) 下記(e)および(h)の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。（ ）該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (c) 下記(e)および(h)の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- (d) 下記(e)および(h)の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (e) 純資産価額もしくは該当する建値が、上記(a)、(b)、(c)もしくは(d)に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、(a)、(b)、(c)、(d)、(f)もしくは(g)に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (f) 上記(d)が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。

- (g) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (h) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- (i) ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格(証券または現金のものかを問わない。)は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート(公定レートその他を問わない。)により、ファンドの表示通貨に換算されるものとする。

#### 受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産価額の決定ならびに当該ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ/または、当該ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができる。

- (a) 当該ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場の閉鎖(通例の週末および休日の休場を除く。)、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、
- (b) 当該ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分が当該シリーズの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間、
- (c) 投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由から当該ファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合、または
- (d) 当該ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間。

当該ファンドのすべての受益者は、かかる停止につき停止から30日以内に書面にて通知を受け、かかる停止の終了後速やかに通知される。

## （２）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

但し、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

## （３）【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、以下の「（５）その他 ファンドの解散」に規定する事由の発生により終了する。

## （４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年３月31日である。

## （５）【その他】

### 発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

### ファンドの解散

ファンドは、以下の事由のいずれかが最初に発生した時点で終了する。

- （a）ファンドを継続すること、またはトラストを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合、
- （b）ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合、
- （c）基本信託証書の日付に開始し当該日から150年後に終了する期間が終了した場合、
- （d）受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、受託会社の代わりに受託者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合、
- （e）管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、管理会社の代わりに管理者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合、
- （f）受託会社および管理会社が、その絶対的な裁量によりファンドの終了を決定した場合、
- （g）日本における販売会社および代行協会員がファンドの日本における販売会社および代行協会員であることをやめた場合または適用法によりファンドの終了が要求された場合

ファンドが終了した場合、受託会社は、当該ファンドの全受益者に対しかかる終了を通知するものとする。

### 信託証書の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。但し、（ ）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂ま

たは追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ ）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを基本信託証書締結日以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

関係法人との契約の更改等に関する手続

#### 管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

#### 管理会社および投資運用会社間の投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、英国法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

#### 保管契約

保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できる。

同契約は、ケイマン法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

#### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

#### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

## 5【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければならない。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を行使することはできない。日本の投資者は、販売取扱会社との間の口座契約に基づき、日本における販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができる。

投資者の有する主な権利は次のとおりである。

#### ( ) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有する。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができる。

#### ( ) 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有する。

#### ( ) 残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンドの登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有している。

#### ( ) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

#### ( ) 議決権

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の

1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

(2) 【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ( ) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ( ) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

同 廣 本 文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、日本円で表示されている。

- ( 1 ) 【2024年3月31日終了年度】  
( ) GW セレクト・ファンド 安定型  
【貸借対照表】

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 純資産計算書

2024年3月31日現在

## GW セレクト・ファンド 安定型

(日本円で表示)

	注記	GW セレクト・ファンド 安定型 日本円
<b>資産</b>		
投資有価証券		
- 取得原価		4,969,187,766
- 時価評価額	2.2	5,417,744,095
現預金		759,900,196
先物契約にかかる未実現評価益	2.8,14	31,036,330
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,13	25,223,836
<b>資産合計</b>		<b>6,233,904,457</b>
<b>負債</b>		
先物契約にかかる未実現評価損	2.8,14	35,215,684
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,13	13,314,028
未払管理報酬	3.1	4,530,900
未払専門家費用		3,879,155
未払販売報酬	6	2,784,287
未払印刷および公告費		2,407,677
未払販売管理報酬	3.1	860,920
未払弁護士報酬		600,000
未払代行協会員報酬	7	508,713
未払管理事務代行報酬	4	305,256
未払アドバイザー・フィー	9	291,893
未払保管報酬	5	203,437
未払受託報酬	8	151,976
その他の負債		33,710
<b>負債合計</b>		<b>65,087,636</b>
<b>純資産総額</b>		<b>6,168,816,821</b>
<b>純資産額</b>		
クラスA 受益証券	日本円	4,536,565,602
クラスB 受益証券	日本円	1,632,251,219
<b>発行済受益証券口数</b>		
クラスA 受益証券		4,885,668,816
クラスB 受益証券		1,901,110,435
<b>1口当たり純資産価格</b>		
クラスA 受益証券	日本円	0.9285
クラスB 受益証券	日本円	0.8586

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## 【損益計算書】

## ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書  
2024年3月31日終了年度

## GW セレクト・ファンド 安定型

(日本円で表示)

	注記	GW セレクト・ファンド 安定型 日本円
<b>収益</b>		
受取配当金	2.7	47,819,400
銀行利息		2,708,445
<b>収益合計</b>		<b>50,527,845</b>
<b>費用</b>		
管理報酬	3.1	57,457,344
販売報酬	6	34,110,208
販売管理報酬	3.1	10,598,026
代行協会員報酬	7	6,234,873
専門家費用		4,250,041
管理事務代行報酬	4	3,741,256
印刷および公告費		3,639,828
保管報酬	5	2,493,412
弁護士報酬		1,576,757
アドバイザー・フィー	9	1,133,613
受託報酬	8	630,665
銀行利息		251,287
取引手数料		202,500
その他の費用		2,520,082
<b>費用合計</b>		<b>128,839,892</b>
<b>投資純損失</b>		<b>(78,312,047)</b>

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書  
2024年3月31日終了年度（続き）

## GW セレクト・ファンド 安定型

（日本円で表示）

	注記	GW セレクト・ファンド 安定型 日本円
<b>投資純損失</b>		(78,312,047)
<b>以下にかかる実現純損益：</b>		
投資有価証券	2.2	160,175,160
外国為替	2.3	15,275,708
先物契約	2.8	6,125,618
為替先渡契約	2.5	(226,349,338)
<b>当期投資純損失および実現純損失</b>		(123,084,899)
<b>以下にかかる未実現評価損益の純変動：</b>		
投資有価証券	2.2	239,455,911
為替先渡契約	2.5	59,896,843
先物契約	2.8	(26,875,061)
<b>運用による純資産の純増加</b>		149,392,794
<b>資本の変動</b>		
受益証券買戻支払額		(594,454,780)
<b>資本の変動、純額</b>		(594,454,780)
<b>支払分配金</b>	11	(72,526,893)
<b>期首現在純資産額</b>		6,686,405,700
<b>期末現在純資産額</b>		6,168,816,821

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

統計情報		未監査	
		GW セレクト・ファンド 安定型	
		クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
<b>期末現在発行済受益証券口数：</b>			
2022年3月31日	5,652,700,547	2,335,715,435	
2023年3月31日	5,355,342,507	2,105,315,435	
発行受益証券口数	-	-	
買戻受益証券口数	(469,673,691)	(204,205,000)	
2024年3月31日	4,885,668,816	1,901,110,435	
<b>期末現在純資産総額：</b>			
		日本円	日本円
2022年3月31日	5,188,768,614	2,003,203,104	
2023年3月31日	4,896,992,655	1,789,413,045	
2024年3月31日	4,536,565,602	1,632,251,219	
<b>期末現在1口当たり純資産価格：</b>			
		日本円	日本円
2022年3月31日	0.9179	0.8576	
2023年3月31日	0.9144	0.8500	
2024年3月31日	0.9285	0.8586	

## ニッポン・オフショア・ファンズ

### 財務書類に対する注記

2024年3月31日現在

#### GW セレクト・ファンド 安定型

#### 注記1．活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

GW セレクト・ファンド 安定型（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に締結された基本信託証書および2006年3月9日、2012年11月20日および2015年7月31日付の補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

#### 受益証券クラス

クラスA受益証券およびクラスB受益証券が発行されている。異なるクラスの受益証券を発行する目的は、申込手数料または条件付後払申込手数料が発生する受益証券を、販売会社が提供できるようにするためである。クラスA受益証券は、購入価格の4%を上限として申込手数料が発生する。

#### 投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、9つの異なる資産（日本株式、海外株式、エマージング株式、世界債券、エマージング債券、ハイイールド債券、リアルアセット、ヘッジファンド（マルチストラテジー）およびDH（Designated Holdings））に国際的に投資することによって、リスクをコントロールしつつトータル・リターンを達成することを目指すことである。DHには、（a）運用実績および運用手法を考慮して投資運用会社が適切と考える、絶対収益を目指す集団的投資スキームか、または（b）投資運用会社が地域面、産業面または運用手法などから見て魅力的な投資機会と判断するその他集団的投資スキームが含まれる。但し、ファンド・オブ・ヘッジファンズを除く。投資運用会社は上記の資産クラスに対するシリーズ・トラストの資産の最適な配分に関して助言を得るために日興グローバルラップ株式会社を任命した。

9つの異なる資産間におけるシリーズ・トラストの資産配分は、以下の原則に従って、日興グローバルラップ株式会社が考案する。

- ・ リスク許容度が相対的に低い投資ポートフォリオを構築すること。
- ・ 効率的で、長期的に分散化された投資機会を提供すること。
- ・ 世界中の投資機会を利用すること。

---

**注記 2 . 重要な会計方針**

---

**2.1 財務書類の表示**

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

**2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価**

- ( a ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。（ A ）（ ） 該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ ） 該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（ B ）（ 場合に依り ） 最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- ( b ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。（ ） 該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ ） 該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、（ ） 該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- ( c ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- ( d ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- ( e ) 純資産価額もしくは該当する建値が、上記 ( a )、( b )、( c ) もしくは ( d ) に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、( a )、( b )、( c )、( d )、( f ) もしくは ( g ) に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- ( f ) 上記 ( d ) が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。
- ( g ) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- ( h ) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- ( i ) シリーズ・トラストの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、シリーズ・トラストの表示通貨に換算されるものとする。

## 2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる実現および未実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

## 2.4 設立費

設立費は、完全に償却されている。

## 2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における純資産計算書の日付現在適用される先物レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

## 2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

## 2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

## 2.8 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。先物契約の価格は、ブルームバーグおよびロイター等の様々な価格提供会社から入手することができる。

---

## 注記3．管理報酬、販売管理報酬および実績報酬

---

### 3.1 管理報酬および販売管理報酬

2023年9月30日付で、サービス支援会社の任命は終了し、同日付で管理報酬が減額となった。その結果、下記の2つの期間において異なる料率となる。

2023年4月1日から2023年9月29日まで

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、下記の料率で管理報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.95%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.798%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.685%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、上記に規定された管理報酬の一部がシリーズ・トラストの資産から日興アセットマネジメント株式会社(以下「サービス支援会社」という。)に支払われることに同意しており、サービス支援会社は、下記の料率でサービス支援報酬を受領する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.060%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.035%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.010%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。サービス支援報酬は、管理事務代行会社からサービス支援会社に直接支払われ、管理会社が受領する管理報酬料率はそれに応じて減少する。

2023年9月30日以降

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、下記の料率で管理報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.89%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.738%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.625%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

さらに管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社はまた、その委託先および他の関係法人の報酬を支払う責任を負う。

### 3.2 実績報酬

管理会社は受益証券の各クラスおよび各算定期間(以下に定義する。)に関してシリーズ・トラストの資産の中から以下の金額に相当する実績報酬(以下「実績報酬」という。)を受領する権利を有する。

- ( a ) 算定期間が終了した時点における関係する受益証券のクラスに関する受益証券1口当たり総純資産価格(以下に定義する。)が、当該クラス受益証券にかかるハードル・バリュウ、つまり直前の算定期間が終了した時点の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格(最初の算定期間については、受益証券1口当たりの1円の当初購入価格)にハードル・レート(以下に定義する。)に1を加えた数字を乗じた積、を超過した金額の20%に、
- ( b ) 当該算定期間中の各評価日に発行されている当該クラスの受益証券口数を乗じた金額。

実績報酬は評価日ごとに計算し、計上され、3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する3か月間(以下「算定期間」という。)に関して後払いで支払われる。ただし、

- ( a ) 最初の算定期間は受益証券を最初に発行した日から始まり、2006年6月の最終評価日に終了する期間とする。
- ( b ) ある算定期間(以下「前算定期間」という。)に関して実績報酬が支払われていない場合、次の算定期間は前算定期間から始まり、それに続く3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する期間とする。結果として、ひとつの算定期間が3か月間以上に及ぶ場合がある。
- ( c ) ある算定期間の最終日以外において受益証券の買戻しが行われる場合、当該買戻受益証券に関する実績報酬は、かかる買戻の日が関連の算定期間の最終日であるとみなされ、当該算定期間の最終日に計算され、管理会社に対し支払われる。
- ( d ) 算定期間中にいずれかのクラスの受益証券に関して分配金が支払われる場合、1口当たりの分配額が1口当たり純資産価格から控除された日に、当該算定期間に関して支払われる実績報酬の計算のために、1口当たりの当該分配金額は、受益証券の当該クラスの関連するハードル・バリュウから控除される。
- ( e ) 管理会社が算定期間の末日以外の日に退任し、または解任された場合、管理会社は当該算定期間が退任または解任の日に終了したものととして前述した実績報酬を受領する権利を有するものとする。

実績報酬を計算する上で、受益証券のあるクラスに関する「1口当たり総純資産価格」とは、当該クラスおよび関係する算定期間に関して計上され、または支払うべき実績報酬を足し戻し、また、支払われた分配金を控除した当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格をいう。

いずれかの算定期間に関する「ハードル・レート」は、実績報酬の支払の有無にかかわらず、各算定期間の最初の営業日のルクセンブルグ時間午後2時に管理事務代行会社にて取得可能な(ブルームバーグのTORF3Mページに掲載された)3か月TORF(東京ターム物リスク・フリー・レート)直近レートに等しい。

投資者は、実績報酬の計算方法においては、1口当たり純資産価格の値上り益の20%以上が実績報酬として管理会社に支払われる可能性があることに留意すべきである。

2024年3月31日終了年度について、実績報酬は支払われなかった。

---

#### 注記4．管理事務代行報酬

---

管理事務代行会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

#### 注記5．保管報酬

---

保管会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに、毎月後払いで支払われる。

---

#### 注記6．販売報酬

---

販売会社は、日本におけるクラスA受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.60%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.752%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.865%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

販売会社は、日本におけるクラスB受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.40%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.552%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.665%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

#### 注記7．代行協会員報酬

---

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

#### 注記8．受託報酬

---

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

---

#### 注記9．アドバイザー・フィー

---

アドバイザー・フィーは、シリーズ・トラストが投資している特定の投資先ファンドのマネージャーに対して支払われる報酬を意味する。

---

#### 注記10．税金

---

**ケイマン諸島**

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

**その他の国々**

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

**注記11．支払分配金**

2024年3月31日終了年度、シリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
<b>クラスA 受益証券</b>			
50円	2023年3月31日	2023年4月3日	2023年4月6日
50円	2023年9月29日	2023年10月2日	2023年10月5日
<b>クラスB 受益証券</b>			
50円	2023年3月31日	2023年4月3日	2023年4月6日
50円	2023年9月29日	2023年10月2日	2023年10月5日

## 注記12．為替レート

2024年3月31日現在、使用された日本円に対する為替レートは以下のとおりである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	98.3202	香港ドル	19.3537
カナダ・ドル	111.3092	ノルウェー・クローネ	13.9675
スイス・フラン	167.1267	ニュージーランド・ドル	90.31
ユーロ	163.4179	スウェーデン・クローナ	14.1613
英ポンド	190.8863	米ドル	151.425

## 注記13．為替先渡契約

2024年3月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					日本円
日本円	63,000,000.00	米ドル	426,079.04	2024年4月26日	1,234,404
ユーロ	2,917,527.70	日本円	470,000,000.00	2024年4月26日	(5,185,103)
日本円	47,216,836.00	豪ドル	490,000.00	2024年6月20日	457,004
日本円	26,173,127.00	カナダ・ドル	242,003.00	2024年6月20日	455,666
日本円	507,998,490.00	ニュージー ランド・ドル	5,669,154.00	2024年6月20日	(2,441,377)
日本円	177,391,872.00	ノルウェー ・クローネ	12,791,158.00	2024年6月20日	(624,624)
日本円	44,719,920.00	スウェーデン ・クローナ	3,150,000.00	2024年6月20日	(520,890)
日本円	596,532,528.00	米ドル	4,085,450.00	2024年6月20日	14,352,348
日本円	544,645,741.00	米ドル	3,645,000.00	2024年6月20日	379,990
日本円	71,867,925.00	ユーロ	450,000.00	2024年6月20日	974,914
日本円	56,474,526.00	ユーロ	353,785.00	2024年6月20日	793,704
豪ドル	4,842,072.00	日本円	466,841,980.00	2024年6月20日	(4,260,399)
豪ドル	1,123,000.00	日本円	109,962,700.00	2024年6月20日	702,043
スウェーデン ・クローナ	4,818,064.00	日本円	68,417,279.00	2024年6月20日	812,912
スイス・フラン	5,844,273.00	日本円	976,136,717.00	2024年6月20日	2,810,090
スイス・フラン	435,000.00	日本円	73,040,763.00	2024年6月20日	594,270
英ポンド	127,693.00	日本円	23,788,466.00	2024年6月20日	(281,635)
英ポンド	2,052,000.00	日本円	387,708,573.00	2024年6月20日	907,035
ユーロ	1,289,000.00	日本円	209,403,721.00	2024年6月20日	749,456
為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					11,909,808

**注記14．先物契約**

2024年3月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い/ (売り)	契約額	未実現評価益 /(評価損)
株価指数にかかる先物契約				日本円	日本円
CAC 40.EOP.MONEP	ユーロ	2024年4月	(34)	458,137,230	(4,914,791)
DAX INDEX.EUREX	ユーロ	2024年6月	(2)	153,612,843	(4,252,269)
E-MINI S&P500.IMM	米ドル	2024年6月	3	120,570,265	1,677,528
FTSE INDEX 100.ICE	英ポンド	2024年6月	3	45,678,148	113,386
FTSE/MIB INDEX.MLN	ユーロ	2024年6月	(9)	252,272,323	(5,850,359)
HANG SENG INDEX.HK	香港ドル	2024年4月	4	64,138,319	38,223
IBEX 35.MEFF	ユーロ	2024年4月	13	235,663,345	14,794,877
S+P/TSE60 INDEX.ME	カナダ・ドル	2024年6月	(4)	119,136,434	(1,409,989)
SPI 200.SFE	豪ドル	2024年6月	8	156,348,824	2,832,030
TOPIX.OSE	日本円	2024年6月	(4)	109,980,000	(698,452)
株価指数にかかる先物契約の契約額および未実現純評価益合計				1,715,537,731	2,330,184
金利にかかる先物契約				日本円	日本円
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	豪ドル	2024年6月	66	625,857,992	3,082,728
CANADA GOV BOND.ME	カナダ・ドル	2024年6月	(47)	629,667,090	(4,342,170)
EURO BUND.EURX	ユーロ	2024年6月	(63)	1,371,543,710	(13,399,288)
GILT.ICE	英ポンド	2024年6月	(3)	57,025,386	(348,366)
JAPAN 10YR JGB.OSE	日本円	2024年6月	13	1,896,440,000	6,045,000
JGB MINI.SGX	日本円	2024年6月	1	14,571,000	20,000
US T-NOTES 10YR.CBT	米ドル	2024年6月	32	537,255,914	2,432,558
金利にかかる先物契約の契約額および未実現純評価損合計				5,132,361,092	(6,509,538)
先物契約にかかる契約額および未実現純評価損合計				6,847,898,823	(4,179,354)

**注記15．重要事象**

2022年2月24日にロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。ロシアのウクライナ侵攻は、世界経済に重大なリスクをもたらす。これによって生じる地政学的不安定性、金融市場のボラティリティ、インフレおよびロシアへの制裁措置がシリーズ・トラストに与える影響は、未だに未知数である。管理会社、投資運用会社および受託会社は、引き続きその展開を監視し、シリーズ・トラストへの影響を評価する。

**注記16．後発事象**

期末より後にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落日	海外における支払日
クラスA 受益証券			

---

50円	2024年3月28日	2024年4月2日	2024年4月5日
-----	------------	-----------	-----------

---

クラスB 受益証券

---

50円	2024年3月28日	2024年4月2日	2024年4月5日
-----	------------	-----------	-----------

---

期末より後に、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断するその他の重要な事象はなかった。

## 【投資有価証券明細表等】

## ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表  
2024年3月31日現在

## GW セレクト・ファンド 安定型

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
	投資信託		日本円	日本円	%
4,686.54	AXA WF-US DYNAM HIGH YIELD BD I ACC	米ドル	73,415,895	129,874,838	2.11
153,322.39	H2O ADAGIO SIDE POCKET- HJPY I ACC(IN LIQUIDATION)	日本円	146,614,194	5,116,365	0.07
85,387.03	INVESCO JAPAN EQTY ADV FD C JPY ACC	日本円	608,140,490	731,339,911	11.86
24,138.43	JPM EMERGING MARKETS EQUITY FUNDS X	米ドル	92,985,029	164,116,747	2.66
117,738.41	JPMORG INV FDS-GL MAC OP I JPY ACC	日本円	1,448,148,262	1,262,155,712	20.46
3,254.38	MFS MERIDIAN EUR RES I1 EUR FD ACC	ユーロ	124,480,506	184,393,848	2.99
219,079.41	NEUBERGER BRM EMG MK DB BLND I ACC	米ドル	273,256,114	368,564,249	5.97
235,531.51	NEUBERGER GLB SE FL RT-USD I A ACC	米ドル	273,899,518	525,707,411	8.52
27,008.64	PRINCIPAL GIF GL PROP SEC USD I ACC	米ドル	90,289,697	125,065,590	2.03
171,165.83	WMF(IRL)-WEL GBL BD FD JPY S DIS H	日本円	1,559,770,489	1,393,460,981	22.59
18,826.01	WMF(LUX)- WELL US RES EQ USD S ACC	米ドル	278,187,572	527,948,443	8.56
投資信託合計			4,969,187,766	5,417,744,095	87.82
投資有価証券合計			4,969,187,766	5,417,744,095	87.82

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 投資有価証券分類表

未監査

## GW セレクト・ファンド 安定型

## 投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	40.08
	ファンド運用事業	8.55
		48.63
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	37.08
	ファンド運用事業	2.03
		39.11
フランス		
	ファンド運用事業	0.08
		0.08
投資有価証券合計		87.82

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

( ) GW セレクト・ファンド 積極型

貸借対照表

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 純資産計算書

2024年3月31日現在

## GW セレクト・ファンド 積極型

(日本円で表示)

	注記	GW セレクト・ファンド 積極型 日本円
<b>資産</b>		
投資有価証券		
- 取得原価		4,065,586,468
- 時価評価額	2.2	5,134,148,843
現預金		785,685,821
先物契約にかかる未実現評価益	2.8,14	40,596,552
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,13	27,762,373
<b>資産合計</b>		<b>5,988,193,589</b>
<b>負債</b>		
実績報酬	3.2	96,532,778
先物契約にかかる未実現評価損	2.8,14	32,415,153
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,13	14,626,058
未払管理報酬	3.1	4,279,422
未払専門家費用		3,941,740
未払販売報酬	6	2,661,003
未払印刷および公告費		2,440,271
未払販売管理報酬	3.1	713,186
未払弁護士報酬		600,000
未払代行協会員報酬	7	480,479
未払管理事務代行報酬	4	288,310
未払アドバイザー・フィー	9	260,650
未払保管報酬	5	192,143
未払受託報酬	8	143,546
その他の負債		46,315
<b>負債合計</b>		<b>159,621,054</b>
<b>純資産総額</b>		<b>5,828,572,535</b>
<b>純資産額</b>		
クラスA 受益証券	日本円	4,480,156,744
クラスB 受益証券	日本円	1,348,415,791
<b>発行済受益証券口数</b>		
クラスA 受益証券		3,350,865,423
クラスB 受益証券		1,074,378,623
<b>1口当たり純資産価格</b>		
クラスA 受益証券	日本円	1.3370
クラスB 受益証券	日本円	1.2551

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## 損益計算書

## ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書  
2024年3月31日終了年度

## GW セレクト・ファンド 積極型

(日本円で表示)

	注記	GW セレクト・ファンド 積極型 日本円
<b>収益</b>		
受取配当金	2.7	14,118,877
銀行利息		1,257,053
<b>収益合計</b>		<b>15,375,930</b>
<b>費用</b>		
実績報酬	3.2	155,290,737
管理報酬	3.1	52,729,385
販売報酬	6	31,668,633
販売管理報酬	3.1	8,596,168
代行協会員報酬	7	5,723,819
専門家費用		4,312,626
印刷および公告費		3,688,078
管理事務代行報酬	4	3,434,576
保管報酬	5	2,289,011
弁護士報酬		1,576,627
アドバイザー・フィー	9	1,248,968
受託報酬	8	581,322
取引手数料		290,000
銀行利息		230,043
その他の費用		2,346,471
<b>費用合計</b>		<b>274,006,464</b>
<b>投資純損失</b>		<b>(258,630,534)</b>

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書  
2024年3月31日終了年度（続き）

## GW セレクト・ファンド 積極型

（日本円で表示）

	注記	GW セレクト・ファンド 積極型 日本円
<b>投資純損失</b>		(258,630,534)
<b>以下にかかる実現純損益：</b>		
投資有価証券	2.2	348,549,248
先物契約	2.8	136,527,906
外国為替	2.3	8,657,277
為替先渡契約	2.5	(153,500,783)
<b>当期投資純損失および実現純利益</b>		81,603,114
<b>以下にかかる未実現評価損益の純変動：</b>		
投資有価証券	2.2	586,752,351
為替先渡契約	2.5	48,668,510
先物契約	2.8	146,032
<b>運用による純資産の純増加</b>		717,170,007
<b>資本の変動</b>		
受益証券発行手取額		7,358,310
受益証券買戻支払額		(839,997,916)
<b>資本の変動、純額</b>		(832,639,606)
<b>期首現在純資産額</b>		5,944,042,134
<b>期末現在純資産額</b>		5,828,572,535

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 統計情報

未監査

	GW セレクト・ファンド 積極型	
	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
<b>期末現在発行済受益証券口数：</b>		
2022年3月31日	4,026,310,496	1,388,946,135
2023年3月31日	3,840,522,191	1,272,672,830
発行受益証券口数	4,034,232	2,138,842
買戻受益証券口数	(493,691,000)	(200,433,049)
2024年3月31日	3,350,865,423	1,074,378,623
<b>期末現在純資産総額：</b>		
	日本円	日本円
2022年3月31日	4,631,509,739	1,510,054,060
2023年3月31日	4,531,093,827	1,412,948,307
2024年3月31日	4,480,156,744	1,348,415,791
<b>期末現在1口当たり純資産価格：</b>		
	日本円	日本円
2022年3月31日	1.1503	1.0872
2023年3月31日	1.1798	1.1102
2024年3月31日	1.3370	1.2551

## ニッポン・オフショア・ファンズ

### 財務書類に対する注記

2024年3月31日現在

#### GW セレクト・ファンド 積極型

#### 注記1．活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

GW セレクト・ファンド 積極型（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書および2006年3月9日、2012年11月20日および2015年7月31日付の補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

#### 受益証券クラス

クラスA受益証券およびクラスB受益証券が発行されている。異なるクラスの受益証券を発行する目的は、申込手数料または条件付後払申込手数料が発生する受益証券を、販売会社が提供できるようにするためである。クラスA受益証券は、購入価格の4%を上限として申込手数料が発生する。

#### 投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、9つの異なる資産（日本株式、海外株式、エマージング株式、世界債券、エマージング債券、ハイイールド債券、リアルアセット、ヘッジファンド（マルチストラテジー）およびDH（Designated Holdings））に国際的に投資することによって、比較的高いリスクをとりつつ、トータル・リターンを達成することを目指すことである。DHには、（a）運用実績および運用手法を考慮して投資運用会社が適切と考える、絶対収益を目指す集团的投資スキームか、または（b）投資運用会社が地域面、産業面または運用手法などから見て魅力的な投資機会と判断するその他集团的投資スキームが含まれる。但し、ファンド・オブ・ヘッジファンズを除く。投資運用会社は上記の資産クラスに対するシリーズ・トラストの資産の最適な配分に関して助言を得るために日興グローバルラップ株式会社を任命した。

9つの異なる資産間におけるシリーズ・トラストの資産配分は、以下の原則に従って、日興グローバルラップ株式会社が考案する。

- ・ リスク許容度が相対的に高い投資ポートフォリオを構築すること。
- ・ 効率的で、長期的に分散化された投資機会を提供すること。
- ・ 世界中の投資機会を利用すること。

---

## 注記2．重要な会計方針

---

### 2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

### 2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- ( a ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。（ A ）（ ） 該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ ） 該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（ B ）（ 場合に依り ） 最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- ( b ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。（ ） 該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ ） 該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、（ ） 該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- ( c ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- ( d ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- ( e ) 純資産価額もしくは該当する建値が、上記 ( a )、( b )、( c ) もしくは ( d ) に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、( a )、( b )、( c )、( d )、( f ) もしくは ( g ) に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- ( f ) 上記 ( d ) が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。
- ( g ) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- ( h ) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- ( i ) シリーズ・トラストの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他のを問わない。）により、シリーズ・トラストの表示通貨に換算されるものとする。

## 2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

## 2.4 設立費

設立費は、完全に償却されている。

## 2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における純資産計算書の日付現在適用される先物レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

## 2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

## 2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

## 2.8 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。先物契約の価格は、ブルームバーグおよびロイター等の様々な価格提供会社から入手することができる。

---

## 注記3 . 管理報酬、販売管理報酬および実績報酬

---

### 3.1 管理報酬および販売管理報酬

2023年9月30日付で、サービス支援会社の任命は終了し、同日付で管理報酬が減額となった。その結果、下記の2つの期間において異なる料率となる。

2023年4月1日から2023年9月29日まで

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、下記の料率で管理報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.95%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.798%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.685%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、上記に規定された管理報酬の一部がシリーズ・トラストの資産から日興アセットマネジメント株式会社(以下「サービス支援会社」という。)に支払われることに同意しており、サービス支援会社は、下記の料率でサービス支援報酬を受領する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.060%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.035%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.010%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。サービス支援報酬は、管理事務代行会社からサービス支援会社に直接支払われ、管理会社が受領する管理報酬料率はそれに応じて減少する。

2023年9月30日以降

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、下記の料率で管理報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.89%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.738%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.625%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

さらに管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。管理会社は自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社はまた、その委託先および他の関係法人の報酬を支払う責任を負う。

### 3.2 実績報酬

管理会社は受益証券の各クラスおよび各算定期間(以下に定義する。)に関してシリーズ・トラストの資産の中から以下の金額に相当する実績報酬(以下「実績報酬」という。)を受領する権利を有する。

- ( a ) 算定期間が終了した時点における関係する受益証券のクラスに関する受益証券1口当たり総純資産価格(以下に定義する。)が、当該クラス受益証券にかかるハードル・バリュウ、つまり直前の算定期間が終了した時点の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格(最初の算定期間については、受益証券1口当たりの1円の当初購入価格)にハードル・レート(以下に定義する。)に1を加えた数字を乗じた積、を超過した金額の20%に、
- ( b ) 当該算定期間中の各評価日に発行されている当該クラスの受益証券口数を乗じた金額。

実績報酬は評価日ごとに計算し、計上され、3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する3か月間(以下「算定期間」という。)に関して後払いで支払われる。ただし、

- ( a ) 最初の算定期間は受益証券を最初に発行した日から始まり、2006年6月の最終評価日に終了する期間とする。
- ( b ) ある算定期間(以下「前算定期間」という。)に関して実績報酬が支払われていない場合、次の算定期間は前算定期間から始まり、それに続く3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する期間とする。結果として、ひとつの算定期間が3か月間以上に及ぶ場合がある。
- ( c ) ある算定期間の最終日以外において受益証券の買戻しが行われる場合、当該買戻受益証券に関する実績報酬は、かかる買戻の日が関連の算定期間の最終日であるとみなされ、当該算定期間の最終日に計算され、管理会社に対し支払われる。
- ( d ) 算定期間中にいずれかのクラスの受益証券に関して分配金が支払われる場合、1口当たりの分配額が1口当たり純資産価格から控除された日に、当該算定期間に関して支払われる実績報酬の計算のために、1口当たりの当該分配金額は、受益証券の当該クラスの関連するハードル・バリュウから控除される。
- ( e ) 管理会社が算定期間の末日以外の日に退任し、または解任された場合、管理会社は当該算定期間が退任または解任の日に終了したものととして前述した実績報酬を受領する権利を有するものとする。

実績報酬を計算する上で、受益証券のあるクラスに関する「1口当たり総純資産価格」とは、当該クラスおよび関係する算定期間に関して計上され、または支払うべき実績報酬を足し戻し、また、支払われた分配金を控除した当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格をいう。

いずれかの算定期間に関する「ハードル・レート」は、実績報酬の支払の有無にかかわらず、各算定期間の最初の営業日のルクセンブルグ時間午後2時に管理事務代行会社にて取得可能な(ブルームバーグのTORF3Mページに掲載された)3か月TORF(東京ターム物リスク・フリー・レート)直近レートに等しい。

投資者は、実績報酬の計算方法においては、1口当たり純資産価格の値上り益の20%以上が実績報酬として管理会社に支払われる可能性があることに留意すべきである。

2024年3月31日終了年度について、155,290,737円の実績報酬が支払われた、もしくは未払であった。

---

#### 注記4．管理事務代行報酬

---

管理事務代行会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

#### 注記5．保管報酬

---

保管会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

---

#### 注記6．販売報酬

---

販売会社は、日本におけるクラスA受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.60%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.752%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.865%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

販売会社は、日本におけるクラスB受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.40%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.552%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.665%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

#### 注記7．代行協会員報酬

---

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

#### 注記8．受託報酬

---

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

---

#### 注記9．アドバイザー・フィー

---

アドバイザー・フィーは、シリーズ・トラストが投資している特定の投資先ファンドのマネージャーに対して支払われる報酬を意味する。

---

#### 注記10．税金

---

## ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

## その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

---

## 注記11．分配

---

英文目論見書は、シリーズ・トラストの分配基準日を当初募集期間の終了後5年毎の3月の最終営業日（2011年3月31日付を初回の分配基準日とする）と定義している。次回の分配基準日は2026年3月31日である。

---

## 注記12．為替レート

---

2024年3月31日現在、使用された日本円に対する為替レートは以下のとおりである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	98.3202	ノルウェー・クローネ	13.9675
カナダ・ドル	111.3092	ニュージーランド・ドル	90.3100
スイス・フラン	167.1267	ポーランド・ズロチ	37.8440
ユーロ	163.4179	スウェーデン・クローナ	14.1613
英ポンド	190.8863	米ドル	151.4250
香港ドル	19.3537	トルコ・リラ	4.6847
メキシコ・ペソ	9.1262	南アフリカ・ランド	7.9550

## 注記13．為替先渡契約

2024年3月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					日本円
米ドル	1,961,316.22	日本円	290,000,000.00	2024年4月26日	(5,682,180)
ユーロ	577,298.03	日本円	93,000,000.00	2024年4月26日	(1,025,987)
日本円	46,927,753.00	豪ドル	487,000.00	2024年6月20日	454,206
日本円	25,126,540.00	カナダ・ドル	232,326.00	2024年6月20日	437,444
日本円	485,970,288.00	ニュージー ランド・ドル	5,423,324.00	2024年6月20日	(2,335,512)
日本円	169,721,803.00	ノルウェー ・クローネ	12,238,094.00	2024年6月20日	(597,616)
日本円	42,647,187.00	スウェーデン ・クローナ	3,004,000.00	2024年6月20日	(496,747)
日本円	567,042,537.00	米ドル	3,883,483.00	2024年6月20日	13,642,829
日本円	531,496,543.00	米ドル	3,557,000.00	2024年6月20日	370,816
日本円	68,673,795.00	ユーロ	430,000.00	2024年6月20日	931,584
日本円	53,616,200.00	ユーロ	335,879.00	2024年6月20日	753,533
豪ドル	4,632,051.00	日本円	446,593,082.00	2024年6月20日	(4,075,608)
豪ドル	1,125,000.00	日本円	110,158,537.00	2024年6月20日	703,293
スウェーデン ・クローナ	4,609,709.00	日本円	65,458,605.00	2024年6月20日	777,758
スイス・フラン	5,591,563.00	日本円	933,927,958.00	2024年6月20日	2,688,579
スイス・フラン	452,000.00	日本円	75,895,229.00	2024年6月20日	617,494
英ポンド	121,336.00	日本円	22,604,194.00	2024年6月20日	(267,614)
英ポンド	1,977,000.00	日本円	373,537,938.00	2024年6月20日	873,884
ユーロ	1,233,000.00	日本円	200,306,275.00	2024年6月20日	716,896
日本円	1,442,305.00	ノルウェー ・クローネ	104,000.00	2024年6月20日	(5,079)
日本円	6,659,875.00	スウェーデン ・クローナ	469,000.00	2024年6月20日	(79,131)
日本円	21,045,085.00	スイス・フラン	126,000.00	2024年6月20日	(60,584)
日本円	20,864,951.00	英ポンド	112,000.00	2024年6月20日	247,023
日本円	141,341,464.00	米ドル	968,000.00	2024年6月20日	3,400,623
日本円	81,570,679.00	ユーロ	511,000.00	2024年6月20日	1,146,411
為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					13,136,315

## 注記14．先物契約

2024年3月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い/ (売り)	契約額	未実現評価益 /(評価損)
株価指数にかかる先物契約				日本円	日本円
CAC 40.EOP.MONEP	ユーロ	2024年4月	(29)	390,764,108	(4,135,697)
DAX INDEX.EUREX	ユーロ	2024年6月	(2)	153,612,843	(4,252,269)
E-MINI S&P500.IMM	米ドル	2024年6月	8	321,520,708	6,670,580
EURO STOXX 50 INDEX.EURX	ユーロ	2024年6月	3	24,787,229	517,217
FTSE INDEX 100.ICE	英ポンド	2024年6月	5	76,130,246	821,574
FTSE/MIB INDEX.MLN	ユーロ	2024年6月	(8)	224,242,066	(5,417,302)
HANG SENG INDEX.HK	香港ドル	2024年4月	4	64,138,319	38,223
IBEX 35.MEFF	ユーロ	2024年4月	14	253,791,294	15,694,002
OMXS30.OMX	スウェーデン ・クローナ	2024年4月	2	7,197,484	123,486
S+P/TSE60 INDEX.ME	カナダ・ドル	2024年6月	(4)	119,136,434	(1,497,082)
SPI 200.SFE	豪ドル	2024年6月	7	136,805,221	2,541,166
SWISS MARKET INDEX.EUREX	スイス・フラン	2024年6月	1	19,470,259	63,508
TOPIX.OSE	日本円	2024年6月	7	192,465,000	6,809,882
株価指数にかかる先物契約の契約額および未実現純評価益合計				1,984,061,211	17,977,288
金利にかかる先物契約				日本円	日本円
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	豪ドル	2024年6月	63	597,409,901	2,942,604
CANADA GOV BOND.ME	カナダ・ドル	2024年6月	(45)	602,872,746	(4,157,397)
EURO BUND.EURX	ユーロ	2024年6月	(61)	1,328,002,640	(12,607,040)
GILT.ICE	英ポンド	2024年6月	(3)	57,025,386	(348,366)
JAPAN 10YR JGB.OSE	日本円	2024年6月	5	729,400,000	2,325,000
US T-NOTES 10YR.CBT	米ドル	2024年6月	30	503,677,419	2,049,310
金利にかかる先物契約の契約額および未実現純評価損合計				3,818,388,092	(9,795,889)
先物契約にかかる契約額および未実現純評価益合計				5,802,449,303	8,181,399

## 注記15．重要事象

2022年2月24日にロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。ロシアのウクライナ侵攻は、世界経済に重大なリスクをもたらす。これによって生じる地政学的不安定性、金融市場のボラティリティ、インフレおよびロシアへの制裁措置がシリーズ・トラストに与える影響は、未だに未知数である。管理会社、投資運用会社および受託会社は、引き続きその展開を監視し、シリーズ・トラストへの影響を評価する。

## 注記16．後発事象

期末より後に、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断するその他の重要な事象はなかった。

## 投資有価証券明細表等

## ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表  
2024年3月31日現在

## GW セレクト・ファンド 積極型

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
	投資信託		日本円	日本円	%
10,989.06	AXA WF-US DYNAM HIGH YIELD BD I ACC	米ドル	186,764,737	304,531,879	5.22
62,460.03	H2O ADAGIO SIDE POCKET- HJPY I ACC(IN LIQUIDATION)	日本円	59,732,621	2,084,289	0.04
122,152.92	INVESCO JAPAN EQTY ADV FD C JPY ACC	日本円	883,613,302	1,046,239,776	17.95
16,722.07	JPM EMERGING MARKETS EQUITY FUNDS X	米ドル	68,235,412	113,693,085	1.95
57,741.62	JPMORG INV FDS-GL MAC OP I JPY ACC	日本円	699,168,252	618,990,177	10.62
5,769.57	MFS MERIDIAN EUR RES I1 EUR FD ACC	ユーロ	227,928,515	326,905,567	5.61
486,407.62	NEUBERGER BRM EMG MK DB BLND I ACC	米ドル	676,837,716	818,299,011	14.04
230,817.42	NEUBERGER GLB SE FL RT-USD I A ACC	米ドル	253,339,196	515,185,528	8.84
25,569.03	PRINCIPAL GIF GL PROP SEC USD I ACC	米ドル	90,845,375	118,399,334	2.03
34,998.86	WMF(IRL)-WEL GBL BD FD JPY S DIS H	日本円	298,330,738	284,925,711	4.89
35,120.16	WMF(LUX)- WELL US RES EQ USD S ACC	米ドル	620,790,604	984,894,486	16.90
	投資信託合計		4,065,586,468	5,134,148,843	88.09
	投資有価証券合計		4,065,586,468	5,134,148,843	88.09

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 投資有価証券分類表

未監査

## GW セレクト・ファンド 積極型

## 投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	41.35
	ファンド運用事業	16.90
		58.25
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	27.77
	ファンド運用事業	2.03
		29.80
フランス		
	ファンド運用事業	0.04
		0.04
投資有価証券合計		88.09

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of net assets as at March 31, 2024

## GW Select Fund Moderate Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Moderate Type JPY
<b>Assets</b>		
Investments		
At cost		4,969,187,766
At market value	2.2	5,417,744,095
Cash at bank		759,900,196
Unrealised appreciation on futures contracts	2.8, 14	31,036,330
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	25,223,836
<b>Total assets</b>		<b>6,233,904,457</b>
<b>Liabilities</b>		
Unrealised depreciation on futures contracts	2.8, 14	35,215,684
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	13,314,028
Manager fees payable	3.1	4,530,900
Professional expenses payable		3,879,155
Distributor fees payable	6	2,784,287
Printing and publishing expenses payable		2,407,677
Marketing fees payable	3.1	860,920
Legal expenses payable		600,000
Agent Company fees payable	7	508,713
Administrator fees payable	4	305,256
Advisory fees payable	9	291,893
Custodian fees payable	5	203,437
Trustee fees payable	8	151,976
Other liabilities		33,710
<b>Total liabilities</b>		<b>65,087,636</b>
<b>Total net assets</b>		<b>6,168,816,821</b>
<b>Net assets</b>		
Class A Units	JPY	4,536,565,602
Class B Units	JPY	1,632,251,219
<b>Number of units outstanding</b>		
Class A Units		4,885,668,816
Class B Units		1,901,110,435
<b>Net asset value per unit</b>		
Class A Units	JPY	0.9285
Class B Units	JPY	0.8586

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2024

## GW Select Fund Moderate Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Moderate Type JPY
<b>Income</b>		
Dividend income	2.7	47,819,400
Bank interest		2,708,445
<b>Total income</b>		<b>50,527,845</b>
<b>Expenses</b>		
Manager fees	3.1	57,457,344
Distributor fees	6	34,110,208
Marketing fees	3.1	10,598,026
Agent Company fees	7	6,234,873
Professional expenses		4,250,041
Administrator fees	4	3,741,256
Printing and publishing expenses		3,639,828
Custodian fees	5	2,493,412
Legal expenses		1,576,757
Advisory fees	9	1,133,613
Trustee fees	8	630,665
Bank interest		251,287
Transaction fees		202,500
Other expenses		2,520,082
<b>Total expenses</b>		<b>128,839,892</b>
<b>Net investment loss</b>		<b>(78,312,047)</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2024 (continued)

## GW Select Fund Moderate Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Moderate Type JPY
<b>Net investment loss</b>		(78,312,047)
<b>Net realised</b>		
Gain on investments	2.2	160,175,160
Gain on foreign exchange	2.3	15,275,708
Gain on futures contracts	2.8	6,125,618
Loss on forward foreign exchange contracts	2.5	(226,349,338)
<b>Net investment loss and net realised loss for the year</b>		(123,084,899)
<b>Net change in unrealised</b>		
Appreciation on investments	2.2	239,455,911
Appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5	59,896,843
Depreciation on futures contracts	2.8	(26,875,061)
<b>Net increase in net assets as result of operations</b>		149,392,794
<b>Movement in capital</b>		
Redemptions of units		(594,454,780)
<b>Net movement in capital</b>		(594,454,780)
<b>Distribution</b>	11	(72,526,893)
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		6,686,405,700
<b>Net assets at the end of the year</b>		6,168,816,821

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statistical information	UNAUDITED	
	GW Select Fund Moderate Type	
	Class A Units	Class B Units
<b>Number of units outstanding at the end of the year</b>		
March 31, 2022	5,652,700,547	2,335,715,435
March 31, 2023	5,355,342,507	2,105,315,435
number of units issued	-	-
number of units redeemed	(469,673,691)	(204,205,000)
March 31, 2024	4,885,668,816	1,901,110,435
<b>Total net assets at the end of the year</b>		
	JPY	JPY
March 31, 2022	5,188,768,614	2,003,203,104
March 31, 2023	4,896,992,655	1,789,413,045
March 31, 2024	4,536,565,602	1,632,251,219
<b>Net asset value per unit at the end of the year</b>		
	JPY	JPY
March 31, 2022	0.9179	0.8576
March 31, 2023	0.9144	0.8500
March 31, 2024	0.9285	0.8586

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements
-----------------------------------

(As at March 31, 2024)

### GW Select Fund Moderate Type

---

#### Note 1 - Activity and objectives

---

**NIPPON OFFSHORE FUNDS** (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

**GW Select Fund Moderate Type** (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and Supplemental Trust Deeds dated March 9, 2006, November 20, 2012 and July 31, 2015, all between FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

#### Classes of units

Class A Units and Class B Units are available for issue. The purpose of issuing units in different classes is to enable the Distributor to offer interests in units that are subject to an initial charge or a contingent deferred sales charge. Interests in Class A Units are subject to an initial charge of up to 4% of the purchase price.

#### Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to seek to achieve total return by managing risk through international investment in nine different asset classes; Japan Equity, Global Equity, Emerging Markets Equity, Global Fixed Income, Emerging Markets Fixed Income, High Yield Fixed Income, Real Asset, Hedge Fund (Multi Strategy) and Designated Holdings. Designated Holdings include other collective investment schemes (excluding fund-of-hedge funds) which either (a) seeks to deliver absolute returns which the Investment Manager deems appropriate having regard to the track record and investment approach of such schemes or (b) the Investment Manager considers to be a relatively attractive investment opportunity having regard to factors such as the geographic focus, industry focus or the general investment approach of such schemes. The Investment Manager has appointed Nikko Global Wrap Ltd. to advise it on the optimal allocation of the Series Trust’s assets between such asset classes.

Allocation of the Series Trust’s assets among the nine different asset classes is recommended by Nikko Global Wrap Ltd. according to the following basic principles :

- structure an appropriate investment portfolio to correspond with a relatively low risk tolerance;
- offer efficient long-term and diversified investment opportunities;
- leverage international investment opportunities.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Moderate Type****Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**2.2 - Valuation of investments in securities and other assets**

- (a) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of equities (including interests in closed-ended collective investment schemes and exchange traded funds) quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to: (A) (i) where the relevant securities market is in Asia, Oceania or Americas, the closing price, or (ii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price, on the principal stock exchange or securities market for such equities, or (B) if no closing price or opening price (as the case may be) is available, the last available closing price on the principal stock exchange or securities market for such equities, or otherwise as determined by the Manager and the Trustee, the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such equities; at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (b) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of futures and options contracts quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to (i) where the relevant securities market is in Americas, the last settlement price on the last trading day before the relevant Valuation Day, or (ii) where the relevant securities market is in Asia or Oceania, the last settlement price at or immediately preceding the Valuation Point, or (iii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (c) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of debt instruments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to the last available bid price at the Valuation Point;
- (d) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, the value of each interest in any collective investment scheme which is not quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (e) If no net asset value or the relevant price quotations are available as provided in paragraphs (a), (b), (c) or (d) above, or if the relevant Investment is not an Investment described in paragraphs (a), (b), (c), (d), (f) or (g), the value of the relevant Investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Moderate Type****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.2 - Valuation of investments in securities and other assets (continued)**

- (f) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (d) above applies, the value of any Investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the estimated fair market value as determined in good faith by the Manager or by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such Investment;
- (g) The value of any cash in hand and accounts receivable, prepaid expenses and cash dividends accrued and not yet received shall be the full amount thereof, unless it is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be derived after making such discounts as the Manager may consider appropriate to reflect the fair value thereof;
- (h) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any Investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the Investment; and
- (i) The value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which the Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of the Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Administrator shall deem appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

**2.3 - Conversion of foreign currencies**

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in the net change in unrealised on appreciation / depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into account into the statement of operations and changes in net assets.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Moderate Type****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.4 - Formation expenses**

Formation expenses have been fully amortised.

**2.5 - Forward foreign exchange contracts**

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

**2.6 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**2.7 - Dividend income**

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

**2.8 - Futures contracts**

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded. Futures contracts prices are available through various pricing providers such as Bloomberg and Reuters.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Moderate Type****Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees****3.1 - Manager and Marketing fees**

The appointment of the Service Adviser was terminated effective September 30, 2023, and the Manager fee was reduced effective the same date. Consequently there are different sets of rates for the two following periods:

From April 1, 2023 to September 29, 2023:

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of :

- 0.95% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.798% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.685% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager has agreed that a portion of the management fee set out above is paid out of the assets of the Series Trust to Nikko Asset Management Co. Ltd, (the “Service Adviser”) so that the Service Adviser receives a service advisory fee at the rate of :

- 0.060% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.035% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.010% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The service advisory fee is paid directly by the Administrator to the Service Adviser and the rate of the management fee to be received by the Manager is reduced accordingly.

From September 30, 2023:

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of :

- 0.89% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.738% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.625% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64% per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of any of its delegates or other parties.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Moderate Type****Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a performance fee (the "Performance Fee") in respect of each class of units and in respect of each Determination Period (as defined below) equal to:

- (a) 20% of the amount by which the Gross Net Asset Value per Unit (as defined below) in respect of the relevant class of units at the end of the relevant Determination Period exceeds the Hurdle Value in respect of such class of units which is the product of the net asset value per unit of such class at the end of the immediately preceding Determination Period (or, in respect of the first Determination Period, the initial purchase price of JPY 1 per unit) multiplied by the sum of one plus the Hurdle Rate (as defined below); and
- (b) multiplied by the number of units of such class in issue on each valuation day during such Determination Period.

The Performance Fee is calculated and accrued as at each valuation day and payable in arrears in respect of a period of three months ending on the last valuation day of each March, June, September and December (a "Determination Period"), provided however that :

- (a) the first Determination Period was the period commencing on the date the units were first issued and ending on the last valuation day of June 2006;
- (b) in the event that no Performance Fee is paid in respect of a Determination Period (the "Prior Determination Period"), the following Determination Period will be the period from the beginning of the Prior Determination Period to the following last valuation day of March, June, September and December. Consequently, a Determination Period may cover more than a period of three months;
- (c) in the event of any redemptions of any units other than at the end of a Determination Period, the Performance Fee in respect of such units being redeemed will be calculated and paid to the Manager at the end of such Determination Period as though the date of such redemption was the end of such Determination Period;
- (d) in the event that any distribution is made in respect of any class of units during a Determination Period, the amount of such distribution per unit of the relevant class will be deducted from the Hurdle Value in respect of such class of units as at the date when the amount of such distribution is deducted from the Net Asset Value per unit of such class for the purposes of calculating the Performance Fee payable in respect of such Determination Period; and
- (e) in the event that the Manager retires or is removed as the manager of the Trust at a date other than the end of a Determination Period, the Manager will be entitled to a Performance Fee as aforesaid as if such Determination Period ended on the date of any such retirement or removal.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Moderate Type****Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees (continued)**

The "Gross Net Asset Value per Unit" in respect of a class of units, for the purposes of calculating the Performance Fee, means the Net Asset Value per unit of such class after adding back any Performance Fee accrued or payable, and deducting any distribution made, in respect of each unit of such class and in respect of the Determination Period concerned.

The "Hurdle Rate", in respect of any Determination Period, is equal to the latest three month TORF (Tokyo Term Risk Free Rate) (as published on Bloomberg page TORF3M) which the Administrator can obtain at 2:00 p.m. (Luxembourg time) on the first Business Day of each relevant Determination Period irrespective of whether a Performance Fee is paid or not.

Investors should be aware that the methodology for calculating the Performance Fee may result in more than 20% of any appreciation in the Net Asset Value being paid to the Manager as a Performance Fee.

For the year ended March 31, 2024, no performance fees were paid.

**Note 4 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 5 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Moderate Type****Note 6 - Distributor fees**

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class A Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.60% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.752% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.865% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class B Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.40% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.552% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.665% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 7 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value accrued and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 8 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

**Note 9 - Advisory fees**

The Advisory fee represents fees paid to the manager of certain underlying funds in which the Series Trust is investing.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2024)

## GW Select Fund Moderate Type

## Note 10 - Taxation

## Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

## Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

## Note 11 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ending March 31, 2024 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Class A Units			
JPY 50	31/03/2023	03/04/2023	06/04/2023
JPY 50	29/09/2023	02/10/2023	05/10/2023
Class B Units			
JPY 50	31/03/2023	03/04/2023	06/04/2023
JPY 50	29/09/2023	02/10/2023	05/10/2023

## Note 12 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at March 31, 2024 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	98.3202	HKD	19.3537
CAD	111.3092	NOK	13.9675
CHF	167.1267	NZD	90.31
EUR	163.4179	SEK	14.1613
GBP	190.8863	USD	151.425

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2024)

## GW Select Fund Moderate Type

## Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at March 31, 2024, the following forward foreign exchange contracts were open:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	63,000,000.00	USD	426,079.04	26/04/24	1,234,404
EUR	2,917,527.70	JPY	470,000,000.00	26/04/24	(5,185,103)
JPY	47,216,836.00	AUD	490,000.00	20/06/24	457,004
JPY	26,173,127.00	CAD	242,003.00	20/06/24	455,666
JPY	507,998,490.00	NZD	5,669,154.00	20/06/24	(2,441,377)
JPY	177,391,872.00	NOK	12,791,158.00	20/06/24	(624,624)
JPY	44,719,920.00	SEK	3,150,000.00	20/06/24	(520,890)
JPY	596,532,528.00	USD	4,085,450.00	20/06/24	14,352,348
JPY	544,645,741.00	USD	3,645,000.00	20/06/24	379,990
JPY	71,867,925.00	EUR	450,000.00	20/06/24	974,914
JPY	56,474,526.00	EUR	353,785.00	20/06/24	793,704
AUD	4,842,072.00	JPY	466,841,980.00	20/06/24	(4,260,399)
AUD	1,123,000.00	JPY	109,962,700.00	20/06/24	702,043
SEK	4,818,064.00	JPY	68,417,279.00	20/06/24	812,912
CHF	5,844,273.00	JPY	976,136,717.00	20/06/24	2,810,090
CHF	435,000.00	JPY	73,040,763.00	20/06/24	594,270
GBP	127,693.00	JPY	23,788,466.00	20/06/24	(281,635)
GBP	2,052,000.00	JPY	387,708,573.00	20/06/24	907,035
EUR	1,289,000.00	JPY	209,403,721.00	20/06/24	749,456
Total unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts					11,909,808

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2024)

## GW Select Fund Moderate Type

## Note 14 - Futures contracts

As at March 31, 2024, the following futures contracts were outstanding:

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts bought/(sold)	Commitments	Unrealised appreciation/ depreciation
Futures on stock indices				JPY	JPY
CAC 40.EOP.MONEP	EUR	April 2024	(34)	458,137,230	(4,914,791)
DAX INDEX.EUREX	EUR	June 2024	(2)	153,612,843	(4,252,269)
E-MINI S&P500.IMM	USD	June 2024	3	120,570,265	1,677,528
FTSE INDEX 100.ICE	GBP	June 2024	3	45,678,148	113,386
FTSE/MIB INDEX.MLN	EUR	June 2024	(9)	252,272,323	(5,850,359)
HANG SENG INDEX.HK	HKD	April 2024	4	64,138,319	38,223
IBEX 35.MEFF	EUR	April 2024	13	235,663,345	14,794,877
S+P/TSE60 INDEX.ME	CAD	June 2024	(4)	119,136,434	(1,409,989)
SPI 200.SFE	AUD	June 2024	8	156,348,824	2,832,030
TOPIX.OSE	JPY	June 2024	(4)	109,980,000	(698,452)
Total commitments and net unrealised appreciation on futures contracts on stock indices				1,715,537,731	2,330,184
Futures contracts on interest rates				JPY	JPY
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	AUD	June 2024	66	625,857,992	3,082,728
CANADA GOV BOND.ME	CAD	June 2024	(47)	629,667,090	(4,342,170)
EURO BUND.EURX	EUR	June 2024	(63)	1,371,543,710	(13,399,288)
GILT.ICE	GBP	June 2024	(3)	57,025,386	(348,366)
JAPAN 10YR JGB.OSE	JPY	June 2024	13	1,896,440,000	6,045,000
JGB MINI.SGX	JPY	June 2024	1	14,571,000	20,000
US T-NOTES 10YR.CBT	USD	June 2024	32	537,255,914	2,432,558
Total commitments and net unrealised depreciation on futures contracts on interest rates				5,132,361,092	(6,509,538)
Total commitments and net unrealised depreciation on futures contracts				6,847,898,823	(4,179,354)

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2024)

## GW Select Fund Moderate Type

## Note 15 - Significant Event

On February 24, 2022, Russia launched a military invasion into Ukraine. Russia's invasion of Ukraine carries significant risks for the world economy. The impact on the Series Trust of the consequential geopolitical instability, financial market volatility, inflation and imposition of sanctions on Russia remains unknown. The Manager, Investment Manager and Trustee will continue to monitor the development and evaluate its impact on the Series Trust.

## Note 16 - Subsequent event

Distributions made by the Series Trust after the year-end are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Class A Units			
JPY 50	28/03/2024	02/04/2024	05/04/2024
Class B Units			
JPY 50	28/03/2024	02/04/2024	05/04/2024

There have been no other significant events after year-end which, in the opinion of the Trustee and of the Manager, require disclosure in the present financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of investments as at March 31, 2024

## GW Select Fund Moderate Type

Quantity	Description	Ccy	Cost	Market value	Ratio*
	Investment funds		JPY	JPY	%
4,686.54	AXA WF-US DYNAM HIGH YIELD BD I ACC	USD	73,415,895	129,874,838	2.11
153,322.39	H2O ADAGIO SIDE POCKET- HJPY I ACC (IN LIQUIDATION)	JPY	146,614,194	5,116,365	0.07
85,387.03	INVESCO JAPAN EQTY ADV FD C JPY ACC	JPY	608,140,490	731,339,911	11.86
24,138.43	JPM EMERGING MARKETS EQUITY FUNDS X	USD	92,985,029	164,116,747	2.66
117,738.41	JPMORG INV FDS-GL MAC OP I JPY ACC	JPY	1,448,148,262	1,262,155,712	20.46
3,254.38	MFS MERIDIAN EUR RES II EUR FD ACC	EUR	124,480,506	184,393,848	2.99
219,079.41	NEUBERGER BRM EMG MK DB BLND I ACC	USD	273,256,114	368,564,249	5.97
235,531.51	NEUBERGER GLB SE FL RT-USD I A ACC	USD	273,899,518	525,707,411	8.52
27,008.64	PRINCIPAL GIF GL PROP SEC USD I ACC	USD	90,289,697	125,065,590	2.03
171,165.83	WMF (IRL)-WEL GBL BD FD JPY S DIS H	JPY	1,559,770,489	1,393,460,981	22.59
18,826.01	WMF (LUX)- WELL US RES EQ USD S ACC	USD	278,187,572	527,948,443	8.56
	Total investment funds		4,969,187,766	5,417,744,095	87.82
	Total investments		4,969,187,766	5,417,744,095	87.82

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Classification of investments

UNAUDITED

## GW Select Fund Moderate Type

## Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Luxembourg	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	40.08
	Fund Management Activities	8.55
		48.63
Ireland	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	37.08
	Fund Management Activities	2.03
		39.11
France	Fund Management Activities	0.08
		0.08
<b>Total investments</b>		<b>87.82</b>

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of net assets as at March 31, 2024

## GW Select Fund Aggressive Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Aggressive Type JPY
<b>Assets</b>		
Investments		
At cost		4,065,586,468
At market value	2.2	5,134,148,843
Cash at bank		785,685,821
Unrealised appreciation on futures contracts	2.8, 14	40,596,552
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	27,762,373
<b>Total assets</b>		<b>5,988,193,589</b>
<b>Liabilities</b>		
Performance fees	3.2	96,532,778
Unrealised depreciation on futures contracts	2.8, 14	32,415,153
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	14,626,058
Manager fees payable	3.1	4,279,422
Professional expenses payable		3,941,740
Distributor fees payable	6	2,661,003
Printing and publishing expenses payable		2,440,271
Marketing fees payable	3.1	713,186
Legal expenses payable		600,000
Agent Company fees payable	7	480,479
Administrator fees payable	4	288,310
Advisory fees payable	9	260,650
Custodian fees payable	5	192,143
Trustee fees payable	8	143,546
Other liabilities		46,315
<b>Total liabilities</b>		<b>159,621,054</b>
<b>Total net assets</b>		<b>5,828,572,535</b>
<b>Net assets</b>		
Class A Units	JPY	4,480,156,744
Class B Units	JPY	1,348,415,791
<b>Number of units outstanding</b>		
Class A Units		3,350,865,423
Class B Units		1,074,378,623
<b>Net asset value per unit</b>		
Class A Units	JPY	1.3370
Class B Units	JPY	1.2551

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2024

## GW Select Fund Aggressive Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Aggressive Type JPY
<b>Income</b>		
Dividend income	2.7	14,118,877
Bank interest		1,257,053
<b>Total income</b>		<b>15,375,930</b>
<b>Expenses</b>		
Performance fees	3.2	155,290,737
Manager fees	3.1	52,729,385
Distributor fees	6	31,668,633
Marketing fees	3.1	8,596,168
Agent Company fees	7	5,723,819
Professional expenses		4,312,626
Printing and publishing expenses		3,688,078
Administrator fees	4	3,434,576
Custodian fees	5	2,289,011
Legal expenses		1,576,627
Advisory fees	9	1,248,968
Trustee fees	8	581,322
Transaction fees		290,000
Bank interest		230,043
Other expenses		2,346,471
<b>Total expenses</b>		<b>274,006,464</b>
<b>Net investment loss</b>		<b>(258,630,534)</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2024 (continued)

## GW Select Fund Aggressive Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Aggressive Type JPY
<b>Net investment loss</b>		(258,630,534)
<b>Net realised</b>		
Gain on investments	2.2	348,549,248
Gain on futures contracts	2.8	136,527,906
Gain on foreign exchange	2.3	8,657,277
Loss on forward foreign exchange contracts	2.5	(153,500,783)
<b>Net investment loss and net realised gain for the year</b>		81,603,114
<b>Net change in unrealised</b>		
Appreciation on investments	2.2	586,752,351
Appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5	48,668,510
Appreciation on futures contracts	2.8	146,032
<b>Net increase in net assets as result of operations</b>		717,170,007
<b>Movement in capital</b>		
Subscriptions of units		7,358,310
Redemptions of units		(839,997,916)
<b>Net movement in capital</b>		(832,639,606)
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		5,944,042,134
<b>Net assets at the end of the year</b>		5,828,572,535

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statistical information		UNAUDITED	
		GW Select Fund Aggressive Type	
		Class A Units	Class B Units
<b>Number of units outstanding at the end of the year</b>			
March 31, 2022		4,026,310,496	1,388,946,135
March 31, 2023		3,840,522,191	1,272,672,830
	number of units issued	4,034,232	2,138,842
	number of units redeemed	(493,691,000)	(200,433,049)
March 31, 2024		3,350,865,423	1,074,378,623
<b>Total net assets at the end of the year</b>			
		<b>JPY</b>	<b>JPY</b>
March 31, 2022		4,631,509,739	1,510,054,060
March 31, 2023		4,531,093,827	1,412,948,307
March 31, 2024		4,480,156,744	1,348,415,791
<b>Net asset value per unit at the end of the year</b>			
		<b>JPY</b>	<b>JPY</b>
March 31, 2022		1.1503	1.0872
March 31, 2023		1.1798	1.1102
March 31, 2024		1.3370	1.2551

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements
-----------------------------------

(As at March 31, 2024)

### GW Select Fund Aggressive Type

---

#### Note 1 - Activity and objectives

---

**NIPPON OFFSHORE FUNDS** (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

**GW Select Fund Aggressive Type** (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and Supplemental Trust Deeds dated March 9, 2006, November 20, 2012 and July 31, 2015, all between FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

#### Classes of units

Class A Units and Class B Units are available for issue. The purpose of issuing units in different classes is to enable the Distributor to offer interests in units that are subject to an initial charge or a contingent deferred sales charge. Interests in Class A Units are subject to an initial charge of up to 4% of the purchase price.

#### Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to seek to achieve total return with a relatively higher level of risk through international investment in nine different asset classes; Japan Equity, Global Equity, Emerging Markets Equity, Global Fixed Income, Emerging Markets Fixed Income, High Yield Fixed Income, Real Asset, Hedge Fund (Multi Strategy) and Designated Holdings. Designated Holdings include other collective investment schemes (excluding fund-of-hedge funds) which either (a) seeks to deliver absolute returns which the Investment Manager deems appropriate having regard to the track record and investment approach of such schemes or (b) the Investment Manager considers to be a relatively attractive investment opportunity having regard to factors such as the geographic focus, industry focus or the general investment approach of such schemes. The Investment Manager has appointed Nikko Global Wrap Ltd. to advise it on the optimal allocation of the Series Trust’s assets between such asset classes.

Allocation of the Series Trust’s assets among the nine different asset classes is recommended by Nikko Global Wrap Ltd. according to the following basic principles :

- structure an appropriate investment portfolio to correspond with a relatively high risk tolerance;
- offer efficient long-term and diversified investment opportunities;
- leverage international investment opportunities.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**2.2 - Valuation of investments in securities and other assets**

- (a) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of equities (including interests in closed-ended collective investment schemes and exchange traded funds) quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to: (A) (i) where the relevant securities market is in Asia, Oceania or Americas, the closing price, or (ii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price, on the principal stock exchange or securities market for such equities, or (B) if no closing price or opening price (as the case may be) is available, the last available closing price on the principal stock exchange or securities market for such equities, or otherwise as determined by the Manager and the Trustee, the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such equities; at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (b) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of futures and options contracts quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to (i) where the relevant securities market is in Americas, the last settlement price on the last trading day before the relevant Valuation Day, or (ii) where the relevant securities market is in Asia or Oceania, the last settlement price at or immediately preceding the Valuation Point, or (iii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (c) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of debt instruments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to the last available bid price at the Valuation Point;
- (d) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, the value of each interest in any collective investment scheme which is not quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (e) If no net asset value or the relevant price quotations are available as provided in paragraphs (a), (b), (c) or (d) above, or if the relevant Investment is not an Investment described in paragraphs (a), (b), (c), (d), (f) or (g), the value of the relevant Investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.2 - Valuation of investments in securities and other assets (continued)**

- (f) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (d) above applies, the value of any Investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the estimated fair market value as determined in good faith by the Manager or by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such Investment;
- (g) The value of any cash in hand and accounts receivable, prepaid expenses and cash dividends accrued and not yet received shall be the full amount thereof, unless it is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be derived after making such discounts as the Manager may consider appropriate to reflect the fair value thereof;
- (h) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any Investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the Investment; and
- (i) The value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which the Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of the Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Administrator shall deem appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

**2.3 - Conversion of foreign currencies**

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in the net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into account into the statement of operations and changes in net assets.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.4 - Formation expenses**

Formation expenses have been fully amortised.

**2.5 - Forward foreign exchange contracts**

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

**2.6 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**2.7 - Dividend income**

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

**2.8 - Futures contracts**

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded. Futures contracts prices are available through various pricing providers such as Bloomberg and Reuters.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees****3.1 - Manager and Marketing fees**

The appointment of the Service Adviser was terminated effective September 30, 2023, and the Manager fee was reduced effective the same date. Consequently there are different sets of rates for the two following periods:

From April 1, 2023 to September 29, 2023:

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of :

- 0.95% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.798% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.685% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager has agreed that a portion of the management fee set out above is paid out of the assets of the Series Trust to Nikko Asset Management Co. Ltd, (the “Service Adviser”) so that the Service Adviser receives a service advisory fee at the rate of :

- 0.060% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.035% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.010% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The service advisory fee is paid directly by the Administrator to the Service Adviser and the rate of the management fee to be received by the Manager is reduced accordingly.

From September 30, 2023:

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of :

- 0.89% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.738% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.625% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64% per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of any of its delegates or other parties.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2024)

## GW Select Fund Aggressive Type

## Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)

## 3.2 - Performance fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a performance fee (the "Performance Fee") in respect of each class of units and in respect of each Determination Period (as defined below) equal to:

- (a) 20% of the amount by which the Gross Net Asset Value per Unit (as defined below) in respect of the relevant class of units at the end of the relevant Determination Period exceeds the Hurdle Value in respect of such class of units which is the product of the net asset value per unit of such class at the end of the immediately preceding Determination Period (or, in respect of the first Determination Period, the initial purchase price of JPY 1 per unit) multiplied by the sum of one plus the Hurdle Rate (as defined below); and
- (b) multiplied by the number of units of such class in issue on each valuation day during such Determination Period.

The Performance Fee is calculated and accrued as at each valuation day and payable in arrears in respect of a period of three months ending on the last valuation day of each March, June, September and December (a "Determination Period"), provided however that :

- (a) the first Determination Period was the period commencing on the date the units were first issued and ending on the last valuation day of June 2006;
- (b) in the event that no Performance Fee is paid in respect of a Determination Period (the "Prior Determination Period"), the following Determination Period will be the period from the beginning of the Prior Determination Period to the following last valuation day of March, June, September and December. Consequently, a Determination Period may cover more than a period of three months;
- (c) in the event of any redemptions of any units other than at the end of a Determination Period, the Performance Fee in respect of such units being redeemed will be calculated and paid to the Manager at the end of such Determination Period as though the date of such redemption was the end of such Determination Period;
- (d) in the event that any distribution is made in respect of any class of units during a Determination Period, the amount of such distribution per unit of the relevant class will be deducted from the Hurdle Value in respect of such class of units as at the date when the amount of such distribution is deducted from the Net Asset Value per unit of such class for the purposes of calculating the Performance Fee payable in respect of such Determination Period; and
- (e) in the event that the Manager retires or is removed as the manager of the Trust at a date other than the end of a Determination Period, the Manager will be entitled to a Performance Fee as aforesaid as if such Determination Period ended on the date of any such retirement or removal.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees (continued)**

The "Gross Net Asset Value per Unit" in respect of a class of units, for the purposes of calculating the Performance Fee, means the Net Asset Value per unit of such class after adding back any Performance Fee accrued or payable, and deducting any distribution made, in respect of each unit of such class and in respect of the Determination Period concerned.

The "Hurdle Rate", in respect of any Determination Period, is equal to the latest three month TORF (Tokyo Term Risk Free Rate) (as published on Bloomberg page TORF3M) which the Administrator can obtain at 2:00 p.m. (Luxembourg time) on the first Business Day of each relevant Determination Period irrespective of whether a Performance Fee is paid or not.

Investors should be aware that the methodology for calculating the Performance Fee may result in more than 20% of any appreciation in the Net Asset Value being paid to the Manager as a Performance Fee.

For the year ended March 31, 2024, JPY 155,290,737 performance fees were paid or payable.

**Note 4 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 5 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 6 - Distributor fees**

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class A Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.60% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.752% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.865% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class B Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.40% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.552% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.665% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 7 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value accrued and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 8 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

**Note 9 - Advisory fees**

The Advisory fee represents fees paid to the manager of certain underlying funds in which the Series Trust is investing.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2024)

## GW Select Fund Aggressive Type

## Note 10 - Taxation

## Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

## Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

## Note 11 - Distribution

The Offering Memorandum defines the Distribution Record Date of the Series Trust as the last Business Day of March every five years from the expiration of the Initial Offer Period (commencing on March 31, 2011). The next Distribution Record Date is March 31, 2026.

## Note 12 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at March 31, 2024 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	98.3202	NOK	13.9675
CAD	111.3092	NZD	90.3100
CHF	167.1267	PLN	37.8440
EUR	163.4179	SEK	14.1613
GBP	190.8863	USD	151.4250
HKD	19.3537	TRY	4.6847
MXN	9.1262	ZAR	7.9550

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2024)

## GW Select Fund Aggressive Type

## Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at March 31, 2024, the following forward foreign exchange contracts were open:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	1,961,316.22	JPY	290,000,000.00	26/04/24	(5,682,180)
EUR	577,298.03	JPY	93,000,000.00	26/04/24	(1,025,987)
JPY	46,927,753.00	AUD	487,000.00	20/06/24	454,206
JPY	25,126,540.00	CAD	232,326.00	20/06/24	437,444
JPY	485,970,288.00	NZD	5,423,324.00	20/06/24	(2,335,512)
JPY	169,721,803.00	NOK	12,238,094.00	20/06/24	(597,616)
JPY	42,647,187.00	SEK	3,004,000.00	20/06/24	(496,747)
JPY	567,042,537.00	USD	3,883,483.00	20/06/24	13,642,829
JPY	531,496,543.00	USD	3,557,000.00	20/06/24	370,816
JPY	68,673,795.00	EUR	430,000.00	20/06/24	931,584
JPY	53,616,200.00	EUR	335,879.00	20/06/24	753,533
AUD	4,632,051.00	JPY	446,593,082.00	20/06/24	(4,075,608)
AUD	1,125,000.00	JPY	110,158,537.00	20/06/24	703,293
SEK	4,609,709.00	JPY	65,458,605.00	20/06/24	777,758
CHF	5,591,563.00	JPY	933,927,958.00	20/06/24	2,688,579
CHF	452,000.00	JPY	75,895,229.00	20/06/24	617,494
GBP	121,336.00	JPY	22,604,194.00	20/06/24	(267,614)
GBP	1,977,000.00	JPY	373,537,938.00	20/06/24	873,884
EUR	1,233,000.00	JPY	200,306,275.00	20/06/24	716,896
JPY	1,442,305.00	NOK	104,000.00	20/06/24	(5,079)
JPY	6,659,875.00	SEK	469,000.00	20/06/24	(79,131)
JPY	21,045,085.00	CHF	126,000.00	20/06/24	(60,584)
JPY	20,864,951.00	GBP	112,000.00	20/06/24	247,023
JPY	141,341,464.00	USD	968,000.00	20/06/24	3,400,623
JPY	81,570,679.00	EUR	511,000.00	20/06/24	1,146,411
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts					13,136,315

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2024)

## GW Select Fund Aggressive Type

## Note 14 - Futures contracts

As at March 31, 2024, the following futures contracts were outstanding:

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts bought/ (sold)	Commitments	Unrealised appreciation/ (depreciation)
Futures contracts on stock indices				JPY	JPY
CAC 40.EOP MONEP	EUR	April 2024	(29)	390,764,108	(4,135,697)
DAX INDEX.EUREX	EUR	June 2024	(2)	153,612,843	(4,252,269)
E-MINI S&P500.IMM	USD	June 2024	8	321,520,708	6,670,580
EURO STOXX 50 INDEX.EURX	EUR	June 2024	3	24,787,229	517,217
FTSE INDEX 100.ICE	GBP	June 2024	5	76,130,246	821,574
FTSE/MIB INDEX.MLN	EUR	June 2024	(8)	224,242,066	(5,417,302)
HANG SENG INDEX.HK	HKD	April 2024	4	64,138,319	38,223
IBEX 35.MEFF	EUR	April 2024	14	253,791,294	15,694,002
OMXS30.OMX	SEK	April 2024	2	7,197,484	123,486
S+P/TSE60 INDEX.ME	CAD	June 2024	(4)	119,136,434	(1,497,082)
SPI 200.SFE	AUD	June 2024	7	136,805,221	2,541,166
SWISS MARKET INDEX.EUREX	CHF	June 2024	1	19,470,259	63,508
TOPIX.OSE	JPY	June 2024	7	192,465,000	6,809,882
Total commitments and net unrealised appreciation on futures contracts on stock indices				1,984,061,211	17,977,288
Futures contracts on interest rates				JPY	JPY
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	AUD	June 2024	63	597,409,901	2,942,604
CANADA GOV BOND.ME	CAD	June 2024	(45)	602,872,746	(4,157,397)
EURO BUND.EURX	EUR	June 2024	(61)	1,328,002,640	(12,607,040)
GILT.ICE	GBP	June 2024	(3)	57,025,386	(348,366)
JAPAN 10YR JGB.OSE	JPY	June 2024	5	729,400,000	2,325,000
US T-NOTES 10YR.CBT	USD	June 2024	30	503,677,419	2,049,310
Total commitments and net unrealised depreciation on futures contracts on interest rates				3,818,388,092	(9,795,889)
Total commitments and net unrealised appreciation on futures contracts				5,802,449,303	8,181,399

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2024)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 15 - Significant Event**

On February 24, 2022, Russia launched a military invasion into Ukraine. Russia's invasion of Ukraine carries significant risks for the world economy. The impact on the Series Trust of the consequential geopolitical instability, financial market volatility, inflation and imposition of sanctions on Russia remains unknown. The Manager, Investment Manager and Trustee will continue to monitor the development and evaluate its impact on the Series Trust.

**Note 16 - Subsequent event**

There have been no significant events after year-end which, in the opinion of the Trustee and of the Manager, require disclosure in the present financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of investments as at March 31, 2024

## GW Select Fund Aggressive Type

Quantity	Description	Ccy	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
10,989.06	AXA WF-US DYNAM HIGH YIELD BD I ACC	USD	186,764,737	304,531,879	5.22
62,460.03	H2O ADAGIO SIDE POCKET- HJPY I ACC (IN LIQUIDATION)	JPY	59,732,621	2,084,289	0.04
122,152.92	INVESCO JAPAN EQTY ADV FD C JPY ACC	JPY	883,613,302	1,046,239,776	17.95
16,722.07	JPM EMERGING MARKETS EQUITY FUNDS X	USD	68,235,412	113,693,085	1.95
57,741.62	JPMORG INV FDS-GL MAC OP I JPY ACC	JPY	699,168,252	618,990,177	10.62
5,769.57	MFS MERIDIAN EUR RES II EUR FD ACC	EUR	227,928,515	326,905,567	5.61
486,407.62	NEUBERGER BRM EMG MK DB BLND I ACC	USD	676,837,716	818,299,011	14.04
230,817.42	NEUBERGER GLB SE FL RT-USD I A ACC	USD	253,339,196	515,185,528	8.84
25,569.03	PRINCIPAL GIF GL PROP SEC USD I ACC	USD	90,845,375	118,399,334	2.03
34,998.86	WMF (IRL)-WEL GBL BD FD JPY S DIS H	JPY	298,330,738	284,925,711	4.89
35,120.16	WMF (LUX)- WELL US RES EQ USD S ACC	USD	620,790,604	984,894,486	16.90
Total investment funds			4,065,586,468	5,134,148,843	88.09
Total Investments			4,065,586,468	5,134,148,843	88.09

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments	UNAUDITED
-------------------------------	-----------

## GW Select Fund Aggressive Type

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio*
Luxembourg		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	41.35
	Fund Management Activities	16.90
		58.25
Ireland		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	27.77
	Fund Management Activities	2.03
		29.80
France		
	Fund Management Activities	0.04
		0.04
Total investments		88.09

(\*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

( 2 ) 【2023年3月31日終了年度】

( ) GW セレクト・ファンド 安定型

【貸借対照表】

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 純資産計算書

2023年3月31日現在

## GW セレクト・ファンド 安定型

(日本円で表示)

	注記	GW セレクト・ファンド 安定型 日本円
<b>資産</b>		
投資有価証券		
- 取得原価		5,598,716,160
- 時価評価額	2.2	5,807,816,578
現預金		928,667,872
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,13	65,237,146
先物契約にかかる未実現評価益	2.8,14	51,521,314
<b>資産合計</b>		<b>6,853,242,910</b>
<b>負債</b>		
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,13	113,224,181
先物契約にかかる未実現評価損	2.8,14	28,825,607
未払買戻支払額		7,700,352
未払管理報酬	3.1	5,291,784
未払専門家費用		3,409,188
未払販売報酬	6	3,041,538
未払印刷および公告費		2,205,349
未払販売管理報酬	3.1	957,467
未払弁護士報酬		600,000
未払代行協会員報酬	7	556,604
未払管理事務代行報酬	4	333,989
未払アドバイザリー・フィー	9	258,813
未払保管報酬	5	222,589
未払受託報酬	8	166,664
その他の負債		43,085
<b>負債合計</b>		<b>166,837,210</b>
<b>純資産総額</b>		<b>6,686,405,700</b>
<b>純資産額</b>		
クラスA 受益証券	日本円	4,896,992,655
クラスB 受益証券	日本円	1,789,413,045
<b>発行済受益証券口数</b>		
クラスA 受益証券		5,355,342,507
クラスB 受益証券		2,105,315,435
<b>1口当たり純資産価格</b>		
クラスA 受益証券	日本円	0.9144
クラスB 受益証券	日本円	0.8500

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## 【損益計算書】

## ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書  
2023年3月31日終了年度

## GW セレクト・ファンド 安定型

(日本円で表示)

	注記	GW セレクト・ファンド 安定型 日本円
<b>収益</b>		
受取配当金	2.7	32,035,380
銀行利息		3,822
その他の収益		36,038
<b>収益合計</b>		<b>32,075,240</b>
<b>費用</b>		
管理報酬	3.1	64,616,005
販売報酬	6	37,078,667
販売管理報酬	3.1	11,883,799
代行協会員報酬	7	6,796,428
管理事務代行報酬	4	4,078,205
専門家費用		3,776,091
印刷および公告費		3,587,018
保管報酬	5	2,718,007
弁護士報酬		1,302,151
アドバイザー・フィー	9	1,044,423
受託報酬	8	697,767
銀行利息		427,001
取引手数料		142,500
その他の費用		3,906,634
<b>費用合計</b>		<b>142,054,696</b>
<b>投資純損失</b>		<b>(109,979,456)</b>

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2023年3月31日終了年度（続き）
--

## GW セレクト・ファンド 安定型

（日本円で表示）

	注記	GW セレクト・ファンド 安定型 日本円
<b>投資純損失</b>		(109,979,456)
<b>以下にかかる実現純損益：</b>		
先物契約	2.8	222,311,351
為替先渡契約	2.5	189,320,574
投資有価証券	2.2	110,837,780
外国為替	2.3	(196,203,956)
<b>当期投資純損失および実現純利益</b>		216,286,293
<b>以下にかかる未実現評価損益の純変動：</b>		
為替先渡契約	2.5	29,683,479
先物契約	2.8	27,882,351
投資有価証券	2.2	(240,258,639)
<b>運用による純資産の純増加</b>		33,593,484
<b>資本の変動</b>		
受益証券発行手取額		1,682,199
受益証券買戻支払額		(462,270,487)
<b>資本の変動、純額</b>		(460,588,288)
<b>支払分配金</b>	11	(78,571,214)
<b>期首現在純資産額</b>		7,191,971,718
<b>期末現在純資産額</b>		6,686,405,700

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

統計情報		未監査	
GW セレクト・ファンド 安定型			
		クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
<b>期末現在発行済受益証券口数：</b>			
2021年3月31日	6,047,949,078	2,593,459,435	
2022年3月31日	5,652,700,547	2,335,715,435	
発行受益証券口数	1,862,076	-	
買戻受益証券口数	(299,220,116)	(230,400,000)	
2023年3月31日	5,355,342,507	2,105,315,435	
<b>期末現在純資産総額：</b>			
		日本円	日本円
2021年3月31日	5,628,990,419	2,266,789,464	
2022年3月31日	5,188,768,614	2,003,203,104	
2023年3月31日	4,896,992,655	1,789,413,045	
<b>期末現在1口当たり純資産価格：</b>			
		日本円	日本円
2021年3月31日	0.9307	0.8740	
2022年3月31日	0.9179	0.8576	
2023年3月31日	0.9144	0.8500	

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 財務書類に対する注記

2023年3月31日現在

## GW セレクト・ファンド 安定型

## 注記1．活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

GW セレクト・ファンド 安定型（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書および2006年3月9日、2012年11月20日および2015年7月31日付の補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

## 受益証券クラス

クラスA受益証券およびクラスB受益証券が発行されている。異なるクラスの受益証券を発行する目的は、申込手数料または条件付後払申込手数料が発生する受益証券を、販売会社が提供できるようにするためである。クラスA受益証券は、購入価格の4%を上限として申込手数料が発生する。

## 投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、9つの異なる資産（日本株式、海外株式、エマージング株式、世界債券、エマージング債券、ハイイールド債券、リアルアセット、ヘッジファンド（マルチストラテジー）およびDH（Designated Holdings））に国際的に投資することによって、リスクをコントロールしつつトータル・リターンを達成することを目指すことである。DHには、（a）運用実績および運用手法を考慮して投資運用会社が適切と考える、絶対収益を目指す集団的投資スキームか、または（b）投資運用会社が地域面、産業面または運用手法などから見て魅力的な投資機会と判断するその他集団的投資スキームが含まれる。但し、ファンド・オブ・ヘッジファンズを除く。投資運用会社は上記の資産クラスに対するシリーズ・トラストの資産の最適な配分に関して助言を得るために日興グローバルラップ株式会社を任命した。

9つの異なる資産間におけるシリーズ・トラストの資産配分は、以下の原則に従って、日興グローバルラップ株式会社が考案する。

- ・ リスク許容度が相対的に低い投資ポートフォリオを構築すること。
- ・ 効率的で、長期的に分散化された投資機会を提供すること。
- ・ 世界中の投資機会を利用すること。

---

**注記2．重要な会計方針**

---

**2.1 財務書類の表示**

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

**2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価**

- ( a ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。（ A ）（ ）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（ B ）（場合に依り）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- ( b ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。（ ）該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- ( c ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- ( d ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- ( e ) 純資産価額もしくは該当する建値が、上記 ( a )、( b )、( c ) もしくは ( d ) に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、( a )、( b )、( c )、( d )、( f ) もしくは ( g ) に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- ( f ) 上記 ( d ) が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。
- ( g ) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- ( h ) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- ( i ) シリーズ・トラストの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、シリーズ・トラストの表示通貨に換算されるものとする。

## 2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる実現および未実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

## 2.4 設立費

設立費は、完全に償却されている。

## 2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における純資産計算書の日付現在適用される先物レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

## 2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

## 2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

## 2.8 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。先物契約の価格は、ブルームバーグおよびロイター等の様々な価格提供会社から入手することができる。

---

## 注記3．管理報酬、販売管理報酬および実績報酬

---

### 3.1 管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、下記の料率で管理報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.95%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.798%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.685%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、上記に規定された管理報酬の一部がシリーズ・トラストの資産から日興アセットマネジメント株式会社(以下「サービス支援会社」という。)に支払われることに同意しており、サービス支援会社は、下記の料率でサービス支援報酬を受領する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.060%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.035%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.010%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。サービス支援報酬は、管理事務代行会社からサービス支援会社に直接支払われ、管理会社が受領する管理報酬料率はそれに応じて減少する。

さらに管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社はまた、その委託先および他の関係法人の報酬を支払う責任を負う。

### 3.2 実績報酬

管理会社は受益証券の各クラスおよび各算定期間(以下に定義する。)に関してシリーズ・トラストの資産の中から以下の金額に相当する実績報酬(以下「実績報酬」という。)を受領する権利を有する。

- (a) 算定期間が終了した時点における関係する受益証券のクラスに関する受益証券1口当たり総純資産価格(以下に定義する。)が、当該クラス受益証券にかかるハードル・バリュウ、つまり直前の算定期間が終了した時点の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格(最初の算定期間については、受益証券1口当たりの1円の当初購入価格)にハードル・レート(以下に定義する。)に1を加えた数字を乗じた積、を超過した金額の20%に、
- (b) 当該算定期間中の各評価日に発行されている当該クラスの受益証券口数を乗じた金額。

実績報酬は評価日ごとに計算し、計上され、3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する3か月間(以下「算定期間」という。)に関して後払いで支払われる。ただし、

- (a) 最初の算定期間は受益証券を最初に発行した日から始まり、2006年6月の最終評価日に終了する期間とする。
- (b) ある算定期間(以下「前算定期間」という。)に関して実績報酬が支払われていない場合、次の算定期間は前算定期間から始まり、それに続く3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する期間とする。結果として、ひとつの算定期間が3か月間以上に及ぶ場合がある。

- (c) ある算定期間の最終日以外において受益証券の買戻しが行われる場合、当該買戻受益証券に関する実績報酬は、かかる買戻の日が関連の算定期間の最終日であるとみなされ、当該算定期間の最終日に計算され、管理会社に対し支払われる。
- (d) 算定期間中にいずれかのクラスの受益証券に関して分配金が支払われる場合、1口当たりの分配額が1口当たり純資産価格から控除された日に、当該算定期間に関して支払われる実績報酬の計算のために、1口当たりの当該分配金額は、受益証券の当該クラスの関連するハードル・バリューから控除される。
- (e) 管理会社が算定期間の末日以外の日に退任し、または解任された場合、管理会社は当該算定期間が退任または解任の日に終了したものと前記した実績報酬を受領する権利を有するものとする。

実績報酬を計算する上で、受益証券のあるクラスに関する「1口当たり総純資産価格」とは、当該クラスおよび関係する算定期間に関して計上され、または支払うべき実績報酬を足し戻し、また、支払われた分配金を控除した当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格をいう。

いずれかの算定期間に関する「ハードル・レート」は、実績報酬の支払の有無にかかわらず、各算定期間の最初の営業日のルクセンブルグ時間午後2時に管理事務代行会社にて取得可能な(ブルームバーグのTORF3Mページに掲載された)3か月TORF(東京ターム物リスク・フリー・レート)直近レートに等しい。

投資者は、実績報酬の計算方法においては、1口当たり純資産価格の値上り益の20%以上が実績報酬として管理会社に支払われる可能性があることに留意すべきである。

2023年3月31日終了年度について、実績報酬は支払われなかった。

---

#### 注記4．管理事務代行報酬

---

管理事務代行会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

**注記5．保管報酬**

---

保管会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに、毎月後払いで支払われる。

---

**注記6．販売報酬**

---

販売会社は、日本におけるクラスA受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.60%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.752%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.865%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

販売会社は、日本におけるクラスB受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.40%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.552%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.665%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

**注記7．代行協会員報酬**

---

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

**注記8．受託報酬**

---

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

---

**注記9．アドバイザー・フィー**

---

アドバイザー・フィーは、シリーズ・トラストが投資している特定の投資先ファンドのマネージャーに対して支払われる報酬を意味する。

**注記10．税金****ケイマン諸島**

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

**その他の国々**

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

**注記11．支払分配金**

2023年3月31日終了年度、シリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
<b>クラスA 受益証券</b>			
50円	2022年3月31日	2022年4月1日	2022年4月6日
50円	2022年9月30日	2022年10月3日	2022年10月6日
<b>クラスB 受益証券</b>			
50円	2022年3月31日	2022年4月1日	2022年4月6日
50円	2022年9月30日	2022年10月3日	2022年10月6日

**注記12．為替レート**

2023年3月31日現在、使用された日本円に対する為替レートは以下のとおりである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	88.9408	香港ドル	16.9600
カナダ・ドル	98.2329	ノルウェー・クローネ	12.7836
スイス・フラン	145.5345	ニュージーランド・ドル	83.2759
ユーロ	144.9175	スウェーデン・クローナ	12.8427
英ポンド	164.6481	米ドル	133.1349

## 注記13．為替先渡契約

2023年3月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	110,000,000.00	米ドル	834,946.12	2023年4月28日	713,491
日本円	63,000,000.00	米ドル	477,303.54	2023年4月28日	290,241
ユーロ	2,920,550.97	日本円	410,000,000.00	2023年4月28日	(12,196,835)
日本円	30,811,735.00	豪ドル	354,000.00	2023年6月21日	392,589
日本円	31,287,087.00	豪ドル	358,000.00	2023年6月21日	269,828
日本円	35,355,368.00	豪ドル	401,000.00	2023年6月21日	(8,097)
日本円	285,584,323.00	カナダ・ドル	2,907,003.00	2023年6月21日	(3,083,836)
日本円	27,330,003.00	カナダ・ドル	279,000.00	2023年6月21日	(216,982)
日本円	75,772,476.00	カナダ・ドル	780,000.00	2023年6月21日	27,370
日本円	39,960,856.00	カナダ・ドル	421,000.00	2023年6月21日	951,625
日本円	471,182,902.00	ニュージー ランド・ドル	5,712,154.00	2023年6月21日	(1,183,977)
日本円	49,642,485.00	ニュージー ランド・ドル	602,000.00	2023年6月21日	(109,620)
日本円	38,905,344.00	ニュージー ランド・ドル	480,000.00	2023年6月21日	589,299
日本円	24,682,950.00	ニュージー ランド・ドル	309,000.00	2023年6月21日	741,726
日本円	303,264,519.00	ノルウェー ・クローネ	23,796,158.00	2023年6月21日	(1,589,594)
日本円	38,095,207.00	ノルウェー ・クローネ	2,988,000.00	2023年6月21日	(214,946)
日本円	39,479,099.00	ノルウェー ・クローネ	3,237,000.00	2023年6月21日	1,557,850
日本円	31,861,595.00	ノルウェー ・クローネ	2,636,000.00	2023年6月21日	1,556,198
日本円	101,459,160.00	スウェーデン ・クローナ	8,012,000.00	2023年6月21日	623,658
日本円	81,887,901.00	スウェーデン ・クローナ	6,597,000.00	2023年6月21日	2,166,062
日本円	36,352,108.00	スウェーデン ・クローナ	2,932,000.00	2023年6月21日	1,005,209
日本円	30,545,182.00	スイス・フラン	211,000.00	2023年6月21日	52,973
日本円	50,132,289.00	スイス・フラン	344,000.00	2023年6月21日	(247,144)
日本円	21,661,840.00	スイス・フラン	151,000.00	2023年6月21日	235,418
日本円	45,528,409.00	スイス・フラン	318,000.00	2023年6月21日	586,347
日本円	56,960,637.00	英ポンド	355,000.00	2023年6月21日	868,289
日本円	48,719,937.00	英ポンド	305,000.00	2023年6月21日	964,070
日本円	99,499,378.00	英ポンド	628,000.00	2023年6月21日	2,800,807
日本円	292,645,388.00	英ポンド	1,827,000.00	2023年6月21日	4,969,959
日本円	53,906,099.00	英ポンド	338,000.00	2023年6月21日	1,153,554
日本円	102,916,387.00	英ポンド	642,000.00	2023年6月21日	1,664,375
日本円	1,139,670,639.00	米ドル	8,459,450.00	2023年6月21日	(26,964,555)
日本円	104,154,793.00	米ドル	773,000.00	2023年6月21日	(2,478,939)
日本円	45,607,140.00	米ドル	348,000.00	2023年6月21日	166,724

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	17,700,712.00	米ドル	136,000.00	2023年6月21日	187,924
日本円	12,415,122.00	米ドル	95,000.00	2023年6月21日	80,616
日本円	315,106,239.00	ユーロ	2,200,785.00	2023年6月21日	1,454,583
日本円	234,925,279.00	ユーロ	1,649,000.00	2023年6月21日	2,266,812
日本円	238,138,201.00	ユーロ	1,664,000.00	2023年6月21日	1,211,489
日本円	71,391,257.00	ユーロ	515,000.00	2023年6月21日	2,686,321
日本円	268,765,513.00	ユーロ	1,928,000.00	2023年6月21日	8,557,926
日本円	265,909,246.00	ユーロ	1,887,000.00	2023年6月21日	5,516,755
日本円	193,465,940.00	ユーロ	1,364,000.00	2023年6月21日	2,731,763
日本円	87,651,240.00	ユーロ	623,000.00	2023年6月21日	1,961,054
日本円	148,978,677.00	ユーロ	1,047,000.00	2023年6月21日	1,621,759
日本円	132,749,232.00	ユーロ	924,000.00	2023年6月21日	158,889
米ドル	330,000.00	日本円	43,776,150.00	2023年6月21日	369,900
米ドル	125,000.00	日本円	16,433,875.00	2023年6月21日	(7,886)
米ドル	122,000.00	日本円	15,811,200.00	2023年6月21日	(235,959)
豪ドル	8,784,072.00	日本円	786,032,142.00	2023年6月21日	11,735,443
豪ドル	384,000.00	日本円	33,792,345.00	2023年6月21日	(56,413)
豪ドル	966,000.00	日本円	85,429,272.00	2023年6月21日	278,489
豪ドル	131,000.00	日本円	11,390,423.00	2023年6月21日	(156,939)
カナダ・ドル	1,160,000.00	日本円	111,523,908.00	2023年6月21日	(1,204,068)
カナダ・ドル	525,000.00	日本円	50,313,165.00	2023年6月21日	(705,962)
カナダ・ドル	327,000.00	日本円	31,437,289.00	2023年6月21日	(340,338)
カナダ・ドル	308,000.00	日本円	29,214,262.00	2023年6月21日	(716,959)
カナダ・ドル	377,000.00	日本円	35,892,285.00	2023年6月21日	(744,307)
ニュージーランド・ドル	427,000.00	日本円	34,756,433.00	2023年6月21日	(377,343)
ニュージーランド・ドル	293,000.00	日本円	24,177,949.00	2023年6月21日	69,761
ニュージーランド・ドル	410,000.00	日本円	32,932,389.00	2023年6月21日	(802,618)
ニュージーランド・ドル	322,000.00	日本円	26,219,655.00	2023年6月21日	(274,668)
ノルウェー・クローネ	3,848,000.00	日本円	48,334,343.00	2023年6月21日	(448,536)
ノルウェー・クローネ	2,117,000.00	日本円	26,468,004.00	2023年6月21日	(370,186)
ノルウェー・クローネ	2,824,000.00	日本円	35,690,559.00	2023年6月21日	(110,598)
ノルウェー・クローネ	6,042,000.00	日本円	74,767,937.00	2023年6月21日	(1,829,297)
ノルウェー・クローネ	2,126,000.00	日本円	26,039,035.00	2023年6月21日	(913,252)
ノルウェー・クローネ	4,161,000.00	日本円	52,029,560.00	2023年6月21日	(721,365)
ノルウェー・クローネ	1,346,000.00	日本円	16,983,828.00	2023年6月21日	(80,037)
スウェーデン・クローナ	31,253,064.00	日本円	395,959,131.00	2023年6月21日	(2,243,673)
スウェーデン・クローナ	2,883,000.00	日本円	36,613,811.00	2023年6月21日	(119,185)

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
スウェーデン ・クローナ	3,665,000.00	日本円	45,360,972.00	2023年6月21日	(1,335,674)
スウェーデン ・クローナ	2,436,000.00	日本円	30,729,409.00	2023年6月21日	(308,252)
スウェーデン ・クローナ	1,326,000.00	日本円	16,814,343.00	2023年6月21日	(80,541)
スウェーデン ・クローナ	3,642,000.00	日本円	46,165,263.00	2023年6月21日	(238,334)
スウェーデン ・クローナ	3,212,000.00	日本円	40,513,919.00	2023年6月21日	(410,945)
スイス・フラン	5,506,273.00	日本円	797,845,962.00	2023年6月21日	(645,977)
スイス・フラン	441,000.00	日本円	63,412,183.00	2023年6月21日	(539,412)
スイス・フラン	302,000.00	日本円	42,866,544.00	2023年6月21日	(927,972)
スイス・フラン	595,000.00	日本円	84,434,724.00	2023年6月21日	(1,849,175)
スイス・フラン	234,000.00	日本円	33,883,200.00	2023年6月21日	(50,299)
英ポンド	4,059,693.00	日本円	649,498,144.00	2023年6月21日	(11,819,285)
英ポンド	949,000.00	日本円	153,467,345.00	2023年6月21日	(1,123,221)
英ポンド	424,000.00	日本円	66,772,113.00	2023年6月21日	(2,296,801)
英ポンド	716,000.00	日本円	113,550,440.00	2023年6月21日	(3,084,803)
英ポンド	770,000.00	日本円	122,623,501.00	2023年6月21日	(2,808,254)
英ポンド	403,000.00	日本円	64,434,017.00	2023年6月21日	(1,214,031)
英ポンド	762,000.00	日本円	121,630,973.00	2023年6月21日	(2,497,595)
英ポンド	490,000.00	日本円	79,623,530.00	2023年6月21日	(196,678)
ユーロ	874,000.00	日本円	121,614,390.00	2023年6月21日	(4,101,733)
ユーロ	2,600,000.00	日本円	361,150,660.00	2023年6月21日	(12,833,231)
ユーロ	1,991,000.00	日本円	284,753,218.00	2023年6月21日	(1,632,139)
ユーロ	381,000.00	日本円	53,876,028.00	2023年6月21日	(926,996)
ユーロ	201,000.00	日本円	28,267,092.00	2023年6月21日	(644,739)
ユーロ	242,000.00	日本円	33,905,289.00	2023年6月21日	(903,980)
為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(47,987,035)

**注記14．先物契約**

2023年3月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い/ (売り)	契約額	未実現評価益 /(評価損)
株価指数にかかる先物契約				日本円	日本円
AMSTERDAM INDEX.EOE	ユーロ	2023年4月	(7)	152,771,980	(3,658,441)
CAC 40.EOP.MONEP	ユーロ	2023年4月	9	94,956,436	1,079,391
DAX INDEX.EUREX	ユーロ	2023年6月	(2)	113,760,202	(2,293,318)
E-MINI S&P500.IMM	米ドル	2023年6月	(2)	54,319,056	(1,745,112)
FTSE INDEX 100.ICE	英ポンド	2023年6月	2	25,108,836	738,041
FTSE/MIB INDEX.MLN	ユーロ	2023年6月	7	134,664,544	4,327,234
HANG SENG INDEX.HK	香港ドル	2023年4月	(1)	17,367,867	(712,319)
IBEX 35.MEFF	ユーロ	2023年4月	10	132,961,763	3,982,186
S+P/TSE60 INDEX.ME	カナダ・ドル	2023年6月	2	47,159,639	(5,238)
SPI 200.SFE	豪ドル	2023年6月	9	143,903,939	3,884,485
SWISS MARKET INDEX.EUREX	スイス・フラン	2023年6月	(14)	222,717,286	(5,912,843)
TOPIX.OSE	日本円	2023年6月	(8)	160,280,000	(3,933,452)
株価指数にかかる先物契約の契約額および未実現純評価損合計				1,299,971,548	(4,249,386)
金利にかかる先物契約				日本円	日本円
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	豪ドル	2023年6月	43	370,617,344	863,874
CANADA GOV BOND.ME	カナダ・ドル	2023年6月	(65)	802,739,416	(10,315,884)
EURO BUND.EURX	ユーロ	2023年6月	(23)	451,135,281	430,790
GILT.ICE	英ポンド	2023年6月	(11)	186,908,535	2,790,054
JAPAN 10YR JGB.OSE	日本円	2023年6月	14	2,073,680,000	31,633,130
JGB MINI.SGX	日本円	2023年6月	(1)	14,782,000	(249,000)
US T-NOTES 10YR.CBT	米ドル	2023年6月	(38)	579,665,347	1,792,129
金利にかかる先物契約の契約額および未実現純評価益合計				4,479,527,923	26,945,093
先物契約にかかる契約額および未実現純評価益合計				5,779,499,471	22,695,707

**注記15．重要事象**

2022年2月24日にロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。ロシアのウクライナ侵攻は、世界経済に重大なリスクをもたらす。これによって生じる地政学的不安定性、金融市場のボラティリティ、インフレおよびロシアへの制裁措置がシリーズ・トラストに与える影響は、未だに未知数である。管理会社、投資運用会社および受託会社は、引き続きその展開を監視し、シリーズ・トラストへの影響を評価する。

**注記16．後発事象**

期末より後にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
---------------------	-----	-------	-----------

---

---

**クラスA 受益証券**

---

---

50円	2023年3月31日	2023年4月3日	2023年4月6日
-----	------------	-----------	-----------

---

---

---

**クラスB 受益証券**

---

---

50円	2023年3月31日	2023年4月3日	2023年4月6日
-----	------------	-----------	-----------

---

期末より後に、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断するその他の重要な事象はなかった。

( ) GW セレクト・ファンド 積極型

貸借対照表

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 純資産計算書

2023年3月31日現在

## GW セレクト・ファンド 積極型

(日本円で表示)

	注記	GW セレクト・ファンド 積極型 日本円
<b>資産</b>		
投資有価証券		
- 取得原価		4,649,353,535
- 時価評価額	2.2	5,131,163,559
現預金		856,153,726
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,13	58,869,236
先物契約にかかる未実現評価益	2.8,14	34,077,269
その他の資産		18,509
<b>資産合計</b>		<b>6,080,282,299</b>
<b>負債</b>		
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,13	94,401,431
先物契約にかかる未実現評価損	2.8,14	26,041,902
未払管理報酬	3.1	4,672,498
未払専門家費用		3,409,188
未払販売報酬	6	2,716,257
未払印刷および公告費		2,218,463
未払販売管理報酬	3.1	747,316
未払弁護士報酬		600,000
未払代行協会員報酬	7	491,460
未払アドバイザリー・フィー	9	303,309
未払管理事務代行報酬	4	294,897
未払保管報酬	5	196,540
未払受託報酬	8	146,904
<b>負債合計</b>		<b>136,240,165</b>
<b>純資産総額</b>		<b>5,944,042,134</b>
<b>純資産額</b>		
クラスA 受益証券	日本円	4,531,093,827
クラスB 受益証券	日本円	1,412,948,307
<b>発行済受益証券口数</b>		
クラスA 受益証券		3,840,522,191
クラスB 受益証券		1,272,672,830
<b>1口当たり純資産価格</b>		
クラスA 受益証券	日本円	1.1798
クラスB 受益証券	日本円	1.1102

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## 損益計算書

## ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書  
2023年3月31日終了年度

## GW セレクト・ファンド 積極型

（日本円で表示）

	注記	GW セレクト・ファンド 積極型 日本円
<b>収益</b>		
受取配当金	2.7	10,362,276
銀行利息		62,030
その他の収益		29,661
<b>収益合計</b>		<b>10,453,967</b>
<b>費用</b>		
管理報酬	3.1	56,372,015
販売報酬	6	32,747,886
販売管理報酬	3.1	9,088,621
代行協会員報酬	7	5,929,301
専門家費用		3,639,014
印刷および公告費		3,613,032
管理事務代行報酬	4	3,557,848
保管報酬	5	2,371,219
弁護士報酬		1,373,614
アドバイザー・フィー	9	1,222,147
銀行利息		1,122,811
受託報酬	8	608,030
取引手数料		228,926
その他の費用		3,021,498
<b>費用合計</b>		<b>124,895,962</b>
<b>投資純損失</b>		<b>(114,441,995)</b>

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書  
2023年3月31日終了年度（続き）

## GW セレクト・ファンド 積極型

（日本円で表示）

	注記	GW セレクト・ファンド 積極型 日本円
<b>投資純損失</b>		(114,441,995)
<b>以下にかかる実現純損益：</b>		
先物契約	2.8	246,658,967
投資有価証券	2.2	196,398,861
為替先渡契約	2.5	191,191,395
外国為替	2.3	(160,750,970)
<b>当期投資純損失および実現純利益</b>		359,056,258
<b>以下にかかる未実現評価損益の純変動：</b>		
為替先渡契約	2.5	5,049,540
先物契約	2.8	(50,993,265)
投資有価証券	2.2	(170,152,199)
<b>運用による純資産の純増加</b>		142,960,334
<b>資本の変動</b>		
受益証券発行手取額		22,281,000
受益証券買戻支払額		(362,762,999)
<b>資本の変動、純額</b>		(340,481,999)
<b>期首現在純資産額</b>		6,141,563,799
<b>期末現在純資産額</b>		5,944,042,134

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

## ニッポン・オフショア・ファンズ

## 統計情報

未監査

	GW セレクト・ファンド 積極型	
	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
<b>期末現在発行済受益証券口数：</b>		
2021年3月31日	4,359,725,517	1,783,469,221
2022年3月31日	4,026,310,496	1,388,946,135
発行受益証券口数	19,840,606	-
買戻受益証券口数	(205,628,911)	(116,273,305)
2023年3月31日	3,840,522,191	1,272,672,830
<b>期末現在純資産総額：</b>		
	日本円	日本円
2021年3月31日	4,877,051,914	1,870,187,342
2022年3月31日	4,631,509,739	1,510,054,060
2023年3月31日	4,531,093,827	1,412,948,307
<b>期末現在1口当たり純資産価格：</b>		
	日本円	日本円
2021年3月31日	1.1187	1.0486
2022年3月31日	1.1503	1.0872
2023年3月31日	1.1798	1.1102

## ニッポン・オフショア・ファンズ

### 財務書類に対する注記

2023年3月31日現在

#### GW セレクト・ファンド 積極型

#### 注記1．活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンプレラ型ユニット・トラストである。

GW セレクト・ファンド 積極型（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書および2006年3月9日、2012年11月20日および2015年7月31日付の補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

#### 受益証券クラス

クラスA受益証券およびクラスB受益証券が発行されている。異なるクラスの受益証券を発行する目的は、申込手数料または条件付後払申込手数料が発生する受益証券を、販売会社が提供できるようにするためである。クラスA受益証券は、購入価格の4%を上限として申込手数料が発生する。

#### 投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、9つの異なる資産（日本株式、海外株式、エマージング株式、世界債券、エマージング債券、ハイイールド債券、リアルアセット、ヘッジファンド（マルチストラテジー）およびDH（Designated Holdings））に国際的に投資することによって、比較的高いリスクをとりつつ、トータル・リターンを達成することを目指すことである。DHには、（a）運用実績および運用手法を考慮して投資運用会社が適切と考える、絶対収益を目指す集団的投資スキームか、または（b）投資運用会社が地域面、産業面または運用手法などから見て魅力的な投資機会と判断するその他集団的投資スキームが含まれる。但し、ファンド・オブ・ヘッジファンズを除く。投資運用会社は上記の資産クラスに対するシリーズ・トラストの資産の最適な配分に関して助言を得るために日興グローバルラップ株式会社を任命した。

9つの異なる資産間におけるシリーズ・トラストの資産配分は、以下の原則に従って、日興グローバルラップ株式会社が考案する。

- ・ リスク許容度が相対的に高い投資ポートフォリオを構築すること。
- ・ 効率的で、長期的に分散化された投資機会を提供すること。
- ・ 世界中の投資機会を利用すること。

---

## 注記2．重要な会計方針

---

### 2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

### 2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- ( a ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。（ A ）（ ）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（ B ）（場合に依り）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- ( b ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。（ ）該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- ( c ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- ( d ) 下記 ( e ) および ( h ) の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- ( e ) 純資産価額もしくは該当する建値が、上記 ( a )、( b )、( c ) もしくは ( d ) に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、( a )、( b )、( c )、( d )、( f ) もしくは ( g ) に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- ( f ) 上記 ( d ) が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。
- ( g ) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- ( h ) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- ( i ) シリーズ・トラストの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、シリーズ・トラストの表示通貨に換算されるものとする。

## 2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

## 2.4 設立費

設立費は、完全に償却されている。

## 2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における純資産計算書の日付現在適用される先物レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

## 2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

## 2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

## 2.8 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。先物契約の価格は、ブルームバーグおよびロイター等の様々な価格提供会社から入手することができる。

---

## 注記3．管理報酬、販売管理報酬および実績報酬

---

### 3.1 管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、下記の料率で管理報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.95%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.798%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.685%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、上記に規定された管理報酬の一部がシリーズ・トラストの資産から日興アセットマネジメント株式会社(以下「サービス支援会社」という。)に支払われることに同意しており、サービス支援会社は、下記の料率でサービス支援報酬を受領する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.060%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.035%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.010%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。サービス支援報酬は、管理事務代行会社からサービス支援会社に直接支払われ、管理会社が受領する管理報酬料率はそれに依りて減少する。

さらに管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社はまた、その委託先および他の関係法人の報酬を支払う責任を負う。

### 3.2 実績報酬

管理会社は受益証券の各クラスおよび各算定期間(以下に定義する。)に関してシリーズ・トラストの資産の中から以下の金額に相当する実績報酬(以下「実績報酬」という。)を受領する権利を有する。

(a) 算定期間が終了した時点における関係する受益証券のクラスに関する受益証券1口当たり総純資産価格(以下に定義する。)が、当該クラス受益証券にかかるハードル・バリュウ、つまり直前の算定期間が終了した時点の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格(最初の算定期間については、受益証券1口当たりの1円の当初購入価格)にハードル・レート(以下に定義する。)に1を加えた数字を乗じた積、を超過した金額の20%に、

(b) 当該算定期間中の各評価日に発行されている当該クラスの受益証券口数を乗じた金額。

実績報酬は評価日ごとに計算し、計上され、3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する3か月間(以下「算定期間」という。)に関して後払いで支払われる。ただし、

(a) 最初の算定期間は受益証券を最初に発行した日から始まり、2006年6月の最終評価日に終了する期間とする。

(b) ある算定期間(以下「前算定期間」という。)に関して実績報酬が支払われていない場合、次の算定期間は前算定期間から始まり、それに続く3月、6月、9月および12月の最終評価日に終了する期間とする。結果として、ひとつの算定期間が3か月間以上に及ぶ場合がある。

- (c) ある算定期間の最終日以外において受益証券の買戻しが行われる場合、当該買戻受益証券に関する実績報酬は、かかる買戻の日が関連の算定期間の最終日であるとみなされ、当該算定期間の最終日に計算され、管理会社に対し支払われる。
- (d) 算定期間中にいずれかのクラスの受益証券に関して分配金が支払われる場合、1口当たりの分配額が1口当たり純資産価格から控除された日に、当該算定期間に関して支払われる実績報酬の計算のために、1口当たりの当該分配金額は、受益証券の当該クラスの関連するハードル・バリューから控除される。
- (e) 管理会社が算定期間の末日以外の日に退任し、または解任された場合、管理会社は当該算定期間が退任または解任の日に終了したものと前記した実績報酬を受領する権利を有するものとする。

実績報酬を計算する上で、受益証券のあるクラスに関する「1口当たり総純資産価格」とは、当該クラスおよび関係する算定期間に関して計上され、または支払うべき実績報酬を足し戻し、また、支払われた分配金を控除した当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格をいう。

いずれかの算定期間に関する「ハードル・レート」は、実績報酬の支払の有無にかかわらず、各算定期間の最初の営業日のルクセンブルグ時間午後2時に管理事務代行会社にて取得可能な(ブルームバーグのTORF3Mページに掲載された)3か月TORF(東京ターム物リスク・フリー・レート)直近レートに等しい。

投資者は、実績報酬の計算方法においては、1口当たり純資産価格の値上り益の20%以上が実績報酬として管理会社に支払われる可能性があることに留意すべきである。

2023年3月31日終了年度について、実績報酬は支払われなかった。

---

#### 注記4．管理事務代行報酬

---

管理事務代行会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

**注記5．保管報酬**

---

保管会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

---

**注記6．販売報酬**

---

販売会社は、日本におけるクラスA受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.60%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.752%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.865%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

販売会社は、日本におけるクラスB受益証券の販売会社としての資格において、シリーズ・トラストの資産から、下記の料率で販売報酬を受領する権利を有する。

- ・ 純資産価額が500億円以下の部分については年率0.40%
- ・ 純資産価額が500億円超1,000億円以下の部分については年率0.552%、および
- ・ 純資産価額が1,000億円超の部分については年率0.665%

かかる報酬は各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

**注記7．代行協会員報酬**

---

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

---

**注記8．受託報酬**

---

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の受託報酬(ただし最大年間報酬額は7,500米ドル)を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

---

**注記9．アドバイザー・フィー**

---

アドバイザー・フィーは、シリーズ・トラストが投資している特定の投資先ファンドのマネージャーに対して支払われる報酬を意味する。

---

**注記10．税金**

---

**ケイマン諸島**

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

**その他の国々**

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

---

**注記11．分配**

---

英文目論見書は、シリーズ・トラストの分配基準日を当初募集期間の終了後5年毎の3月の最終営業日（2011年3月31日付を初回の分配基準日とする）と定義している。次回の分配基準日は2026年3月31日である。

---

**注記12．為替レート**

---

2023年3月31日現在、使用された日本円に対する為替レートは以下のとおりである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	88.9408	ノルウェー・クローネ	12.7836
カナダ・ドル	98.2329	ニュージーランド・ドル	83.2759
スイス・フラン	145.5345	ポーランド・ズロチ	31.0135
ユーロ	144.9175	スウェーデン・クローナ	12.8427
英ポンド	164.6481	トルコ・リラ	6.9362
香港ドル	16.9600	米ドル	133.1349
メキシコ・ペソ	7.3560	南アフリカ・ランド	7.4751

## 注記13．為替先渡契約

2023年3月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					日本円
日本円	90,000,000.00	米ドル	683,137.73	2023年4月28日	583,765
日本円	17,000,000.00	ユーロ	121,096.02	2023年4月28日	505,723
米ドル	2,348,636.44	日本円	310,000,000.00	2023年4月28日	(1,428,167)
日本円	38,993,382.00	豪ドル	448,000.00	2023年6月21日	496,836
日本円	20,452,419.00	豪ドル	234,000.00	2023年6月21日	174,168
日本円	30,682,464.00	豪ドル	348,000.00	2023年6月21日	(7,027)
日本円	253,688,016.00	カナダ・ドル	2,582,326.00	2023年6月21日	(2,739,410)
日本円	26,056,562.00	カナダ・ドル	266,000.00	2023年6月21日	(206,871)
日本円	65,766,623.00	カナダ・ドル	677,000.00	2023年6月21日	23,756
日本円	34,170,804.00	カナダ・ドル	360,000.00	2023年6月21日	813,740
日本円	419,312,111.00	ニュージー ランド・ドル	5,083,324.00	2023年6月21日	(1,053,637)
日本円	46,261,518.00	ニュージー ランド・ドル	561,000.00	2023年6月21日	(102,154)
日本円	30,475,852.00	ニュージー ランド・ドル	376,000.00	2023年6月21日	461,618
日本円	20,369,425.00	ニュージー ランド・ドル	255,000.00	2023年6月21日	612,104
日本円	269,899,220.00	ノルウェー ・クローネ	21,178,094.00	2023年6月21日	(1,414,706)
日本円	35,239,341.00	ノルウェー ・クローネ	2,764,000.00	2023年6月21日	(198,832)
日本円	33,027,309.00	ノルウェー ・クローネ	2,708,000.00	2023年6月21日	1,303,262
日本円	29,093,649.00	ノルウェー ・クローネ	2,407,000.00	2023年6月21日	1,421,005
日本円	89,669,535.00	スウェーデン ・クローナ	7,081,000.00	2023年6月21日	551,188
日本円	74,464,987.00	スウェーデン ・クローナ	5,999,000.00	2023年6月21日	1,969,714
日本円	32,892,955.00	スウェーデン ・クローナ	2,653,000.00	2023年6月21日	909,556
日本円	26,636,557.00	スイス・フラン	184,000.00	2023年6月21日	46,194
日本円	44,740,153.00	スイス・フラン	307,000.00	2023年6月21日	(220,562)
日本円	16,210,516.00	スイス・フラン	113,000.00	2023年6月21日	176,174
日本円	34,361,064.00	スイス・フラン	240,000.00	2023年6月21日	442,525
日本円	49,579,822.00	英ポンド	309,000.00	2023年6月21日	755,778
日本円	42,330,437.00	英ポンド	265,000.00	2023年6月21日	837,634
日本円	92,686,522.00	英ポンド	585,000.00	2023年6月21日	2,609,032
日本円	258,367,275.00	英ポンド	1,613,000.00	2023年6月21日	4,387,818
日本円	47,207,708.00	英ポンド	296,000.00	2023年6月21日	1,010,213
日本円	89,771,304.00	英ポンド	560,000.00	2023年6月21日	1,451,791
日本円	1,015,731,212.00	米ドル	7,539,483.00	2023年6月21日	(24,032,153)
日本円	96,205,074.00	米ドル	714,000.00	2023年6月21日	(2,289,732)
日本円	31,060,035.00	米ドル	237,000.00	2023年6月21日	113,545
日本円	20,173,606.00	米ドル	155,000.00	2023年6月21日	214,178
日本円	281,472,628.00	ユーロ	1,965,879.00	2023年6月21日	1,299,325
日本円	209,993,852.00	ユーロ	1,474,000.00	2023年6月21日	2,026,246

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	209,086,485.00	ユーロ	1,461,000.00	2023年6月21日	1,063,694
日本円	63,351,076.00	ユーロ	457,000.00	2023年6月21日	2,383,784
日本円	233,357,608.00	ユーロ	1,674,000.00	2023年6月21日	7,430,482
日本円	230,821,063.00	ユーロ	1,638,000.00	2023年6月21日	4,788,788
日本円	175,452,616.00	ユーロ	1,237,000.00	2023年6月21日	2,477,412
日本円	74,566,866.00	ユーロ	530,000.00	2023年6月21日	1,668,311
日本円	133,611,249.00	ユーロ	939,000.00	2023年6月21日	1,454,471
日本円	119,244,440.00	ユーロ	830,000.00	2023年6月21日	142,725
米ドル	110,000.00	日本円	14,461,810.00	2023年6月21日	(6,940)
米ドル	359,000.00	日本円	47,623,145.00	2023年6月21日	402,406
米ドル	86,000.00	日本円	11,188,170.00	2023年6月21日	(123,762)
米ドル	53,000.00	日本円	6,868,800.00	2023年6月21日	(102,506)
豪ドル	7,844,051.00	日本円	701,915,490.00	2023年6月21日	10,479,582
豪ドル	353,000.00	日本円	31,064,317.00	2023年6月21日	(51,859)
豪ドル	886,000.00	日本円	78,354,384.00	2023年6月21日	255,426
カナダ・ドル	298,000.00	日本円	28,649,273.00	2023年6月21日	(310,155)
カナダ・ドル	1,037,000.00	日本円	99,698,528.00	2023年6月21日	(1,076,395)
カナダ・ドル	466,000.00	日本円	44,658,923.00	2023年6月21日	(626,626)
カナダ・ドル	288,000.00	日本円	27,317,232.00	2023年6月21日	(670,403)
カナダ・ドル	320,000.00	日本円	30,465,600.00	2023年6月21日	(631,772)
ニュージーランド・ドル	305,000.00	日本円	25,168,173.00	2023年6月21日	72,619
ニュージーランド・ドル	411,000.00	日本円	33,012,711.00	2023年6月21日	(804,577)
ニュージーランド・ドル	323,000.00	日本円	26,291,166.00	2023年6月21日	(285,437)
ニュージーランド・ドル	278,000.00	日本円	22,636,845.00	2023年6月21日	(237,135)
ノルウェー・クローネ	1,848,000.00	日本円	23,104,804.00	2023年6月21日	(323,148)
ノルウェー・クローネ	3,436,000.00	日本円	43,159,252.00	2023年6月21日	(400,512)
ノルウェー・クローネ	2,701,000.00	日本円	34,136,048.00	2023年6月21日	(105,781)
ノルウェー・クローネ	5,334,000.00	日本円	66,006,649.00	2023年6月21日	(1,614,941)
ノルウェー・クローネ	2,034,000.00	日本円	24,912,228.00	2023年6月21日	(873,732)
ノルウェー・クローネ	3,656,000.00	日本円	45,714,989.00	2023年6月21日	(633,817)
ノルウェー・クローネ	1,085,000.00	日本円	13,690,530.00	2023年6月21日	(64,517)
スウェーデン・クローナ	2,150,000.00	日本円	27,121,605.00	2023年6月21日	(272,062)
スウェーデン・クローナ	27,855,709.00	日本円	352,916,512.00	2023年6月21日	(1,999,775)
スウェーデン・クローナ	2,391,000.00	日本円	30,365,460.00	2023年6月21日	(98,846)
スウェーデン・クローナ	3,309,000.00	日本円	40,954,831.00	2023年6月21日	(1,205,933)
スウェーデン・クローナ	846,000.00	日本円	10,727,703.00	2023年6月21日	(51,386)
スウェーデン・クローナ	3,433,000.00	日本円	43,516,021.00	2023年6月21日	(224,657)

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
スウェーデン ・クローナ	2,840,000.00	日本円	35,821,772.00	2023年6月21日	(363,351)
スイス・フラン	4,917,563.00	日本円	712,543,273.00	2023年6月21日	(576,911)
スイス・フラン	314,000.00	日本円	45,150,625.00	2023年6月21日	(384,071)
スイス・フラン	211,000.00	日本円	29,949,804.00	2023年6月21日	(648,351)
スイス・フラン	520,000.00	日本円	73,791,692.00	2023年6月21日	(1,616,085)
スイス・フラン	208,000.00	日本円	30,118,400.00	2023年6月21日	(44,710)
英ポンド	648,000.00	日本円	103,434,213.00	2023年6月21日	(2,123,939)
英ポンド	379,000.00	日本円	60,596,756.00	2023年6月21日	(1,141,731)
英ポンド	388,000.00	日本円	61,102,783.00	2023年6月21日	(2,101,790)
英ポンド	3,621,336.00	日本円	579,366,718.00	2023年6月21日	(10,543,064)
英ポンド	809,000.00	日本円	130,827,273.00	2023年6月21日	(957,519)
英ポンド	602,000.00	日本円	95,471,180.00	2023年6月21日	(2,593,647)
英ポンド	666,000.00	日本円	106,061,365.00	2023年6月21日	(2,428,958)
英ポンド	455,000.00	日本円	73,936,135.00	2023年6月21日	(182,629)
ユーロ	211,000.00	日本円	29,562,049.00	2023年6月21日	(788,182)
ユーロ	1,778,000.00	日本円	254,289,915.00	2023年6月21日	(1,457,530)
ユーロ	337,000.00	日本円	47,654,125.00	2023年6月21日	(819,940)
ユーロ	2,310,000.00	日本円	320,868,471.00	2023年6月21日	(11,401,832)
ユーロ	177,000.00	日本円	24,891,917.00	2023年6月21日	(567,755)
ユーロ	782,000.00	日本円	108,812,875.00	2023年6月21日	(3,669,972)
日本円	1,758,708.00	ノルウェー ・クローネ	138,000.00	2023年6月21日	(9,219)
日本円	7,436,967.00	スウェーデン ・クローナ	587,000.00	2023年6月21日	42,141
日本円	22,748,929.00	スイス・フラン	157,000.00	2023年6月21日	18,419
日本円	33,597,272.00	英ポンド	210,000.00	2023年6月21日	611,388
日本円	147,520,152.00	米ドル	1,095,000.00	2023年6月21日	(3,490,320)
日本円	82,471,115.00	ユーロ	576,000.00	2023年6月21日	380,700
為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(35,532,195)

**注記14．先物契約**

2023年3月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数 買い/ (売り)	契約額	未実現評価益 /(評価損)
株価指数にかかる先物契約				日本円	日本円
AMSTERDAM INDEX.EOE	ユーロ	2023年4月	(5)	109,122,843	(2,158,545)
CAC 40.EOP.MONEP	ユーロ	2023年4月	10	105,507,151	1,770,517
DAX INDEX.EUREX	ユーロ	2023年6月	(2)	113,760,202	(3,961,680)
E-MINI S&P500.IMM	米ドル	2023年6月	5	135,797,640	5,291,972
EURO STOXX 50 INDEX.EURX	ユーロ	2023年6月	2	12,274,508	610,102
FTSE INDEX 100.ICE	英ポンド	2023年6月	4	50,217,673	862,964
FTSE/MIB INDEX.MLN	ユーロ	2023年6月	6	115,426,752	3,777,272
HANG SENG INDEX.HK	香港ドル	2023年4月	(1)	17,367,867	(712,319)
IBEX 35.MEFF	ユーロ	2023年4月	9	119,665,586	3,656,480
OMXS30.OMX	スウェーデン ・クローナ	2023年4月	4	11,250,231	322,352
S+P/TSE60 INDEX.ME	カナダ・ドル	2023年6月	1	23,579,819	(2,618)
SPI 200.SFE	豪ドル	2023年6月	8	127,914,612	3,443,487
SWISS MARKET INDEX.EUREX	スイス・フラン	2023年6月	(10)	159,083,776	(3,125,297)
TOPIX.OSE	日本円	2023年6月	8	160,280,000	(6,437,381)
株価指数にかかる先物契約の契約額および未実現純評価益合計				1,261,248,660	3,337,306
金利にかかる先物契約				日本円	日本円
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	豪ドル	2023年6月	37	318,952,099	797,835
CANADA GOV BOND.ME	カナダ・ドル	2023年6月	(57)	703,940,718	(9,644,062)
EURO BUND.EURX	ユーロ	2023年6月	(20)	392,291,549	1,032,878
GILT.ICE	英ポンド	2023年6月	(10)	169,916,850	2,695,437
JAPAN 10YR JGB.OSE	日本円	2023年6月	5	740,600,000	8,198,460
US T-NOTES 10YR.CBT	米ドル	2023年6月	(33)	503,393,591	1,617,513
金利にかかる先物契約の契約額および未実現純評価益合計				2,829,094,807	4,698,061
先物契約にかかる契約額および未実現純評価益合計				4,090,343,467	8,035,367

**注記15．重要事象**

2022年2月24日にロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。ロシアのウクライナ侵攻は、世界経済に重大なリスクをもたらす。これによって生じる地政学的不安定性、金融市場のボラティリティ、インフレおよびロシアへの制裁措置がシリーズ・トラストに与える影響は、未だに未知数である。管理会社、投資運用会社および受託会社は、引き続きその展開を監視し、シリーズ・トラストへの影響を評価する。

**注記16．後発事象**

期末より後に、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断するその他の重要な事象はなかった。

[次へ](#)

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of net assets as at March 31, 2023

## GW Select Fund Moderate Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Moderate Type JPY
<b>Assets</b>		
Investments		
At cost		5,598,716,160
At market value	2.2	5,807,816,578
Cash at bank		928,667,872
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	65,237,146
Unrealised appreciation on futures contracts	2.8, 14	51,521,314
<b>Total assets</b>		<b>6,853,242,910</b>
<b>Liabilities</b>		
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	113,224,181
Unrealised depreciation on futures contracts	2.8, 14	28,825,607
Redemptions payable		7,700,352
Manager fees payable	3.1	5,291,784
Professional expenses payable		3,409,188
Distributor fees payable	6	3,041,538
Printing and publishing expenses payable		2,205,349
Marketing fees payable	3.1	957,467
Legal expenses payable		600,000
Agent Company fees payable	7	556,604
Administrator fees payable	4	333,989
Advisory fees payable	9	258,813
Custodian fees payable	5	222,589
Trustee fees payable	8	166,664
Other liabilities		43,085
<b>Total liabilities</b>		<b>166,837,210</b>
<b>Total net assets</b>		<b>6,686,405,700</b>
<b>Net assets</b>		
Class A Units	JPY	4,896,992,655
Class B Units	JPY	1,789,413,045
<b>Number of units outstanding</b>		
Class A Units		5,355,342,507
Class B Units		2,105,315,435
<b>Net asset value per unit</b>		
Class A Units	JPY	0.9144
Class B Units	JPY	0.8500

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2023

## GW Select Fund Moderate Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Moderate Type JPY
<b>Income</b>		
Dividend income	2.7	32,035,380
Bank interest		3,822
Other income		36,038
<b>Total income</b>		<b>32,075,240</b>
<b>Expenses</b>		
Manager fees	3.1	64,616,005
Distributor fees	6	37,078,667
Marketing fees	3.1	11,883,799
Agent Company fees	7	6,796,428
Administrator fees	4	4,078,205
Professional expenses		3,776,091
Printing and publishing expenses		3,587,018
Custodian fees	5	2,718,007
Legal expenses		1,302,151
Advisory fees	9	1,044,423
Trustee fees	8	697,767
Bank interest		427,001
Transaction fees		142,500
Other expenses		3,906,634
<b>Total expenses</b>		<b>142,054,696</b>
<b>Net investment loss</b>		<b>(109,979,456)</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2023 (continued)

GW Select Fund Moderate Type		(Expressed in Japanese Yen)
	Notes	GW Select Fund Moderate Type JPY
<b>Net investment loss</b>		(109,979,456)
<b>Net realised</b>		
Gain on futures contracts	2.8	222,311,351
Gain on forward foreign exchange contracts	2.5	189,320,574
Gain on investments	2.2	110,837,780
Loss on foreign exchange	2.3	(196,203,956)
<b>Net investment loss and net realised gain for the year</b>		216,286,293
<b>Net change in unrealised</b>		
Appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5	29,683,479
Appreciation on futures contracts	2.8	27,882,351
Depreciation on investments	2.2	(240,258,639)
<b>Net increase in net assets as result of operations</b>		33,593,484
<b>Movement in capital</b>		
Subscriptions of units		1,682,199
Redemptions of units		(462,270,487)
<b>Net movement in capital</b>		(460,588,288)
<b>Distribution</b>	11	(78,571,214)
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		7,191,971,718
<b>Net assets at the end of the year</b>		6,686,405,700

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statistical information	UNAUDITED	
	GW Select Fund Moderate Type	
	Class A Units	Class B Units
<b>Number of units outstanding at the end of the year</b>		
March 31, 2021	6,047,949,078	2,593,459,435
March 31, 2022	5,652,700,547	2,335,715,435
number of units issued	1,862,076	-
number of units redeemed	(299,220,116)	(230,400,000)
March 31, 2023	5,355,342,507	2,105,315,435
<b>Total net assets at the end of the year</b>		
	JPY	JPY
March 31, 2021	5,628,990,419	2,266,789,464
March 31, 2022	5,188,768,614	2,003,203,104
March 31, 2023	4,896,992,655	1,789,413,045
<b>Net asset value per unit at the end of the year</b>		
	JPY	JPY
March 31, 2021	0.9307	0.8740
March 31, 2022	0.9179	0.8576
March 31, 2023	0.9144	0.8500

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Moderate Type****Note 1 - Activity and objectives**

**NIPPON OFFSHORE FUNDS** (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

**GW Select Fund Moderate Type** (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and Supplemental Trust Deeds dated March 9, 2006, November 20, 2012 and July 31, 2015, all between FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

**Classes of units**

Class A Units and Class B Units are available for issue. The purpose of issuing units in different classes is to enable the Distributor to offer interests in units that are subject to an initial charge or a contingent deferred sales charge. Interests in Class A Units are subject to an initial charge of up to 4% of the purchase price.

**Investment objective and policies**

The investment objective of the Series Trust is to seek to achieve total return by managing risk through international investment in nine different asset classes; Japan Equity, Global Equity, Emerging Markets Equity, Global Fixed Income, Emerging Markets Fixed Income, High Yield Fixed Income, Real Asset, Hedge Fund (Multi Strategy) and Designated Holdings. Designated Holdings include other collective investment schemes (excluding fund-of-hedge funds) which either (a) seeks to deliver absolute returns which the Investment Manager deems appropriate having regard to the track record and investment approach of such schemes or (b) the Investment Manager considers to be a relatively attractive investment opportunity having regard to factors such as the geographic focus, industry focus or the general investment approach of such schemes. The Investment Manager has appointed Nikko Global Wrap Ltd. to advise it on the optimal allocation of the Series Trust’s assets between such asset classes.

Allocation of the Series Trust’s assets among the nine different asset classes is recommended by Nikko Global Wrap Ltd. according to the following basic principles :

- structure an appropriate investment portfolio to correspond with a relatively low risk tolerance;
- offer efficient long-term and diversified investment opportunities;
- leverage international investment opportunities.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Moderate Type****Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**2.2 - Valuation of investments in securities and other assets**

- (a) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of equities (including interests in closed-ended collective investment schemes and exchange traded funds) quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to: (A) (i) where the relevant securities market is in Asia, Oceania or Americas, the closing price, or ( ) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price, on the principal stock exchange or securities market for such equities, or (B) if no closing price or opening price (as the case may be) is available, the last available closing price on the principal stock exchange or securities market for such equities, or otherwise as determined by the Manager and the Trustee, the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such equities; at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (b) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of futures and options contracts quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to (i) where the relevant securities market is in Americas, the last settlement price on the last trading day before the relevant Valuation Day, or ( ) where the relevant securities market is in Asia or Oceania, the last settlement price at or immediately preceding the Valuation Point, or ( ) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (c) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of debt instruments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to the last available bid price at the Valuation Point;
- (d) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, the value of each interest in any collective investment scheme which is not quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (e) If no net asset value or the relevant price quotations are available as provided in paragraphs (a), (b), (c) or (d) above, or if the relevant Investment is not an Investment described in paragraphs (a), (b), (c), (d), (f) or (g), the value of the relevant Investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2023)

## GW Select Fund Moderate Type

## Note 2 - Significant accounting policies (continued)

## 2.2 - Valuation of investments in securities and other assets (continued)

- (f) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (d) above applies, the value of any Investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the estimated fair market value as determined in good faith by the Manager or by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such Investment;
- (g) The value of any cash in hand and accounts receivable, prepaid expenses and cash dividends accrued and not yet received shall be the full amount thereof, unless it is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be derived after making such discounts as the Manager may consider appropriate to reflect the fair value thereof;
- (h) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any Investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the Investment; and
- (i) The value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which the Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of the Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Administrator shall deem appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

## 2.3 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in the net change in unrealised on appreciation / depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into account into the statement of operations and changes in net assets.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Moderate Type****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.4 - Formation expenses**

Formation expenses have been fully amortised.

**2.5 - Forward foreign exchange contracts**

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

**2.6 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**2.7 - Dividend income**

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

**2.8 - Futures contracts**

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded. Futures contracts prices are available through various pricing providers such as Bloomberg and Reuters.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Moderate Type****Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees****3.1 - Manager and Marketing fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of :

- 0.95% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.798% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.685% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager has agreed that a portion of the management fee set out above is paid out of the assets of the Series Trust to Nikko Asset Management Co. Ltd, (the "Service Adviser") so that the Service Adviser receives a service advisory fee at the rate of :

- 0.060% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.035% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.010% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The service advisory fee is paid directly by the Administrator to the Service Adviser and the rate of the management fee to be received by the Manager is reduced accordingly.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64% per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of any of its delegates or other parties.

**3.2 - Performance fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a performance fee (the "Performance Fee") in respect of each class of units and in respect of each Determination Period (as defined below) equal to:

- (a) 20% of the amount by which the Gross Net Asset Value per Unit (as defined below) in respect of the relevant class of units at the end of the relevant Determination Period exceeds the Hurdle Value in respect of such class of units which is the product of the net asset value per unit of such class at the end of the immediately preceding Determination Period (or, in respect of the first Determination Period, the initial purchase price of JPY 1 per unit) multiplied by the sum of one plus the Hurdle Rate (as defined below); and
- (b) multiplied by the number of units of such class in issue on each valuation day during such Determination Period.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2023)

## GW Select Fund Moderate Type

## Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)

## 3.2 - Performance fees (continued)

The Performance Fee is calculated and accrued as at each valuation day and payable in arrears in respect of a period of three months ending on the last valuation day of each March, June, September and December (a "Determination Period"), provided however that :

- (a) the first Determination Period was the period commencing on the date the units were first issued and ending on the last valuation day of June 2006;
- (b) in the event that no Performance Fee is paid in respect of a Determination Period (the "Prior Determination Period"), the following Determination Period will be the period from the beginning of the Prior Determination Period to the following last valuation day of March, June, September and December. Consequently, a Determination Period may cover more than a period of three months;
- (c) in the event of any redemptions of any units other than at the end of a Determination Period, the Performance Fee in respect of such units being redeemed will be calculated and paid to the Manager at the end of such Determination Period as though the date of such redemption was the end of such Determination Period;
- (d) in the event that any distribution is made in respect of any class of units during a Determination Period, the amount of such distribution per unit of the relevant class will be deducted from the Hurdle Value in respect of such class of units as at the date when the amount of such distribution is deducted from the Net Asset Value per unit of such class for the purposes of calculating the Performance Fee payable in respect of such Determination Period; and
- (e) in the event that the Manager retires or is removed as the manager of the Trust at a date other than the end of a Determination Period, the Manager will be entitled to a Performance Fee as aforesaid as if such Determination Period ended on the date of any such retirement or removal.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Moderate Type****Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees (continued)**

The "Gross Net Asset Value per Unit" in respect of a class of units, for the purposes of calculating the Performance Fee, means the Net Asset Value per unit of such class after adding back any Performance Fee accrued or payable, and deducting any distribution made, in respect of each unit of such class and in respect of the Determination Period concerned.

The "Hurdle Rate", in respect of any Determination Period, is equal to the latest three month TORF (Tokyo Term Risk Free Rate) (as published on Bloomberg page TORF3M) which the Administrator can obtain at 2:00 p.m. (Luxembourg time) on the first Business Day of each relevant Determination Period irrespective of whether a Performance Fee is paid or not.

Investors should be aware that the methodology for calculating the Performance Fee may result in more than 20% of any appreciation in the Net Asset Value being paid to the Manager as a Performance Fee.

For the year ended March 31, 2023, no performance fees were paid.

**Note 4 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 5 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Moderate Type****Note 6 - Distributor fees**

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class A Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.60% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.752% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.865% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000 accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class B Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.40% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.552% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.665% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000 accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 7 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value accrued and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 8 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

**Note 9 - Advisory fees**

The Advisory fee represents fees paid to the manager of certain underlying funds in which the Series Trust is investing.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2023)

## GW Select Fund Moderate Type

## Note 10 - Taxation

## Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

## Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

## Note 11 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ending March 31, 2023 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Class A Units			
JPY 50	31/03/2022	01/04/2022	06/04/2022
JPY 50	30/09/2022	03/10/2022	06/10/2022
Class B Units			
JPY 50	31/03/2022	01/04/2022	06/04/2022
JPY 50	30/09/2022	03/10/2022	06/10/2022

## Note 12 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at March 31, 2023 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	88.9408	HKD	16.9600
CAD	98.2329	NOK	12.7836
CHF	145.5345	NZD	83.2759
EUR	144.9175	SEK	12.8427
GBP	164.6481	USD	133.1349

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2023)

## GW Select Fund Moderate Type

## Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at March 31, 2023, the following forward foreign exchange contracts were open:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	110,000,000.00	USD	834,946.12	28/04/23	713,491
JPY	63,000,000.00	USD	477,303.54	28/04/23	290,241
EUR	2,920,550.97	JPY	410,000,000.00	28/04/23	(12,196,835)
JPY	30,811,735.00	AUD	354,000.00	21/06/23	392,589
JPY	31,287,087.00	AUD	358,000.00	21/06/23	269,828
JPY	35,355,368.00	AUD	401,000.00	21/06/23	(8,097)
JPY	285,584,323.00	CAD	2,907,003.00	21/06/23	(3,083,836)
JPY	27,330,003.00	CAD	279,000.00	21/06/23	(216,982)
JPY	75,772,476.00	CAD	780,000.00	21/06/23	27,370
JPY	39,960,856.00	CAD	421,000.00	21/06/23	951,625
JPY	471,182,902.00	NZD	5,712,154.00	21/06/23	(1,183,977)
JPY	49,642,485.00	NZD	602,000.00	21/06/23	(109,620)
JPY	38,905,344.00	NZD	480,000.00	21/06/23	589,299
JPY	24,682,950.00	NZD	309,000.00	21/06/23	741,726
JPY	303,264,519.00	NOK	23,796,158.00	21/06/23	(1,589,594)
JPY	38,095,207.00	NOK	2,988,000.00	21/06/23	(214,946)
JPY	39,479,099.00	NOK	3,237,000.00	21/06/23	1,557,850
JPY	31,861,595.00	NOK	2,636,000.00	21/06/23	1,556,198
JPY	101,459,160.00	SEK	8,012,000.00	21/06/23	623,658
JPY	81,887,901.00	SEK	6,597,000.00	21/06/23	2,166,062
JPY	36,352,108.00	SEK	2,932,000.00	21/06/23	1,005,209
JPY	30,545,182.00	CHF	211,000.00	21/06/23	52,973
JPY	50,132,289.00	CHF	344,000.00	21/06/23	(247,144)
JPY	21,661,840.00	CHF	151,000.00	21/06/23	235,418
JPY	45,528,409.00	CHF	318,000.00	21/06/23	586,347
JPY	56,960,637.00	GBP	355,000.00	21/06/23	868,289
JPY	48,719,937.00	GBP	305,000.00	21/06/23	964,070
JPY	99,499,378.00	GBP	628,000.00	21/06/23	2,800,807
JPY	292,645,388.00	GBP	1,827,000.00	21/06/23	4,969,959
JPY	53,906,099.00	GBP	338,000.00	21/06/23	1,153,554
JPY	102,916,387.00	GBP	642,000.00	21/06/23	1,664,375
JPY	1,139,670,639.00	USD	8,459,450.00	21/06/23	(26,964,555)
JPY	104,154,793.00	USD	773,000.00	21/06/23	(2,478,939)
JPY	45,607,140.00	USD	348,000.00	21/06/23	166,724
JPY	17,700,712.00	USD	136,000.00	21/06/23	187,924
JPY	12,415,122.00	USD	95,000.00	21/06/23	80,616
JPY	315,106,239.00	EUR	2,200,785.00	21/06/23	1,454,583
JPY	234,925,279.00	EUR	1,649,000.00	21/06/23	2,266,812
JPY	238,138,201.00	EUR	1,664,000.00	21/06/23	1,211,489
JPY	71,391,257.00	EUR	515,000.00	21/06/23	2,686,321
JPY	268,765,513.00	EUR	1,928,000.00	21/06/23	8,557,926
JPY	265,909,246.00	EUR	1,887,000.00	21/06/23	5,516,755
JPY	193,465,940.00	EUR	1,364,000.00	21/06/23	2,731,763
JPY	87,651,240.00	EUR	623,000.00	21/06/23	1,961,054
JPY	148,978,677.00	EUR	1,047,000.00	21/06/23	1,621,759

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2023)

## GW Select Fund Moderate Type

## Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at March 31, 2023, the following forward foreign exchange contracts were open (continued):

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	132,749,232.00	EUR	924,000.00	21/06/23	158,889
USD	330,000.00	JPY	43,776,150.00	21/06/23	369,900
USD	125,000.00	JPY	16,433,875.00	21/06/23	(7,886)
USD	122,000.00	JPY	15,811,200.00	21/06/23	(235,959)
AUD	8,784,072.00	JPY	786,032,142.00	21/06/23	11,735,443
AUD	384,000.00	JPY	33,792,345.00	21/06/23	(56,413)
AUD	966,000.00	JPY	85,429,272.00	21/06/23	278,489
AUD	131,000.00	JPY	11,390,423.00	21/06/23	(156,939)
CAD	1,160,000.00	JPY	111,523,908.00	21/06/23	(1,204,068)
CAD	525,000.00	JPY	50,313,165.00	21/06/23	(705,962)
CAD	327,000.00	JPY	31,437,289.00	21/06/23	(340,338)
CAD	308,000.00	JPY	29,214,262.00	21/06/23	(716,959)
CAD	377,000.00	JPY	35,892,285.00	21/06/23	(744,307)
NZD	427,000.00	JPY	34,756,433.00	21/06/23	(377,343)
NZD	293,000.00	JPY	24,177,949.00	21/06/23	69,761
NZD	410,000.00	JPY	32,932,389.00	21/06/23	(802,618)
NZD	322,000.00	JPY	26,219,655.00	21/06/23	(274,668)
NOK	3,848,000.00	JPY	48,334,343.00	21/06/23	(448,536)
NOK	2,117,000.00	JPY	26,468,004.00	21/06/23	(370,186)
NOK	2,824,000.00	JPY	35,690,559.00	21/06/23	(110,598)
NOK	6,042,000.00	JPY	74,767,937.00	21/06/23	(1,829,297)
NOK	2,126,000.00	JPY	26,039,035.00	21/06/23	(913,252)
NOK	4,161,000.00	JPY	52,029,560.00	21/06/23	(721,365)
NOK	1,346,000.00	JPY	16,983,828.00	21/06/23	(80,037)
SEK	31,253,064.00	JPY	395,959,131.00	21/06/23	(2,243,673)
SEK	2,883,000.00	JPY	36,613,811.00	21/06/23	(119,185)
SEK	3,665,000.00	JPY	45,360,972.00	21/06/23	(1,335,674)
SEK	2,436,000.00	JPY	30,729,409.00	21/06/23	(308,252)
SEK	1,326,000.00	JPY	16,814,343.00	21/06/23	(80,541)
SEK	3,642,000.00	JPY	46,165,263.00	21/06/23	(238,334)
SEK	3,212,000.00	JPY	40,513,919.00	21/06/23	(410,945)
CHF	5,506,273.00	JPY	797,845,962.00	21/06/23	(645,977)
CHF	441,000.00	JPY	63,412,183.00	21/06/23	(539,412)
CHF	302,000.00	JPY	42,866,544.00	21/06/23	(927,972)
CHF	595,000.00	JPY	84,434,724.00	21/06/23	(1,849,175)
CHF	234,000.00	JPY	33,883,200.00	21/06/23	(50,299)
GBP	4,059,693.00	JPY	649,498,144.00	21/06/23	(11,819,285)
GBP	949,000.00	JPY	153,467,345.00	21/06/23	(1,123,221)
GBP	424,000.00	JPY	66,772,113.00	21/06/23	(2,296,801)
GBP	716,000.00	JPY	113,550,440.00	21/06/23	(3,084,803)
GBP	770,000.00	JPY	122,623,501.00	21/06/23	(2,808,254)
GBP	403,000.00	JPY	64,434,017.00	21/06/23	(1,214,031)
GBP	762,000.00	JPY	121,630,973.00	21/06/23	(2,497,595)
GBP	490,000.00	JPY	79,623,530.00	21/06/23	(196,678)
EUR	874,000.00	JPY	121,614,390.00	21/06/23	(4,101,733)
EUR	2,600,000.00	JPY	361,150,660.00	21/06/23	(12,833,231)
EUR	1,991,000.00	JPY	284,753,218.00	21/06/23	(1,632,139)

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2023)

## GW Select Fund Moderate Type

## Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at March 31, 2023, the following forward foreign exchange contracts were open (continued):

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
EUR	381,000.00	JPY	53,876,028.00	21/06/23	(926,996)
EUR	201,000.00	JPY	28,267,092.00	21/06/23	(644,739)
EUR	242,000.00	JPY	33,905,289.00	21/06/23	(903,980)
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts					(47,987,035)

## Note 14 - Futures contracts

As at March 31, 2023, the following futures contracts were outstanding:

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts bought/ (sold)	Commitments	Unrealised appreciation/ (depreciation)
				JPY	JPY
Futures on stock indices				JPY	JPY
AMSTERDAM INDEX.EOE	EUR	April 2023	(7)	152,771,980	(3,658,441)
CAC 40.EOP MONEP	EUR	April 2023	9	94,956,436	1,079,391
DAX INDEX.EUREX	EUR	June 2023	(2)	113,760,202	(2,293,318)
E-MINI S&P500.IMM	USD	June 2023	(2)	54,319,056	(1,745,112)
FTSE INDEX 100.ICE	GBP	June 2023	2	25,108,836	738,041
FTSE/MIB INDEX.MLN	EUR	June 2023	7	134,664,544	4,327,234
HANG SENG INDEX.HK	HKD	April 2023	(1)	17,367,867	(712,319)
IBEX 35.MEFF	EUR	April 2023	10	132,961,763	3,982,186
S+P/TSE60 INDEX.ME	CAD	June 2023	2	47,159,639	(5,238)
SPI 200.SFE	AUD	June 2023	9	143,903,939	3,884,485
SWISS MARKET INDEX.EUREX	CHF	June 2023	(14)	222,717,286	(5,912,843)
TOPIX.OSE	JPY	June 2023	(8)	160,280,000	(3,933,452)
Total commitments and net unrealised depreciation on futures contracts on stock indices				1,299,971,548	(4,249,386)
Futures contracts on interest rates				JPY	JPY
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	AUD	June 2023	43	370,617,344	863,874
CANADA GOV BOND.ME	CAD	June 2023	(65)	802,739,416	(10,315,884)
EURO BUND.EURX	EUR	June 2023	(23)	451,135,281	430,790
GILT.ICE	GBP	June 2023	(11)	186,908,535	2,790,054
JAPAN 10YR JGB.OSE	JPY	June 2023	14	2,073,680,000	31,633,130
JGB MINI.SGX	JPY	June 2023	(1)	14,782,000	(249,000)
US T-NOTES 10YR.CBT	USD	June 2023	(38)	579,665,347	1,792,129
Total commitments and net unrealised appreciation on futures contracts on interest rates				4,479,527,923	26,945,093
Total commitments and net unrealised appreciation on futures contracts				5,779,499,471	22,695,707

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2023)

## GW Select Fund Moderate Type

## Note 15 - Significant Event

On February 24, 2022, Russia launched a military invasion into Ukraine. Russia's invasion of Ukraine carries significant risks for the world economy. The impact on the Fund of the consequential geo-political instability, financial market volatility, inflation and imposition of sanctions on Russia remains unknown. The Manager, Investment Manager and Trustee will continue to monitor the development and evaluate its impact on the Fund.

## Note 16 - Subsequent event

Distributions made by the Series Trust after the year-end are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Class A Units			
JPY 50	31/03/2023	03/04/2023	06/04/2023
Class B Units			
JPY 50	31/03/2023	03/04/2023	06/04/2023

There have been no other significant events after year-end which, in the opinion of the Trustee and of the Manager, require disclosure in the present financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of net assets as at March 31, 2023

## GW Select Fund Aggressive Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Aggressive Type JPY
<b>Assets</b>		
Investments		
At cost		4,649,353,535
At market value	2.2	5,131,163,559
Cash at bank		856,153,726
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	58,869,236
Unrealised appreciation on futures contracts	2.8, 14	34,077,269
Other assets		18,509
<b>Total assets</b>		<b>6,080,282,299</b>
<b>Liabilities</b>		
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	94,401,431
Unrealised depreciation on futures contracts	2.8, 14	26,041,902
Manager fees payable	3.1	4,672,498
Professional expenses payable		3,409,188
Distributor fees payable	6	2,716,257
Printing and publishing expenses payable		2,218,463
Marketing fees payable	3.1	747,316
Legal expenses payable		600,000
Agent Company fees payable	7	491,460
Advisory fees payable	9	303,309
Administrator fees payable	4	294,897
Custodian fees payable	5	196,540
Trustee fees payable	8	146,904
<b>Total liabilities</b>		<b>136,240,165</b>
<b>Total net assets</b>		<b>5,944,042,134</b>
<b>Net assets</b>		
Class A Units	JPY	4,531,093,827
Class B Units	JPY	1,412,948,307
<b>Number of units outstanding</b>		
Class A Units		3,840,522,191
Class B Units		1,272,672,830
<b>Net asset value per unit</b>		
Class A Units	JPY	1.1798
Class B Units	JPY	1.1102

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2023

## GW Select Fund Aggressive Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Aggressive Type JPY
<b>Income</b>		
Dividend income	2.7	10,362,276
Bank interest		62,030
Other income		29,661
<b>Total income</b>		<b>10,453,967</b>
<b>Expenses</b>		
Manager fees	3.1	56,372,015
Distributor fees	6	32,747,886
Marketing fees	3.1	9,088,621
Agent Company fees	7	5,929,301
Professional expenses		3,639,014
Printing and publishing expenses		3,613,032
Administrator fees	4	3,557,848
Custodian fees	5	2,371,219
Legal expenses		1,373,614
Advisory fees	9	1,222,147
Bank interest		1,122,811
Trustee fees	8	608,030
Transaction fees		228,926
Other expenses		3,021,498
<b>Total expenses</b>		<b>124,895,962</b>
<b>Net investment loss</b>		<b>(114,441,995)</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2023 (continued)

## GW Select Fund Aggressive Type

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	GW Select Fund Aggressive Type JPY
<b>Net investment loss</b>		(114,441,995)
<b>Net realised</b>		
Gain on futures contracts	2.8	246,658,967
Gain on investments	2.2	196,398,861
Gain on forward foreign exchange contracts	2.5	191,191,395
Loss on foreign exchange	2.3	(160,750,970)
<b>Net investment loss and net realised gain for the year</b>		359,056,258
<b>Net change in unrealised</b>		
Appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5	5,049,540
Depreciation on futures contracts	2.8	(50,993,265)
Depreciation on investments	2.2	(170,152,199)
<b>Net increase in net assets as result of operations</b>		142,960,334
<b>Movement in capital</b>		
Subscriptions of units		22,281,000
Redemptions of units		(362,762,999)
<b>Net movement in capital</b>		(340,481,999)
<b>Net assets at the beginning of the year</b>		6,141,563,799
<b>Net assets at the end of the year</b>		5,944,042,134

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statistical information		UNAUDITED	
		GW Select Fund Aggressive Type	
		Class A Units	Class B Units
<b>Number of units outstanding at the end of the year</b>			
March 31, 2021		4,359,725,517	1,783,469,221
March 31, 2022		4,026,310,496	1,388,946,135
	number of units issued	19,840,606	-
	number of units redeemed	(205,628,911)	(116,273,305)
March 31, 2023		3,840,522,191	1,272,672,830
<b>Total net assets at the end of the year</b>			
		<b>JPY</b>	<b>JPY</b>
March 31, 2021		4,877,051,914	1,870,187,342
March 31, 2022		4,631,509,739	1,510,054,060
March 31, 2023		4,531,093,827	1,412,948,307
<b>Net asset value per unit at the end of the year</b>			
		<b>JPY</b>	<b>JPY</b>
March 31, 2021		1.1187	1.0486
March 31, 2022		1.1503	1.0872
March 31, 2023		1.1798	1.1102

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 1 - Activity and objectives**

**NIPPON OFFSHORE FUNDS** (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

**GW Select Fund Aggressive Type** (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and Supplemental Trust Deeds dated March 9, 2006, November 20, 2012 and July 31, 2015, all between FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

**Classes of units**

Class A Units and Class B Units are available for issue. The purpose of issuing units in different classes is to enable the Distributor to offer interests in units that are subject to an initial charge or a contingent deferred sales charge. Interests in Class A Units are subject to an initial charge of up to 4% of the purchase price.

**Investment objective and policies**

The investment objective of the Series Trust is to seek to achieve total return with a relatively higher level of risk through international investment in nine different asset classes; Japan Equity, Global Equity, Emerging Markets Equity, Global Fixed Income, Emerging Markets Fixed Income, High Yield Fixed Income, Real Asset, Hedge Fund (Multi Strategy) and Designated Holdings. Designated Holdings include other collective investment schemes (excluding fund-of-hedge funds) which either (a) seeks to deliver absolute returns which the Investment Manager deems appropriate having regard to the track record and investment approach of such schemes or (b) the Investment Manager considers to be a relatively attractive investment opportunity having regard to factors such as the geographic focus, industry focus or the general investment approach of such schemes. The Investment Manager has appointed Nikko Global Wrap Ltd. to advise it on the optimal allocation of the Series Trust’s assets between such asset classes.

Allocation of the Series Trust’s assets among the nine different asset classes is recommended by Nikko Global Wrap Ltd. according to the following basic principles :

- structure an appropriate investment portfolio to correspond with a relatively high risk tolerance;
- offer efficient long-term and diversified investment opportunities;
- leverage international investment opportunities.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**2.2 - Valuation of investments in securities and other assets**

- (a) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of equities (including interests in closed-ended collective investment schemes and exchange traded funds) quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to: (A) (i) where the relevant securities market is in Asia, Oceania or Americas, the closing price, or ( ) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price, on the principal stock exchange or securities market for such equities, or (B) if no closing price or opening price (as the case may be) is available, the last available closing price on the principal stock exchange or securities market for such equities, or otherwise as determined by the Manager and the Trustee, the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such equities; at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (b) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of futures and options contracts quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to (i) where the relevant securities market is in Americas, the last settlement price on the last trading day before the relevant Valuation Day, or ( ) where the relevant securities market is in Asia or Oceania, the last settlement price at or immediately preceding the Valuation Point, or ( ) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (c) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of debt instruments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to the last available bid price at the Valuation Point;
- (d) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, the value of each interest in any collective investment scheme which is not quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (e) If no net asset value or the relevant price quotations are available as provided in paragraphs (a), (b), (c) or (d) above, or if the relevant Investment is not an Investment described in paragraphs (a), (b), (c), (d), (f) or (g), the value of the relevant Investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.2 - Valuation of investments in securities and other assets (continued)**

- (f) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (d) above applies, the value of any Investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the estimated fair market value as determined in good faith by the Manager or by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such Investment;
- (g) The value of any cash in hand and accounts receivable, prepaid expenses and cash dividends accrued and not yet received shall be the full amount thereof, unless it is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be derived after making such discounts as the Manager may consider appropriate to reflect the fair value thereof;
- (h) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any Investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the Investment; and
- (i) The value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which the Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of the Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Administrator shall deem appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

**2.3 - Conversion of foreign currencies**

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in the net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into account into the statement of operations and changes in net assets.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.4 - Formation expenses**

Formation expenses have been fully amortised.

**2.5 - Forward foreign exchange contracts**

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

**2.6 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

**2.7 - Dividend income**

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

**2.8 - Futures contracts**

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded. Futures contracts prices are available through various pricing providers such as Bloomberg and Reuters.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees****3.1 - Manager and Marketing fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rate of :

- 0.95% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.798% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.685% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager has agreed that a portion of the management fee set out above is paid out of the assets of the Series Trust to Nikko Asset Management Co. Ltd, (the “Service Adviser”) so that the Service Adviser receives a service advisory fee at the rate of :

- 0.060% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.035% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.010% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000

accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The service advisory fee is paid directly by the Administrator to the Service Adviser and the rate of the management fee to be received by the Manager is reduced accordingly.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64% per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of any of its delegates or other parties.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees**

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a performance fee (the "Performance Fee") in respect of each class of units and in respect of each Determination Period (as defined below) equal to:

- (a) 20% of the amount by which the Gross Net Asset Value per Unit (as defined below) in respect of the relevant class of units at the end of the relevant Determination Period exceeds the Hurdle Value in respect of such class of units which is the product of the net asset value per unit of such class at the end of the immediately preceding Determination Period (or, in respect of the first Determination Period, the initial purchase price of JPY 1 per unit) multiplied by the sum of one plus the Hurdle Rate (as defined below); and
- (b) multiplied by the number of units of such class in issue on each valuation day during such Determination Period.

The Performance Fee is calculated and accrued as at each valuation day and payable in arrears in respect of a period of three months ending on the last valuation day of each March, June, September and December (a "Determination Period"), provided however that :

- (a) the first Determination Period was the period commencing on the date the units were first issued and ending on the last valuation day of June 2006;
- (b) in the event that no Performance Fee is paid in respect of a Determination Period (the "Prior Determination Period"), the following Determination Period will be the period from the beginning of the Prior Determination Period to the following last valuation day of March, June, September and December. Consequently, a Determination Period may cover more than a period of three months;
- (c) in the event of any redemptions of any units other than at the end of a Determination Period, the Performance Fee in respect of such units being redeemed will be calculated and paid to the Manager at the end of such Determination Period as though the date of such redemption was the end of such Determination Period;
- (d) in the event that any distribution is made in respect of any class of units during a Determination Period, the amount of such distribution per unit of the relevant class will be deducted from the Hurdle Value in respect of such class of units as at the date when the amount of such distribution is deducted from the Net Asset Value per unit of such class for the purposes of calculating the Performance Fee payable in respect of such Determination Period; and
- (e) in the event that the Manager retires or is removed as the manager of the Trust at a date other than the end of a Determination Period, the Manager will be entitled to a Performance Fee as aforesaid as if such Determination Period ended on the date of any such retirement or removal.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 3 - Manager, Marketing and Performance fees (continued)****3.2 - Performance fees (continued)**

The "Gross Net Asset Value per Unit" in respect of a class of units, for the purposes of calculating the Performance Fee, means the Net Asset Value per unit of such class after adding back any Performance Fee accrued or payable, and deducting any distribution made, in respect of each unit of such class and in respect of the Determination Period concerned.

The "Hurdle Rate", in respect of any Determination Period, is equal to the latest three month TORF (Tokyo Term Risk Free Rate) (as published on Bloomberg page TORF3M) which the Administrator can obtain at 2:00 p.m. (Luxembourg time) on the first Business Day of each relevant Determination Period irrespective of whether a Performance Fee is paid or not.

Investors should be aware that the methodology for calculating the Performance Fee may result in more than 20% of any appreciation in the Net Asset Value being paid to the Manager as a Performance Fee.

For the year ended March 31, 2023, no performance fees were paid.

**Note 4 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 5 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 6 - Distributor fees**

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class A Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.60% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.752% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.865% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000 accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Distributor, in its capacity as distributor of the Class B Units in Japan, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of :

- 0.40% per annum of that part of the net asset value which is equal to or less than JPY 50,000,000,000;
- 0.552% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 50,000,000,000 and equal to or less than JPY 100,000,000,000; and
- 0.665% per annum of that part of the net asset value which is greater than JPY 100,000,000,000 accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 7 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value accrued and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

**Note 8 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

**Note 9 - Advisory fees**

The Advisory fee represents fees paid to the manager of certain underlying funds in which the Series Trust is investing.

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2023)

## GW Select Fund Aggressive Type

## Note 10 - Taxation

## Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

## Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

## Note 11 - Distribution

The Offering Memorandum defines the Distribution Record Date of the Series Trust as the last Business Day of March every five years from the expiration of the Initial Offer Period (commencing on March 31, 2011). The next Distribution Record Date is March 31, 2026.

## Note 12 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at March 31, 2023 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	88.9408	NOK	12.7836
CAD	98.2329	NZD	83.2759
CHF	145.5345	PLN	31.0135
EUR	144.9175	SEK	12.8427
GBP	164.6481	TRY	6.9362
HKD	16.9600	USD	133.1349
MXN	7.3560	ZAR	7.4751

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2023)

## GW Select Fund Aggressive Type

## Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at March 31, 2023, the following forward foreign exchange contracts were open:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	90,000,000.00	USD	683,137.73	28/04/23	583,765
JPY	17,000,000.00	EUR	121,096.02	28/04/23	505,723
USD	2,348,636.44	JPY	310,000,000.00	28/04/23	(1,428,167)
JPY	38,993,382.00	AUD	448,000.00	21/06/23	496,836
JPY	20,452,419.00	AUD	234,000.00	21/06/23	174,168
JPY	30,682,464.00	AUD	348,000.00	21/06/23	(7,027)
JPY	253,688,016.00	CAD	2,582,326.00	21/06/23	(2,739,410)
JPY	26,056,562.00	CAD	266,000.00	21/06/23	(206,871)
JPY	65,766,623.00	CAD	677,000.00	21/06/23	23,756
JPY	34,170,804.00	CAD	360,000.00	21/06/23	813,740
JPY	419,312,111.00	NZD	5,083,324.00	21/06/23	(1,053,637)
JPY	46,261,518.00	NZD	561,000.00	21/06/23	(102,154)
JPY	30,475,852.00	NZD	376,000.00	21/06/23	461,618
JPY	20,369,425.00	NZD	255,000.00	21/06/23	612,104
JPY	269,899,220.00	NOK	21,178,094.00	21/06/23	(1,414,706)
JPY	35,239,341.00	NOK	2,764,000.00	21/06/23	(198,832)
JPY	33,027,309.00	NOK	2,708,000.00	21/06/23	1,303,262
JPY	29,093,649.00	NOK	2,407,000.00	21/06/23	1,421,005
JPY	89,669,535.00	SEK	7,081,000.00	21/06/23	551,188
JPY	74,464,987.00	SEK	5,999,000.00	21/06/23	1,969,714
JPY	32,892,955.00	SEK	2,653,000.00	21/06/23	909,556
JPY	26,636,557.00	CHF	184,000.00	21/06/23	46,194
JPY	44,740,153.00	CHF	307,000.00	21/06/23	(220,562)
JPY	16,210,516.00	CHF	113,000.00	21/06/23	176,174
JPY	34,361,064.00	CHF	240,000.00	21/06/23	442,525
JPY	49,579,822.00	GBP	309,000.00	21/06/23	755,778
JPY	42,330,437.00	GBP	265,000.00	21/06/23	837,634
JPY	92,686,522.00	GBP	585,000.00	21/06/23	2,609,032
JPY	258,367,275.00	GBP	1,613,000.00	21/06/23	4,387,818
JPY	47,207,708.00	GBP	296,000.00	21/06/23	1,010,213
JPY	89,771,304.00	GBP	560,000.00	21/06/23	1,451,791
JPY	1,015,731,212.00	USD	7,539,483.00	21/06/23	(24,032,153)
JPY	96,205,074.00	USD	714,000.00	21/06/23	(2,289,732)
JPY	31,060,035.00	USD	237,000.00	21/06/23	113,545
JPY	20,173,606.00	USD	155,000.00	21/06/23	214,178
JPY	281,472,628.00	EUR	1,965,879.00	21/06/23	1,299,325
JPY	209,993,852.00	EUR	1,474,000.00	21/06/23	2,026,246
JPY	209,086,485.00	EUR	1,461,000.00	21/06/23	1,063,694
JPY	63,351,076.00	EUR	457,000.00	21/06/23	2,383,784
JPY	233,357,608.00	EUR	1,674,000.00	21/06/23	7,430,482
JPY	230,821,063.00	EUR	1,638,000.00	21/06/23	4,788,788
JPY	175,452,616.00	EUR	1,237,000.00	21/06/23	2,477,412
JPY	74,566,866.00	EUR	530,000.00	21/06/23	1,668,311
JPY	133,611,249.00	EUR	939,000.00	21/06/23	1,454,471
JPY	119,244,440.00	EUR	830,000.00	21/06/23	142,725
USD	110,000.00	JPY	14,461,810.00	21/06/23	(6,940)

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2023)

## GW Select Fund Aggressive Type

## Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at March 31, 2023, the following forward foreign exchange contracts were open (continued):

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	359,000.00	JPY	47,623,145.00	21/06/23	402,406
USD	86,000.00	JPY	11,188,170.00	21/06/23	(123,762)
USD	53,000.00	JPY	6,868,800.00	21/06/23	(102,506)
AUD	7,844,051.00	JPY	701,915,490.00	21/06/23	10,479,582
AUD	353,000.00	JPY	31,064,317.00	21/06/23	(51,859)
AUD	886,000.00	JPY	78,354,384.00	21/06/23	255,426
CAD	298,000.00	JPY	28,649,273.00	21/06/23	(310,155)
CAD	1,037,000.00	JPY	99,698,528.00	21/06/23	(1,076,395)
CAD	466,000.00	JPY	44,658,923.00	21/06/23	(626,626)
CAD	288,000.00	JPY	27,317,232.00	21/06/23	(670,403)
CAD	320,000.00	JPY	30,465,600.00	21/06/23	(631,772)
NZD	305,000.00	JPY	25,168,173.00	21/06/23	72,619
NZD	411,000.00	JPY	33,012,711.00	21/06/23	(804,577)
NZD	323,000.00	JPY	26,291,166.00	21/06/23	(285,437)
NZD	278,000.00	JPY	22,636,845.00	21/06/23	(237,135)
NOK	1,848,000.00	JPY	23,104,804.00	21/06/23	(323,148)
NOK	3,436,000.00	JPY	43,159,252.00	21/06/23	(400,512)
NOK	2,701,000.00	JPY	34,136,048.00	21/06/23	(105,781)
NOK	5,334,000.00	JPY	66,006,649.00	21/06/23	(1,614,941)
NOK	2,034,000.00	JPY	24,912,228.00	21/06/23	(873,732)
NOK	3,656,000.00	JPY	45,714,989.00	21/06/23	(633,817)
NOK	1,085,000.00	JPY	13,690,530.00	21/06/23	(64,517)
SEK	2,150,000.00	JPY	27,121,605.00	21/06/23	(272,062)
SEK	27,855,709.00	JPY	352,916,512.00	21/06/23	(1,999,775)
SEK	2,391,000.00	JPY	30,365,460.00	21/06/23	(98,846)
SEK	3,309,000.00	JPY	40,954,831.00	21/06/23	(1,205,933)
SEK	846,000.00	JPY	10,727,703.00	21/06/23	(51,386)
SEK	3,433,000.00	JPY	43,516,021.00	21/06/23	(224,657)
SEK	2,840,000.00	JPY	35,821,772.00	21/06/23	(363,351)
CHF	4,917,563.00	JPY	712,543,273.00	21/06/23	(576,911)
CHF	314,000.00	JPY	45,150,625.00	21/06/23	(384,071)
CHF	211,000.00	JPY	29,949,804.00	21/06/23	(648,351)
CHF	520,000.00	JPY	73,791,692.00	21/06/23	(1,616,085)
CHF	208,000.00	JPY	30,118,400.00	21/06/23	(44,710)
GBP	648,000.00	JPY	103,434,213.00	21/06/23	(2,123,939)
GBP	379,000.00	JPY	60,596,756.00	21/06/23	(1,141,731)
GBP	388,000.00	JPY	61,102,783.00	21/06/23	(2,101,790)
GBP	3,621,336.00	JPY	579,366,718.00	21/06/23	(10,543,064)
GBP	809,000.00	JPY	130,827,273.00	21/06/23	(957,519)
GBP	602,000.00	JPY	95,471,180.00	21/06/23	(2,593,647)
GBP	666,000.00	JPY	106,061,365.00	21/06/23	(2,428,958)
GBP	455,000.00	JPY	73,936,135.00	21/06/23	(182,629)
EUR	211,000.00	JPY	29,562,049.00	21/06/23	(788,182)
EUR	1,778,000.00	JPY	254,289,915.00	21/06/23	(1,457,530)
EUR	337,000.00	JPY	47,654,125.00	21/06/23	(819,940)

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2023)

## GW Select Fund Aggressive Type

## Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at March 31, 2023, the following forward foreign exchange contracts were open (continued):

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
EUR	2,310,000.00	JPY	320,868,471.00	21/06/23	(11,401,832)
EUR	177,000.00	JPY	24,891,917.00	21/06/23	(567,755)
EUR	782,000.00	JPY	108,812,875.00	21/06/23	(3,669,972)
JPY	1,758,708.00	NOK	138,000.00	21/06/23	(9,219)
JPY	7,436,967.00	SEK	587,000.00	21/06/23	42,141
JPY	22,748,929.00	CHF	157,000.00	21/06/23	18,419
JPY	33,597,272.00	GBP	210,000.00	21/06/23	611,388
JPY	147,520,152.00	USD	1,095,000.00	21/06/23	(3,490,320)
JPY	82,471,115.00	EUR	576,000.00	21/06/23	380,700
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts					(35,532,195)

## NIPPON OFFSHORE FUNDS

## Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2023)

## GW Select Fund Aggressive Type

## Note 14 - Futures contracts

As at March 31, 2023, the following futures contracts were outstanding:

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts bought/ (sold)	Commitments	Unrealised appreciation/ (depreciation)
Futures contracts on stock indices				JPY	JPY
AMSTERDAM INDEX.EOE	EUR	April 2023	(5)	109,122,843	(2,158,545)
CAC 40.EOP MONEP	EUR	April 2023	10	105,507,151	1,770,517
DAX INDEX.EUREX	EUR	June 2023	(2)	113,760,202	(3,961,680)
E-MINI S&P500.IMM	USD	June 2023	5	135,797,640	5,291,972
EURO STOXX 50 INDEX.EURX	EUR	June 2023	2	12,274,508	610,102
FTSE INDEX 100.ICE	GBP	June 2023	4	50,217,673	862,964
FTSE/MIB INDEX.MLN	EUR	June 2023	6	115,426,752	3,777,272
HANG SENG INDEX.HK	HKD	April 2023	(1)	17,367,867	(712,319)
IBEX 35.MEFF	EUR	April 2023	9	119,665,586	3,656,480
OMXS30.OMX	SEK	April 2023	4	11,250,231	322,352
S+P/TSE60 INDEX.ME	CAD	June 2023	1	23,579,819	(2,618)
SPI 200.SFE	AUD	June 2023	8	127,914,612	3,443,487
SWISS MARKET INDEX.EUREX	CHF	June 2023	(10)	159,083,776	(3,125,297)
TOPIX.OSE	JPY	June 2023	8	160,280,000	(6,437,381)
Total commitments and net unrealised appreciation on futures contracts on stock indices				1,261,248,660	3,337,306
Futures contracts on interest rates				JPY	JPY
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE	AUD	June 2023	37	318,952,099	797,835
CANADA GOV BOND.ME	CAD	June 2023	(57)	703,940,718	(9,644,062)
EURO BUND.EURX	EUR	June 2023	(20)	392,291,549	1,032,878
GILT.ICE	GBP	June 2023	(10)	169,916,850	2,695,437
JAPAN 10YR JGB.OSE	JPY	June 2023	5	740,600,000	8,198,460
US T-NOTES 10YR.CBT	USD	June 2023	(33)	503,393,591	1,617,513
Total commitments and net unrealised appreciation on futures contracts on interest rates				2,829,094,807	4,698,061
Total commitments and net unrealised appreciation on futures contracts				4,090,343,467	8,035,367

**NIPPON OFFSHORE FUNDS****Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2023)

**GW Select Fund Aggressive Type****Note 15 - Significant Event**

On February 24, 2022, Russia launched a military invasion into Ukraine. Russia's invasion of Ukraine carries significant risks for the world economy. The impact on the Fund of the consequential geo-political instability, financial market volatility, inflation and imposition of sanctions on Russia remains unknown. The Manager, Investment Manager and Trustee will continue to monitor the development and evaluate its impact on the Fund.

**Note 16 - Subsequent event**

There have been no significant events after year-end which, in the opinion of the Trustee and of the Manager, require disclosure in the present financial statements.

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

( ) 安定型 クラスA 受益証券

(2024年7月末日現在)

	円( を除く。)
資産総額	4,361,765,439
負債総額	6,284,420
純資産価額( - )	4,355,481,019
発行済受益証券口数	4,727,604,202口
1口当たり純資産価格( / )	0.9213

( ) 安定型 クラスB 受益証券

(2024年7月末日現在)

	円( を除く。)
資産総額	1,560,265,060
負債総額	2,812,864
純資産価額( - )	1,557,452,196
発行済受益証券口数	1,831,780,435口
1口当たり純資産価格( / )	0.8502

( ) 積極型 クラスA 受益証券

(2024年7月末日現在)

	円( を除く。)
資産総額	4,325,935,696
負債総額	6,327,966
純資産価額( - )	4,319,607,730
発行済受益証券口数	3,243,868,577口
1口当たり純資産価格( / )	1.3316

( ) 積極型 クラスB 受益証券

(2024年7月末日現在)

	円( を除く。)
資産総額	1,311,530,821
負債総額	2,401,263
純資産価額( - )	1,309,129,558
発行済受益証券口数	1,048,618,623口
1口当たり純資産価格( / )	1.2484

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### （イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

名 称 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

### （ロ）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

### 文書の提供および閲覧

信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および/または管理会社間で締結されたファンドに関するサービス提供者を任命する契約、ファンドの受益証券の日本における販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除く。）の通常の営業時間内に管理事務代行会社の事務所において、無料で閲覧可能となり、かかる写しは、合理的な料金を支払った上で入手することができる。

### （ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

### （ニ）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、いずれの受益証券についても名義書換ができる。但し、譲受人は、関連もしくは該当する管轄地における制定法、政府その他の要求もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社、または適正に授權された受託会社の代理人が要求する情報を、事前に提供するものとする。さらに、譲受人は、(a)適格投資家への名義書換であること、(b)譲受人が、専ら投資目的のために、自己勘定で受益証券を取得していること、および(c)受託会社はその裁量により要求するその他の事項につき書面で受託会社に対して表明する必要がある。

(ホ) その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項  
該当事項なし。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### （1）資本金の額

2023年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、授權株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株、純資産の額は約96億円である。

最近5年間に資本金の増減はなされていない。但し、2007年7月1日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更された。

##### （2）会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である2024年6月末日現在、同社の取締役会は、以下の3名の取締役から構成される。

スコット・レノン	取締役
ブシュラ・マナン	取締役
ケビン・ソロモン	取締役

権限を授權された取締役がファンドに関して管理会社を代理する。

管理会社は、管理事務代行者としての業務をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託しており、また、投資運用業務をB N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含む。

2024年7月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	12	320,502,005,491円

### 3【管理会社の経理状況】

(1) 管理会社であるBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自2023年1月1日至2023年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 ( 2022年12月31日 )	当事業年度 ( 2023年12月31日 )
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,428,683	5,941,773
未収委託者報酬	208,073	189,560
前払販売関連費用	4,962,309	3,727,122
未収入金	339,977	386,109
デリバティブ債権	14,471	-
流動資産計	9,953,515	10,244,566
資産合計	9,953,515	10,244,566
負債の部		
流動負債		
未払金	91,290	159,615
未払費用	573,788	505,676
デリバティブ債務	-	5,826
流動負債計	665,079	671,117
負債合計	665,079	671,117
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,094,359	8,379,372
株主資本合計	9,288,435	9,573,448
純資産合計	9,288,435	9,573,448
負債・純資産合計	9,953,515	10,244,566

## ( 2 ) 【損益計算書】

( 単位 : 千円 )

	前事業年度 ( 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日 )	当事業年度 ( 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日 )
営業収益		
委託者報酬	2,816,686	2,441,739
販売管理報酬等	3,268,471	2,239,588
営業収益計	6,085,158	4,681,327
営業費用		
支払手数料	2,457,431	2,134,871
販売関連費用	3,035,298	2,058,216
営業費用計	5,492,729	4,193,087
一般管理費		
事務委託費	241,226	175,571
諸経費	15,361	20,465
一般管理費計	256,587	196,036
営業利益	335,841	292,202
営業外収益		
受取利息	7	4
営業外収益計	7	4
営業外費用		
為替差損	6,524	3,922
営業外費用計	6,524	3,922
経常利益	329,324	288,284
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	* 1 367,438	* 1 3,272
税引前当期純利益又は		
税引前当期純損失 ( )	38,114	285,012
当期純利益又は当期純損失 ( )	38,114	285,012

## （ 3 ）株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	8,132,473	9,326,550	9,326,550
当期変動額					
当期純損失（ ）			38,114	38,114	38,114
当期変動額合計	-	-	38,114	38,114	38,114
当期末残高	246	1,193,830	8,094,359	9,288,435	9,288,435

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	8,094,359	9,288,435	9,288,435
当期変動額					
当期純利益			285,012	285,012	285,012
当期変動額合計	-	-	285,012	285,012	285,012
当期末残高	246	1,193,830	8,379,372	9,573,448	9,573,448

## 注記事項

## （重要な会計方針）

## 1．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

## 2．前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから收受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

## 3．収益及び費用の計上基準

約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。委託者報酬・販売管理報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

買戻手数料は、契約に基づき、手数料を受領することが確実であり将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。損益計算書において販売管理報酬等として計上しております。

## （重要な会計上の見積りに関する注記）

## 1．販売関連費用の計上額

## （1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

科目名	前事業年度	当事業年度
前払販売関連費用	4,962,309	3,727,122
前払販売関連費用追加償却費	367,438	3,272

## （2）会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

前払販売関連費用は、販売会社に支払った手数料のうち、合理的に見積もられる将来投資期間と将来のファンド純資産をもとに算出された、期末日以降に発生すると予想される収益に対応する部分を計上しております。これらの見積りは将来の投資家の動向や経済状況の影響を受け、実際と異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において前払販売関連費用追加償却費を計上する可能性があります。

## （損益計算書関係）

前事業年度（自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）

## \* 1 . 前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

当事業年度（自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）

## \* 1 . 前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）

## 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 （株）	1,000	-	-	1,000
優先株式 （株）	1,000	-	-	1,000

当事業年度（自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）

## 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 （株）	1,000	-	-	1,000
優先株式 （株）	1,000	-	-	1,000

## （金融商品関係）

### 1．金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っております。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については借入により調達しており、必要に応じて短期借入により資金調達する方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権及び預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

#### （3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスクにつきましては市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。外貨建ての預金及び借入金については急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

### 2．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

前事業年度（2022年12月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連取引	-	14,471	-	14,471
デリバティブ取引計	-	14,471	-	14,471

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（注2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注3）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用について記載を省略しております。

当事業年度（2023年12月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連取引	-	(5,826)	-	(5,826)
デリバティブ取引計	-	(5,826)	-	(5,826)

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（注2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注3）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用について記載を省略しております。

## 金銭債権の決算日後の償還予定額

## 前事業年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	4,428,683	-	-	-
未収入金	339,977	-	-	-
合 計	4,768,660	-	-	-

## 当事業年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	5,941,773	-	-	-
未収入金	386,109	-	-	-
合 計	6,327,883	-	-	-

## （デリバティブ取引関係）

## 1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 通貨関連

前事業年度（2022年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	399,599	-	14,471	14,471
合計		399,599	-	14,471	14,471

当事業年度（2023年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	235,362	-	5,826	5,826
合計		235,362	-	5,826	5,826

## 2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前事業年度（2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年12月31日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した結果

「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「3．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

「重要な会計方針」の「3．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

前事業年度（自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	2,816,686	3,268,471	6,085,158

## 2．地域ごとの情報

## （1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	2,441,739	2,239,588	4,681,327

## 2．地域ごとの情報

## （1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## （関連当事者との取引）

## 1．関連当事者との取引

## （1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	BNY メロン・イン ベストメント・マ ネジメント・ジャ パン株式会社	東京都 千代田 区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資 運用 委託 (注2)	2,343,957	未払 費用	543,420
						事務委託	事務 委託 (注3)	239,271		
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万 米ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の 預入 (純額) (注4)	3,095,827	預金	4,357,028
						デリバ ティブ 取引	デリバ ティブ 取引に よる収入 (注4)	67,745	デリバ ティブ 債権	14,471

## （注）取引条件及び取引条件の決定方針

- （1）取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- （2）当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- （3）事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。
- （4）当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

当事業年度（自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	BNY メロン・イン ベストメント・マ ネジメント・ジャ パン株式会社	東京都 千代田 区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資 運用 委託 (注2)	2,083,813	未払 費用	505,502
						事務委託	事務 委託 (注3)	173,635		
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万 米ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の 預入 (純額) (注4)	1,526,072	預金	5,886,898
						デリバ ティブ 取引	デリバ ティブ 取引に よる支 払 (注4)	12,674	デリバ ティブ 債務	5,826

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。
- (4) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション  
(ニューヨーク証券取引所に上場)

## （ 1株当たり情報 ）

	前事業年度 〔 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日 〕	当事業年度 〔 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 〕
1株当たり純資産額	4,644,217円97銭	4,786,724円18銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（ ）	19,057円11銭	142,506円21銭

（注）1．前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 〔 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日 〕	当事業年度 〔 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 〕
当期純利益又は 当期純損失（ ）（千円）	38,114	285,012
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失（ ）（千円）	38,114	285,012
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000

## （ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

管理会社および受託会社、これらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「関係当事者」という。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがある。かかる活動には、他の投資信託の受託者または管理者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれる。特に、管理会社は、ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する助言に関与することが予想される。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなる。管理会社および受託会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとする。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとする。異なる顧客（ファンドを含む。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性がある。但し、管理会社は、当該状況下の投資機会が長期にわたり評価され公平に配分されることを保証する。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができる。関係当事者（受託会社を除く。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができる。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができる。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わず当該ファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができる。

適用ある法令に従い、

- (a) 管理事務代行会社、保管会社ならびにその各子会社、関連会社、代理人、被委譲者および関係者（各々を「関係当事者」という。）は、本人または代理人として、または管理事務代行会社が管理事務代行契約の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利を有するその他の者として、ファンドの勘定で資産または株式を購入、保有、処分その他取引することができるが、管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関係当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (b) 関連当事者は、同一または類似の投資対象がファンドによりもしくはその勘定で保有されるかまたは当該ファンドに関係するか否かにかかわらず、自己の勘定、ファンドの勘定または自己の顧客の勘定で投資対象を購入、保有および取引することができ、これに関与するいかなる者も、かかる取引によりまたはこれに関連し得られた利益につき説明する義務を負わない。管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関係当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (c) 関連当事者は、ファンドの勘定で、保管会社またはそのノミニーに対し投資対象を売却し、かかる者から投資対象を購入し、またはかかる者に対し投資対象を付与することができ、かつ、受益者、ファンド、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されているかまたは当該ファンドに関連する投資信託または機関の勘定で、保管会社もしくはそのノミニーとの間で金融取引、銀行取引、通貨取引またはその他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる

が、かかる関連当事者のいずれも、かかる取引に関し関係する当事者間の関係のみに基づき発生した利益につき説明することを求められない。但し、上記（ a ）乃至（ c ）に企図される取引は、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして実行され、かつ、以下に従うものとする。

- （ ）独立しておりかつ認定評価を行う資格を有すると保管会社により認められた者からかかる評価を受領すること、
  - （ ）該当する規則に基づく最高の条件による計画的な投資取引を実行すること、
  - （ ）上記（ ）または（ ）に規定される手続が実行可能でない場合は、保管会社（保管会社が関係する取引の場合は管理会社）が、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして取引が行われたと満足する条件により実行すること。
- （ d ）関連当事者は、購入者またはベンダーが当該時点で公開されていない証券取引所その他の市場において通常の方法で成立する契約に従い行われる取引を完了することができる。
- （ e ）関連当事者は、他の者の事務管理代行会社もしくは登録機関として行為することを継続するかまたはかかる行為に同意することができ、また、ファンドに対し同様のサービスを提供することなく他の顧客に対し事務管理サービスまたは登録サービスを提供することができる。
- （ f ）関連当事者は、ファンドのために、（関連当事者または当該関連当事者に課せられる銀行手数料または預金利息その他の事項に関する）通常の顧客向け銀行業務を条件として、銀行施設を提供するかまたは関連当事者をして銀行として行為し銀行施設（直物為替取引および為替予約取引を含む。）を提供せしめることができる。関連当事者は通常利息を認めるが、これに従い、該当するファンドまたはその受益者に対し説明する義務を負うことなく、銀行としての役割に関連し自己に発生する利益を請求しこれを保有する権利を有するものとする。

## 5【その他】

### （ 1 ）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更される。

### （ 2 ）事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社のすべての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「M I H C」という。）が保有していた。その後M I H Cは解散し、この解散に伴い、その当時M I H Cの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」という。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くM I H Cの資産および負債をすべて引受けた。

その後、メロン・バンクはM I H Cの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除くすべての資産をメロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「M O I C」という。）に提供した。管理会社のすべての発行済株式は、M O I Cに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はM O I Cの完全子会社になった。

その後、M O I Cは、M O I Cが保有する管理会社のすべての発行済株式を同じくB N Yメロン・グループのグループ会社であるエムピーシー・インベストメンツ・コーポレーション（以下「M B C」という。）に譲渡したため、2024年6月末日現在、管理会社はM B Cの完全子会社である。

### （ 3 ）出資の状況

該当なし。

### （ 4 ）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。但し、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

#### 資本金の額

2024年6月末日現在、受託会社の払込資本金の額は、25,921,000米ドル(約39億5,140万円)である。

(注)米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=152.44円)による。

#### 事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供している。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれる。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けている。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けている。

- (2) S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

#### 資本金の額

2024年7月末日現在、資本金の額は、90,154,448ユーロ(約148億6,557万円)である。

(注)ユーロの円換算は、別段の記載がない限り、2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=164.89円)による。

#### 事業の内容

S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に設立された銀行である。

- (3) B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

#### 資本金の額

2024年3月末日現在、投資運用会社の資本金の額は、7億9,500万円である。

#### 事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づき登録を受け日本において投資運用業および投資助言・代理業を営んでいる。

- (4) S M B C 日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

#### 資本金の額

2024年6月末日現在、代行協会員および日本における販売会社の資本金の額は、1,350億円である。

#### 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C 日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

### 2【関係業務の概要】

- (1) C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

受託会社は、信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行う。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換業務を行う。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産価額の算定を行う。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行う。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれる。

(3) B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

管理会社から委託を受け、信託証書に基づきファンドに関する投資運用業務を行う。

(4) S M B C日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

代行協会員としての業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行う。

### 3【資本関係】

(1) C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

該当事項なし。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

該当事項なし。

(3) B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社である。

(4) S M B C日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

該当事項なし。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
- (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
  - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。)
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

#### 2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケ

イマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

( a ) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

( b ) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

( a ) 銀行および信託会社法または保険法（改正済）に基づく免許を受けた者

( b ) 住宅金融組合法（改正済）または共済会法（改正済）に基づき登録された者、または

( c ) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自身がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

### 3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

#### 3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

#### 3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

#### 3.3 登録投資信託（第4（3）条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

（a）一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

（b）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

#### 3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

#### 4．投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィードバック・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- （a）投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
  - （b）投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとする意図している場合
  - （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
  - （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
  - （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

#### 5．投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資

信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
  - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
  - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の(i)および( )に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
    - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
    - ( ) 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
      - (A) 会社法（改正済）（以下「会社法」という。）の第17編A
      - (B) 有限責任会社法（改正済）の第12編
      - (C) 有限責任事業組合法（改正済）の第8編
      - （以下、併せて「受益所有権法」という。）

- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

### 6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社があったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- (i) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - ( ) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - ( ) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - ( ) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - ( ) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
  - ( ) 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。 )。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

- ( i ) 株式の買戻しも認められる。
- ( j ) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- ( k ) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- ( l ) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- ( m ) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- ( n ) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免除ユニット・トラスト

- ( a ) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- ( b ) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- ( c ) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- ( d ) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- ( e ) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- ( f ) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- ( g ) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- ( h ) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- ( i ) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

## 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- ( a ) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、パイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。

- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることにより形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことにより有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
    - ( ) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
    - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
    - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
  - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
    - ( ) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

- ( i ) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないと  
の約定を得ることができる。
- ( j ) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散  
に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- ( k ) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次  
法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

#### 6.4 有限責任会社

- ( a ) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限  
責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸  
島政府が対応したものである。
- ( b ) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、  
有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと  
同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社におい  
ては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、  
株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガ  
バナンスの概念が挙げられる。
- ( c ) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよ  
び従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有  
限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケイマン諸島以外  
の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えてい  
る。
- ( d ) 特に、オンショア-オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和を  
もたらず能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの  
投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。契約（第三者の権利）法（改正  
済）により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- ( e ) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

#### 7 . ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による 規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時まで  
にCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パー  
トナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保  
し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制  
投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を  
行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、  
CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提  
供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドル  
の罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものである  
ことを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程  
に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
  - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
  - （c）規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
  - （d）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
  - （e）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
  - （f）規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
  - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
  - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
  - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- （a）ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
  - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
  - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
  - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
  - （e）投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
  - （c）（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
  - （b）投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - （c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - （d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - （e）また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

## 8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に

よる義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- ( a ) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
  - ( b ) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- ( a ) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
  - ( b ) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
  - ( c ) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
  - ( d ) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
  - ( e ) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
  - ( f ) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
  - ( g ) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
  - ( h ) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- ( a ) 免許投資信託管理者の以下の不履行
    - ( i ) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
    - ( ) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
    - ( ) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
    - ( ) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
    - ( v ) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
    - ( ) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
    - ( ) 少なくとも2人の取締役をおくこと
    - ( ) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
  - ( b ) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

- ( c ) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
  - ( d ) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- ( a ) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
  - ( b ) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
  - ( c ) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
  - ( d ) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
  - ( e ) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10 ( d ) 項または第8.10 ( e ) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10 ( e ) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10 ( d ) 項または第8.10 ( e ) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- ( a ) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - ( b ) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
  - ( c ) ( b ) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10 ( d ) 項または第8.10 ( e ) 項により選任された者が、
- ( a ) 第8.15項の義務に従わない場合、または
  - ( b ) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- ( a ) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
  - ( b ) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - ( c ) CIMAは、第8.10 ( d ) 項または第8.10 ( e ) 項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- ( a ) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
  - ( b ) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- ( a ) 規制投資信託
  - ( b ) 免許投資信託管理者
  - ( c ) 規制投資信託であった人物、または
  - ( d ) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1 ( a ) 項から第9.1 ( d ) 項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- ( a ) 第9.1 ( a ) 項から第9.1 ( d ) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
  - ( b ) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
  - ( c ) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- ( a ) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
  - ( b ) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
  - ( c ) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
  - ( d ) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
  - ( e ) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- ( a ) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
  - ( b ) 投資信託に関する事柄
  - ( c ) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- ( a ) 例えば秘密情報公開法（改正済）、犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）または薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
  - ( b ) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
  - ( c ) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合
  - ( d ) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
  - ( e ) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
  - ( f ) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
  - ( g ) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
  - ( h ) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
  - ( i ) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
  - ( j ) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

### 11.3 契約法（改正済）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
  - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
  - ( ) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていけば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

### 11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

### 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

## 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

### 12.1 刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

## 12.2 刑法（改正済）第247条、第248条

- （ a ）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- （ b ）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- （ c ）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

## 13. 清算

### 13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（ b ）項および第8.17（ b ）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（ c ）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

### 13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（ d ）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

### 13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

### 13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（ 1 ）項、第6.2（ g ）項、第6.3（ i ）項および第6.4（ e ）項参照）。

## 14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- （a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- （i）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- （ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- （ ）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- （ ）本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- （v）一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- （ ）管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- （ ）別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

- ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- ( b ) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- ( c ) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- ( d ) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

#### 14.8 保管会社

- ( a ) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- ( b ) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- ( c ) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- ( d ) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- ( a ) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
  - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
  - ( ) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
    - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
    - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
    - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
  - ( ) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
  - ( ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問

会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- ( v ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- ( ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- ( f ) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（ 5 ）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
  - ( i ) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- ( g ) 上記にかかわらず、本規則第21条（ 6 ）項は、本規則第21条（ 4 ）項または第21条（ 5 ）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
  - ( i ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
    - ( ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
    - ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- ( h ) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- ( a ) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- ( b ) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- ( c ) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

## 14.11 監査

- ( a ) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- ( b ) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- ( c ) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- ( d ) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

## 14.12 目論見書

- ( a ) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4（1）条および第4（6）条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- ( b ) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
  - ( i ) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
  - ( ) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
  - ( v ) 監査人の氏名および住所
  - ( ) 下記の（ ）、（ ）および（ ）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
  - ( ) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
  - ( ) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
  - ( ) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
  - ( ) 証券の発行および売却に関する手続および条件
  - ( ) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
  - ( v ) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
  - ( ) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

- ( ) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- ( ) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- ( ) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- ( ) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- ( ) 以下の記述  
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- ( ) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- ( ) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
  - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
  - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- ( ) 投資顧問会社(下記事項を含む)
  - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
  - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
  - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

## 第4【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙および/または裏表紙に、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、日本における販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。
- (2) 交付目論見書に以下の趣旨の文章および事項を記載することがある。
- 「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」
- 「この交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。」
- 「ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。」
- 「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、原則として、すべて投資者の皆様には帰属します。」
- 「投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。」
- 「投資信託は預貯金と異なります。」
- ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要である旨。
- クローズド期間がない旨。
- ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用がない旨
- ファンドの買戻し（途中換金）が可能な日は限定されており、原則として週次での換金となる旨
- (3) 請求目論見書の表紙には次の文章が記載される。
- 「請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。」
- (4) 交付目論見書の最終頁の次に、「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがある。
- (5) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (6) ファンド証券の券面は発行されない。

## 別紙 A

## 定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有する。

「安定型ファンド」	GW セレクト・ファンド 安定型をいう。
「安定型クラスA 受益証券」	安定型クラスA 受益証券と称する円建受益証券をいう。
「安定型クラスB 受益証券」	安定型クラスB 受益証券と称する円建受益証券をいう。
「営業日」	ニューヨーク、ルクセンブルグ、ダブリンおよび東京において銀行が 営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに 関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「円」および「¥」	日本の法定通貨をいう。
「買付申込書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる受益証券 の買付申込書をいう。
「買戻請求書」	管理会社もしくは管理事務代行会社から入手できる買戻請求書または 管理事務代行会社および／または販売会社が適宜定めるその他の様式 をいう。
「買戻日」	各週の木曜日（当該日が営業日でない場合は直後の営業日とす る。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのでき るその他の日をいう。
「管理会社」	B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをい う。
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社としての資格でのS M B C日興ルクセン ブルク銀行株式会社をいう。
「管理事務代行契約」	受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間の2006年3月30日 付管理事務代行契約（改訂済）をいう。
「クラスA 受益証券」	積極型クラスA 受益証券および安定型クラスA 受益証券をいう。
「クラスB 受益証券」	積極型クラスB 受益証券および安定型クラスB 受益証券をいう。
「受益者」	登録された受益証券の保有者をいい、共同登録者を含む。

「受益者決議」	1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいう。
「受益証券」	ファンドの受益証券をいう。但し、文脈上別の解釈が求められる場合は、すべてのクラスの受益証券を意味する。
「受託会社」	トラストの受託者としてのC I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
「純資産価額」	基本信託証書に従い計算されるファンドの純資産価額をいう。
「積極型ファンド」	GW セレクト・ファンド 積極型をいう。
「積極型 クラスA 受益証券」	積極型クラスA 受益証券と称する円建受益証券をいう。
「積極型 クラスB 受益証券」	積極型クラスB 受益証券と称する円建受益証券をいう。
「適格投資家」	（ a ）以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人もしくは法主体；（ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ ）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く。）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者、または （ b ）受託会社がファンドについて随時特定もしくは指定するその他の者、法人もしくは法主体をいう。
「転換日」	各受益証券のクラスにおいて、各週の木曜日（当該日が営業日でない場合は直後の営業日とする。）をいい、クラスB 受益証券を購入した日（当該日を含む。）から7年経過後のクラスB 受益証券からクラスA 受益証券への転換に関しては各営業日とする。
「転換通知書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる転換通知書をいう。

「投資運用会社」	B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社をいう。
「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社との間の2006年4月27日付投資運用契約（改訂済）をいう。
「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるニッポン・オフショア・ファンズをいう。
「取引日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「日本における販売会社」	ファンドの日本における販売会社としての資格でのS M B C日興証券株式会社をいう。
「評価日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「ファンド」	受託会社と管理会社との間の信託証書に基づき構成されるトラストの1シリーズ・トラストのGW セレクト・ファンド 安定型およびGW セレクト・ファンド 積極型を個別に、または総称していう。
「ファンド決議」	ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上の保有者が書面により承認した決議、または当該ファンドの受益者集会においてファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により可決された決議をいう。
「分配期間」	前回の分配基準日の翌日から始まり、直後の分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
「分配基準日」	安定型ファンドについては3月および9月の最終営業日またはファンドまたは各クラスに関して管理会社が適宜決定した各年のその他の日をいう。積極型ファンドについては、当初申込期間の終了後5年毎の3月最終営業日またはファンドまたは各クラスに関して管理会社が適宜決定した各年のその他の日をいう。
「分配日」	各分配基準日の後4営業日目の日またはファンドに関して管理会社が適宜決定した各年のその他の日をいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいう。
「保管会社」	ファンドの保管会社としての資格でのS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。

- 「保管契約」 受託会社と保管会社との間の2006年3月30日付保管契約(改訂済)をいう。
- 「目論見書」 ファンドに関する2006年4月付目論見書をいい、適宜変更または補足される。
- 「ユーロ」 1992年2月7日にマーストリヒトで署名された欧州連合条約に従って単一通貨を採用した欧州連合参加加盟国の共通通貨をいう。

## 独立監査人報告書

GW セレクト・ファンド 安定型の受託会社としての  
ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

### 監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ニッポン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストであるGW セレクト・ファンド 安定型（以下「シリーズ・トラスト」という。）の2024年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

### 我々が行った監査

シリーズ・トラストの財務書類は、以下により構成される。

- ・2024年3月31日現在の純資産計算書
- ・2024年3月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

### 意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

### 独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会により公表された職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってシリーズ・トラストから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

### その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がシリーズ・トラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

### 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・シリーズ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

### その他の事項

監査意見を含む当報告書は、シリーズ・トラストの受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためだけに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2024年7月29日

## 独立監査人報告書

GW セレクト・ファンド 積極型の受託会社としての  
ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

### 監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ニッポン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストであるGW セレクト・ファンド 積極型（以下「シリーズ・トラスト」という。）の2024年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

### 我々が行った監査

シリーズ・トラストの財務書類は、以下により構成される。

- ・2024年3月31日現在の純資産計算書
- ・2024年3月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

### 意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

### 独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会により公表された職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってシリーズ・トラストから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

### その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がシリーズ・トラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

### 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・シリーズ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

### その他の事項

監査意見を含む当報告書は、シリーズ・トラストの受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためだけに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2024年7月29日

## Independent auditor's report

To FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of GW Select Fund Moderate Type

### Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of GW Select Fund Moderate Type (a sub-trust of Nippon Offshore Funds) (the Series Trust) as at March 31, 2024, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

### What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise :

- the statement of net assets as at March 31, 2024;
- the statement of investments as at March 31, 2024;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

### Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

### Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

#### Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also :

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

## Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers  
Cayman Islands  
July 29, 2024

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

## Independent auditor's report

To FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of GW Select Fund Aggressive Type

### Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of GW Select Fund Aggressive Type (a sub-trust of Nippon Offshore Funds) (the Series Trust) as at March 31, 2024, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

### What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise :

- the statement of net assets as at March 31, 2024;
- the statement of investments as at March 31, 2024;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

### Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

### Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

#### Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also :

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

## Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers  
Cayman Islands  
July 29, 2024

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 御園生豪洋

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2023年1月1日から2023年12月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

## 独立監査人報告書

GW セレクト・ファンド 安定型の受託会社としての  
ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

### 監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ニッポン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストであるGW セレクト・ファンド 安定型（以下「シリーズ・トラスト」という。）の2023年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

### 我々が行った監査

シリーズ・トラストの財務書類は、以下により構成される。

- ・2023年3月31日現在の純資産計算書
- ・2023年3月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

### 意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

### 独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会により公表された職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってシリーズ・トラストから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

### その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がシリーズ・トラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

### 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・シリーズ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

### その他の事項

監査意見を含む当報告書は、シリーズ・トラストの受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためだけに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2023年7月27日

## 独立監査人報告書

GW セレクト・ファンド 積極型の受託会社としての  
ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

### 監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ニッポン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストであるGW セレクト・ファンド 積極型（以下「シリーズ・トラスト」という。）の2023年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

### 我々が行った監査

シリーズ・トラストの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2023年3月31日現在の純資産計算書
- ・ 2023年3月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

### 意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

### 独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会により公表された職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってシリーズ・トラストから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

### その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がシリーズ・トラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

### 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・シリーズ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

### その他の事項

監査意見を含む当報告書は、シリーズ・トラストの受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためだけに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2023年7月27日

## Independent auditor's report

To FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of GW Select Fund Moderate Type

### Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of GW Select Fund Moderate Type (a sub-trust of Nippon Offshore Funds) (the Series Trust) as at March 31, 2023, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

### What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise :

- the statement of net assets as at March 31, 2023;
- the statement of investments as at March 31, 2023;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

### Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

### Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

#### Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also :

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

## Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers  
Cayman Islands  
July 27, 2023

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

## Independent auditor's report

To FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of GW Select Fund Aggressive Type

### Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of GW Select Fund Aggressive Type (a sub-trust of Nippon Offshore Funds) (the Series Trust) as at March 31, 2023, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

### What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise :

- the statement of net assets as at March 31, 2023;
- the statement of investments as at March 31, 2023;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

### Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

### Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

#### Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also :

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

## Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers  
Cayman Islands  
July 27, 2023

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。